

令和7年12月第152回内子町議会定例会会議録（第1日）

- 招集年月日 令和7年12月2日（火）  
○開会年月日 令和7年12月2日（火）  
○招集場所 内子町議会議事堂

○出席議員（13名）

1番	酒井勝也君	2番	松田修君
3番	西口邦彦君	4番	城戸司君
5番	向井一富君	6番	久保美博君
7番	森永和夫君	8番	菊地幸雄君
9番	泉浩壽君	10番	大木雄君
11番	山本徹君	12番	下野安彦君
13番	山崎正史君		

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

町長	小野植正久君	副町長	山岡敦君
総務課長	上山淳一君	企画情報課長	二宮大昌君
住民課長	橋本一恵君	税務課長	久保宮賢次君
保健福祉課長	上野昌宏君	こども支援課長	亀岡秀俊君
建設デザイン課長	亀内重範君	会計課長	山本勝利君
町並・地域振興課長	高山重樹君	農林振興課長	新田栄作君
小田支所長	中嶋優治君	環境政策室長	西岡美穂君
教育長	林純司君	学校教育課長	宮久保邦博君
自治・学習課長	福見光生君		
代表監査委員	赤穂英一君	農業委員会会長	北岡清君

○出席した事務局職員の職氏名

事務局長	高嶋由久子君	書記	本田紳太郎君
------	--------	----	--------

○議事日程（第17号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期決定の件及び議事日程通告  
自 令和7年12月2日

会期

11日間

令和7年12月第152回内子町議会定例会

至 令和7年12月12日

- 日程第 3 議長諸般の報告
- 日程第 4 招集あいさつ及び行政報告
- 日程第 5 令和7年度財務監査の結果に関する報告
- 日程第 6 発議第 2号 内子町議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第 7 議案第 85号 内子町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 8 議案第 86号 内子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 87号 内子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第 88号 内子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第 89号 内子町普通公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第 90号 内子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第 91号 内子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第 92号 内子町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第 93号 内子町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第 94号 内子町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第 95号 内子町歴史観光交流拠点施設の指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第 96号 令和7年度内子町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第19 議案第 97号 令和7年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第20 議案第 98号 令和7年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第21 議案第 99号 令和7年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第22 議案第100号 令和7年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第23 議案第101号 令和7年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算（第1号）について

- 日程第24 議案第102号 令和7年度内子町水道事業会計補正予算（第2号）について  
日程第25 議案第103号 内子町教育委員会委員の任命について  
日程第26 議案第104号 内子町固定資産評価審査委員会委員の選任について  
日程第27 議案第105号 内子町固定資産評価審査委員会委員の選任について  
日程第28 議案第106号 内子町固定資産評価審査委員会委員の選任について

---

○本日の会議に付した事件  
日程第1から日程第28まで

---

午前 10時00分 開会

- 議会事務局長（高嶋由久子君） ご起立願います。礼。ご着席ください。  
○議長（泉浩壽君） ただ今から、令和7年12月第152回内子町議会定例会を開会いたします。

本定例会には、地方自治法第121条第1項の規定により、町長、教育長、代表監査委員及び農業委員会会長の出席を求めています。

また、説明員として出席通知のありましたものは、副町長及び総務課長及び各課長等の15名であります。

これより、本日の会議を開きます。

---

#### 日程第 1 会議録署名議員の指名

- 議長（泉浩壽君） 「日程第1 会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、10番、大木雄議員、11番、山本徹議員を指名します。

---

#### 日程第 2 会期決定の件及び議事日程通告

- 議長（泉浩壽君） 「日程第2 会期決定の件及び議事日程通告」のうち、会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、去る11月25日開催の議会運営委員会において協議され、本日から12日までの11日間としております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

- 議長（泉浩壽君） ご異議なしと認めます。

従って、会期は本日から12月12日までの11日間に決定しました。

なお、本日の議事日程は、お手元に配布しております「議事日程（第17号）」のとおりであります。

---

### 日程第 3 議長諸般の報告

○議長（泉浩壽君） 「日程第3 議長諸般の報告」をします。

議長としての報告事項は、お手元に配布しておるとおりであります。ご覧いただいたことと思いますから、ご了承ください。

これをもって、諸般の報告を終わります。

---

### 日程第 4 招集あいさつ及び行政報告

○議長（泉浩壽君） 「日程第4 招集あいさつ並びに行政報告」を町長より受けることにします。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

[小野植正久町長登壇]

○町長（小野植正久君） 本日ここに、第152回令和7年12月内子町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私共に大変ご多忙中にもかかわらずご出席いただき、誠にありがとうございます。

本定例会に町長として提出いたします案件は、条例の制定1件、条例の一部改正9件、指定管理者の指定1件、補正予算7件、人事案件4件の合計22件でございます。

それぞれの案件につきましては、その都度、ご説明申し上げますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

さて、年の瀬も近づき、日に日に冬らしくなってきました。振り返りますと、この秋、町内各地域では、恒例の文化祭や農業祭だけでなく、内子・五十崎地区での内子芸術祭や、小田地区でのアートベンチャーエヒメフェス2025など、内子町の資源や風土を生かした芸術作品に触れる機会も多く設けていただきました。参加いただいたアーティストの方々の多様な視点で、内子町の新たな魅力を見出していただけましたことと思います。

さて、先日、11月20日から21日にかけて、愛媛県町村会で、令和6年能登半島地震並びに令和6年能登豪雨により甚大な被害を受けた地域の復旧・復興状況について、現地を視察し、被災地の課題や対応状況を把握するとともに、災害対策や地域の防災体制の強化に資する知見を得るため、石川県の穴水町と能登町を視察し研修いたしました。

地震発生は、令和6年1月1日、午後4時10分ごろで、地震の規模は、マグニチュード7.6、最大震度7、両町の最大震度は6強でございました。元旦の地震ということもあり、里帰りしている方々を含め被災者を多く出すことになりました。

能登半島地震による犠牲者は、本年11月10日時点で、直接死228人、災害関連死456人、合わせて684人となっています。

また、穴水町と能登町では、直接死22人、災害関連死113人と、災害関連死の方が多い状況となっていますが、原因としては、避難所での環境の悪化や医療体制の不十分さなど

が挙げられていました。

また、両町の家屋への被害や道路、水道などのインフラに対する被害も甚大で、家屋については全壊建物だけでも約3,000棟、半壊まで含めると数倍にも上る数となりますが、申請のあった公費解体については、ほぼ完了したとのことでありました。

住宅を失った人たちは、仮設の避難所に避難し、その後、新たに設置した仮設住宅や民間アパート等を活用したみなし仮設住宅で生活をされています。今後の生活の目途が立っていない方もいらっしゃる、計画どおりには進まないとのことでございました。

また、上水道は断水、下水道は使用不可となり、復旧に長時間を要し、道路についてもある程度、復旧したものの、まだ通行止めの路線が残っている状況であります。

これらさまざまな復旧・復興に係る予算は、通常の予算に上乘せされ、膨大な額に膨れ上がります。しかし、発注するための技術者等が必要で、全国の多くの自治体等から応援を受けているものの、まだまだ不足しているとのことでございました。現在、復旧・復興に向け、一生懸命取り組んでいる最中で、まだまだ長期間を要すると感じました。

そういうなかで、私たちの地域は、南海トラフ巨大地震が今後30年以内に80%の確率で発生するとされており、その準備をしておかなければなりません。

まず、命を守る取り組みが重要です。多くの方が、古い建物や家具に押しつぶされ亡くなったり、重傷を負ったりしています。建物全体の耐震化はもとより、価格的に抑えられるシェルターの設置や家具の固定、火災防止の観点から感震ブレーカーの設置などについて、町の補助制度を活用しながら、さらに進めていく必要を感じております。

また、発災当初から迅速に対応できる体制の整備と強化が必要です。研修地でご指導いただいた職員の皆様も言われていましたが、発災当初は職員の登庁も困難になります。そのため、本部の設置や運営に遅れや混乱が発生する恐れがあり、停電や断水、通信網の遮断を想定し、職員間及び外部機関などとの連絡手段の確保など、災害対策本部の強化を図ることが重要となってまいります。

また、自衛隊・各省庁のリエゾンからのさまざまな支援や、応援対策職員派遣制度による被災側自治体と支援側自治体とでペアを組む支援方式。いわゆる「対口支援」など、即座に受け入れ、指示ができる受援体制の整備、災害対応の知識と経験不足による混乱や戸惑いを回避するための職員の対応水準の強化なども課題として挙げられます。

ただ、これら対策を講じたとしても、公助には限界があるということを改めて感じたところでございます。自助、共助についても、地域の防災士や自治会の皆様の協力を得ながら、さらに地域の対応力強化の必要性も強く感じました。

今回の視察研修では、資料を含め多くの参考となる事項等、ご教示をいただきました。財政的な面もあるものの、事前準備をしっかり行い、大きな災害に備えたいと考えておりますので、皆様のご協力をよろしく願いいたします。

それでは、さっそく当面いたしております事務事業等についてご報告申し上げます。

ご報告いたします内容は、1つ目として、12月補正予算の概要について。2つ目として、

観光プロモーション及び町産品販路開拓にかかるシンガポール輸出事業について。3つ目が、文楽公演「内子The文楽2025」についてでございます。

それでは最初に、令和7年度12月補正予算の概要についてご報告いたします。

12月補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ2億5,038万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を127億1,935万5,000円としております。前年度同期の予算額と比較し、4億9,355万5,000円、率にして4.0%の増となっております。

詳細は後程ご説明いたしますが、主だったものとしましては、防災・安全安心づくりにかかる、がけ崩れ防止対策事業、上重松B地区擁壁工事1,700万円、災害復旧にかかる経費4,295万6,000円、障がい者福祉にかかる自立支援給付費7,957万円、その他、令和7年人事院勧告に基づく職員の俸給月給の引き上げ等にかかる人件費などについて、予算計上しております。その財源は、分担金、補助金、地方債などに加え、基金を取り崩して充当する予定にしております。

次に、観光プロモーション及び町産品販路開拓にかかるシンガポール輸出事業についてご報告いたします。

今回、シンガポールにおいて、内子町としては初めて、観光プロモーションと伝統工芸・和紙をテーマに「ギルディング」と「五十崎凧」の販売促進にかかる出店を10月4日から11月9日まで行いました。

会場となったのは無印良品のシンガポール店で、東南アジア地域の旗艦店として2017年に開業し、2023年には大規模な拡張と改装を経てグランドオープンしました。無印良品の店舗としては、世界最大級となっております。

約90㎡のイベントスペース内は、内子町産品の販売をはじめ、中央に大凧合戦で活躍している大凧2統をディスプレイし、正面には観光PRするためのタペストリーを、両サイドにはギルディングのタペストリーを吊るし、観光PR動画やパンフレットも設置するなど来場者が楽しめるブースとしました。

オープニングの10月4日と5日には、「ギルディング」を手掛ける株式会社「五十崎社中」と町職員が渡航し、観光PRやワークショップを実施し、多くのお客様にご来場いただきました。ワークショップは、定員をオーバーする人気ぶりで伝統工芸の良さも伝えることができました。

お客様からは、「東京や大阪などに行ったことはあるが、愛媛や内子のことは初めて知った。とても美しいところで興味がある。」「伝統工芸にふれる機会はなく、とても貴重な体験ができた。」「内子町にとっても興味がある。」などなど、生の声を聞くことができました。

また、ギルディングと凧製品の売れ筋商品は、さっそく、日系企業が経営する「コミュニティマーケット」で販売することが決定し、販路開拓にもつなげることができました。さらに、来年1月には、シンガポールからバイヤーが来町することが決まっております。

今回は伝統工芸をテーマに輸出事業を実施しましたが、今後も出展内容の精査・検討及び検証をしっかりと行い、また観光協会との連携を図り、さらなる観光客の誘客及び町産品の

販路開拓に努めてまいります。

最後に、文楽公演「内子The 文楽2025」についてご報告いたします。

これまで内子座で行ってございました文楽公演ですが、本町の文化芸術の振興と地域活性化のため、また全国の内子座文楽ファンの期待に応え、今年度は趣向を変えた形での文楽公演を11月29日と30日の2日間で3公演、開催いたしました。定数の約2倍の抽選申し込みがあり、県内外から約200人のお客様に鑑賞していただきました。

高橋邸と高昌寺の2つの会場で実施し、文楽の実演をはじめ、文化功労者で人間国宝の人形遣い、吉田和生さんと愛媛県出身のフリーアナウンサー、武内陶子さんとの文楽対談も盛り上がりました。

また、今年は、内子町が誇る偉人の一人、高橋龍太郎さんを題材にした新作素浄瑠璃の上演や、高橋邸に伝わる古記録「君命禄」に記された、おもてなしの膳を一部再現して提供する「高橋邸ダイニング」を行いました。

文楽の楽しさのもとより、内子町の歴史にも触れていただき、まちぐるみのおもてなしが関係者の皆様に伝わったのではないかと思います。

以上、3件の事柄についてご報告申し上げます。

今後も、内子町に暮らす町民の皆様が、元気で充実した日々を過ごせるよう、ともに活力ある内子町を創造してまいりますので、各種事業の取り組みについて、引き続き議員各位のご指導、ご協力をお願い申し上げ、招集のご挨拶といたします。

○議長（泉浩壽君） 以上で、招集あいさつ及び行政報告を終わります。

これから、議事日程に従って、提出議案の審議に入ります。

---

## 日程第 5 令和7年度財務監査の結果に関する報告

○議長（泉浩壽君） 「日程第5 令和7年度財務監査の結果に関する報告」を受けることにします。

赤穂英一代表監査委員、ご登壇願います。

○代表監査委員（赤穂英一君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 赤穂英一代表監査委員。

〔赤穂英一代表監査委員登壇〕

○代表監査委員（赤穂英一君） ご報告申し上げます。

議案書番号3番の「令和7年度財務監査結果報告」の2ページの4、監査結果をご覧ください。

令和7年度の財務監査は、代表監査委員の私、赤穂と久保監査委員及び監査委員事務局により、前期における各部署での事業等について、地方自治法第199条第4項及び内子町監査基準に基づき、提出された調書等を中心に、関係資料の審査、関係職員からの聴取と令和6年度決算審査及び例月現金出納検査における指導事項等への対応状況の確認も含めて、抽出により実施いたしました。その結果、一般会計・特別会計及び公営企業会計の各種事業等

は、現時点では特に大きな問題もなく進捗しており、執行内容もおおむね適正に処理されているものと認められました。

全体的には、評価できることも数多く見受けられましたが、今後、検討あるいは留意されたい事項も見受けられましたので、主な意見として、次のとおり10項目になりますが、ポイントとなる部分を中心にご報告いたします。

まず、1の令和6年度決算審査及び例月現金出納検査における指導事項等への対応状況について、主なものを申し上げます。

アの事務処理についてであります。これまでに指摘・指導した不適切事例等については、本来の事務処理手順の遵守、3ページですが、管理者の事務管理をいっそう徹底することとして再発防止策・改善策に取り組んでおられ、全体的には問題なく事務遂行されていました。

ただし、一部の部署において、指導事項に対して改善が不十分な事項も確認されました。不適切な事務処理が発生するとその処理に多大な事務量が必要となり、結果として事務量増加や行政への信頼を損なうことにつながります。担当者の指導はもとより、管理者の日々の決裁時におけるチェックをしっかりと行い、事務管理をいっそう、徹底願います。

時間外勤務手当等についてであります。今回の財務監査においては、一部の部署の一部の職員に見受けられていた時間外勤務の慢性化及び複数の部署の一部の職員に見受けられていた有給休暇がほとんど取得できない事象は改善傾向となっていました。これは、改善に向けて、担当者相互の事務支援、事務分担の見直し、必要な職員の配置など、各種取り組みを行ってこられた成果であり、一定の評価はできます。

ただし、時間外勤務については、超過勤務命令が出ていないのに早朝出勤や遅くまで退庁しない職員も一部ではありますが確認されました。役場の執務環境で行うことのできる用務と役場の執務環境以外で行うべき用務、公務と公務外の用務の区分について、部署によりそれらへの判断に若干、温度差が確認されました。統一的なガイドラインによる指導が必要です。

また、有給休暇については、一部の部署で、職員間の取得日数に大きな差がまだ見受けられるため、有給休暇取得計画表の活用を徹底するほか、休みにくい原因を解明し、その解消にいっそう努めていただきたいと思います。特に、採用後間もない職員には配慮願います。

また、体調を崩し、病気休暇取得や病気休職となっている職員も確認されました。復職プログラムや保健師を活用し、改善に取り組んでおられることは評価できますが、引き続き専門家と連携して職場復帰に向けてサポートするとともに、原因解明を行い、同様の事象の未然防止に努めていただきたいと思います。

職員は組織の財産であり、健康管理は各人の自己管理が重要であることは言うまでもありませんが、管理者の重要な責務のひとつです。引き続き、「内子町職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則」などの遵守に努めていただきたいと思います。

公用車の管理についてですが、今回の財務監査においても、職員等の不注意による公用車の損傷案件は確認されました。いずれの事案も注意しておれば防ぐことができたもので、公

用車の前方・後方の注視不足が主な原因でした。

新たな取り組みとして、令和5年度から理事者自ら当事者やその上司に直接注意を行い、職員全体への意識改革を促し、不注意による事故件数は大幅に減少しましたが、1年だけの効果で翌年度から元に戻っています。引き続き、結果につながる注意喚起や再発防止策に取り組んでいただきたいと思います。

以下は記載のとおりです。

続いて、電算・システム関連の委託費用についてですが、電算・システム関連の委託費用については、当初の入札によるシステム導入時以降、ほとんどの場合、落札業者との随意契約となっています。重要なのは、常に「サービスの対価」であることを念頭に置き、必要性和契約金額の妥当性を検討することであり、決裁文書にしっかりと記録願います。今回の財務監査において、ほとんどの部署で必要な記録がされていましたが、不十分な部署も一部で確認されました。いっそう徹底願います。

大きい2番として、工事請負・業務委託の入札契約・随意契約についてですが、最初の4行は記載のとおりです。

5行目。今回の財務監査においても、全体的には競争性・透明性・経済性を踏まえた競争入札、見積り合わせが行われており、適正に予算執行されていました。

近年、県内外の自治体において、入札に関連した不正事件が後を絶たない状況です。決して対岸の火事と捉えず、法令や事務処理手順等を遵守するとともに、管理者によるいっそう厳正な事務管理を徹底願います。改善策に取り組んでいる自治体の先行事例を参考とするなど、透明性の確保・コンプライアンスの遵守にいっそう努めていただきたいと思います。

以下、記載のとおりです。

5ページの3番、施設・設備の管理についてですが、最初の7行は記載のとおりです。

8行目、内子町では、「内子町地域防災計画」を基本に各種マニュアルが策定され、緊急時に的確な対応ができる体制となっています。特に、避難所開設の対応については、内閣府「避難所等に関するガイドライン」を基本に具体的な対応手順が定められ、適時・適切な対応がされる体制となっております。避難指示等に関する判断・伝達マニュアルについても整備されています。引き続き、災害時に迅速・的確な対応ができるよう努めていただきたいと思います。

以下、3行と6ページの4行目の前半までは記載のとおりです。

6ページの4行目の途中からですが、予算の関係もあることから、一気に改修・建替えは困難であるため、引き続き、総合管理計画に基づき計画的に取り組んでいただきたいと思います。加えて、利用状況が低調な施設については、関係部署一丸となり施設の有効活用に向けていっそう努力願います。

引き続き、施設・設備の利用維持・向上、身体障がい者、高齢者、児童等への配慮などに鋭意取り組んでいただきたいと思います。

4の滞納についてであります。町税をはじめとした滞納は、令和6年度は対前年度比で782万6,000円の減少となっております。以下、4行は記載のとおりです。

厳しい経済・地域情勢を考えると、徴収事務はますます苦勞を伴う業務となりますが、自主財源の確保、公平な負担、行政の信頼につながるものであり、過年分を含め、その解消にいつそう努めていただきたいと思います。引き続き、職員の不作為による安易な不納欠損処理とならないよう、法令に基づき厳正に対処するとともに、滞納者本人はもとより、必要に応じ連帯保証人へも接触するなど、厳正に対応願います。

以下3行は記載のとおりです。

引き続き、納税者利便の向上と行政の効率化のため、振替納税の更なる向上策に取り組んでいただきたいと思います。

5の情報化・ICT化についてであります。最初の4行は記載のとおりです。

7ページ、3行目。本年度も①情報セキュリティの体験型訓練として抜き打ちのメールを使った情報セキュリティ対応訓練、②個人情報に関する安全管理措置研修、③個人情報自己点検、④担当部署による実地監査を実施するなど、工夫を加えた効果的な取り組みがされることとなっており、高く評価できます。ただし、一部の施策は職員の慣れに繋がっているため、一斉実施をずらして実施するなど、改善策に取り組んでいただきたいと思います。加えて、用務等の関係で研修に参加できなかった職員へは研修資料を確実に配付するとともに、自己研修時間も確保するよう徹底されており、評価できます。

なお、保存期間を満了して不要となった情報資産の廃棄については、法令に基づき、紙の廃棄のみならず、データの廃棄も確実に行っていただきたいと思います。引き続き、厳正な実施に取り組み、決して監査や点検が形骸化しないよう取り組んでいただきたいと思います。

6の助成行政についてであります。助成行政において重要なのは、その運用において制度の目的に合致しているか、計画的かつ効率的に行われ、住民の利便性を考慮したものか、運用基準、要綱等は整備され、公正円滑に運用されているか等であります。

複数の部署において、各種助成を行っており、それぞれ、条例、要綱、規則に基づき、公正円滑に運用されています。引き続き、制度の目的に照らし、検証して、必要な場合は見直しを行うなど公正円滑な運用に努めていただきたいと思います。

7の補助及び交付金の支出についてであります。各種団体の活動を支援、奨励することは、地域の活力や人材育成、町行政の円滑な推進のためにも重要なことです。今回の監査においては、実態や活動実績を的確に反映して、補助金の見直しに取り組んでいる事例も多く見受けられ、評価できます。引き続き、各団体等の補助額の審査や査定が前年踏襲で形式的となり、団体の実態、思い、悩み。8ページ。など、大切なことが見落とされていないか留意しながら、今後も各種団体の指導と育成に努めていただきたいと思います。

8の基金についてであります。内子町では、現在、29の基金が設けられています。令和5年度の財務監査では、29すべての基金について各担当部署から根拠法令・条例・設置

目的・活用の検討機関・活用の検討方針・今後の活用の検討状況等を整理していただき、確認を行いました。本年度も特に大きな問題はなく、推移しております。

以下、5行は記載のとおりです。

9の公営企業会計についてですが、まず水道事業について。最初の5行は記載のとおりです。

6行目。令和7年度も一般会計繰入金における多額の基準内・基準外の見通しは、前年度と同様の状況です。地方交付税に反映しない基準外繰入金は、可能な限り逡減させる必要があります。加えて、料金水準の妥当性を示す料金回収率は、令和6年度においては85.51%で必要とされる100%を下回っており、料金水準の適正化が喫緊の課題であります。

以下、5行は記載のとおりで、次、9ページの下水道事業について。令和7年度も一般会計繰入金における多額の基準内・基準外の見通しは、前年度と同様の状況です。地方交付税に反映しない基準外繰入金は、可能な限り逡減させる必要があります。加えて、料金水準の妥当性を示す経費回収率は、令和6年度において58.77%で、必要とされる100%を大きく下回っており、全国の類似団体や愛媛県内の団体と比較しても、非常に低調な状況です。下水道への接続や使用料金の適正化を含め、安定した下水道事業経営のため、改善に取り組む必要があります。令和6年度から使用料金を増額改定していますが、さらなる使用料金の増額改定は避けて通れない状況にあります。

10の内部統制についてであります。内部統制については、平成29年の地方自治法の改正により、内子町は制度の導入が努力義務付けされました。これを受けて、これまでの各種監査・検査・審査において早期の導入を指導させていただいたところ、令和5年4月から導入されております。

今般、令和6年度内子町内部統制評価報告書の提出があり、地方自治法第150条第5項及び内子町監査基準に基づき審査を行いました。その審査意見については、令和6年度内子町内部統制評価報告書の審査意見のとおり、評価手続及び評価結果に係る記載は、おおむね相当と認めました。

ただし、評価リスクの時間外勤務については、職場への入退庁記録等を確実に確認するとともに、勤務実態・内容を十分に把握したうえで、引き続き適切な指導をしていただきたいと思います。なお、制度導入2年目であることから、評価リスクはこれまでの事務処理不適切事例や各種監査・検査・審査において指摘・指導してきた事項が中心となっています。内部統制を適切に整備・運用し、より効果的なものとなるよう、評価リスクについて必要な見直しを行うとともに、職員への制度のさらなる周知徹底や発生した不備への適切な対応、適時・適切なモニタリング等に取り組み、不適切事案の発生防止に努めていただきたいと思います。

最後、10ページ。

後期、10月～3月であります。においても引き続き、各種課題に的確な対応をするとともに、まちの良さと個性が活かされた内子町形成のため、いっそう努められることを望み、

財務監査報告といたします。

○議長（泉浩壽君） ただ今の財務監査報告に対する質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。  
以上で、財務監査報告を終わります。

---

#### 日程第 6 発議第 2 号 内子町議会会議規則の一部を改正する規則について

○議長（泉浩壽君） 「日程第 6 発議第 2 号 内子町議会会議規則の一部を改正する規則について」を議題とします。

提出者であります議会運営委員会委員長に趣旨説明を求めます。山崎議会運営委員長、登壇願います。

○議会運営委員長（山崎正史君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 山崎議会運営委員長。

〔山崎正史議会運営委員長登壇〕

○議会運営委員長（山崎正史君） それでは、「内子町議会会議規則の一部を改正する規則について」を説明申し上げます。

議案書 1 の 2 ページをご覧ください。

「発議第 2 号 内子町議会会議規則の一部を改正する規則について」。

内子町議会会議規則の一部を改正する規則を、別紙のように定めることにつき、地方自治法第 109 条第 6 項及び第 7 項並びに、内子町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定により、提出する。

令和 7 年 12 月 2 日提出

提出者 内子町議会 議会運営委員会  
委員長 山崎 正史

提案理由は、地方自治法の一部改正を受け、標準町村議会会議規則が一部改正されたことに伴い、議会に係る手続きについてオンライン化に対応した改正を行うとともに、現在の社会情勢等に照らし所要の整備を行うため、内子町議会会議規則の一部を改正するものです。

改正条例案は、次のページ、3 ページから 7 ページにかけて記載しておりますのでご覧ください。

また、その改正内容の詳細については、議案等説明資料 4 の 1 ページから 5 ページにかけて新旧対照表を掲載しておりますのでご参照ください。

なお、附則にて、この規則は公布の日から施行するものです。

以上、「内子町議会会議規則の一部を改正する規則」について説明とさせていただきます。  
よろしく、ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（泉浩壽君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

山崎委員長、席にお戻りください。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて討論を終結します。

これより、「発議第2号」の採決を行います。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（泉浩壽君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 7 議案第 8 5 号 内子町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（泉浩壽君） 「日程第7 議案第85号 内子町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第85号 内子町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定」につきましては、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行による児童福祉法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定するものでございます。

その内容につきましては、こども支援課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○こども支援課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 亀岡こども支援課長。

〔亀岡秀俊こども支援課長登壇〕

○こども支援課長（亀岡秀俊君） それでは、「議案第85号 内子町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」ご説明申し上げます。

議案につきましては、議案書1の8ページから18ページになります。

議案書1の8ページをご覧ください。

提案の理由でございますが、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行による児童福祉法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める

ため、条例を制定するものでございます。

この事業は、一般的に「こども誰でも通園制度」と言われており、制度の目的は、保育所等への入所や一時預かりのように「保護者の都合によりこどもを預かる」という事ではなく、「こどもの成長のために通う」という事が基本となっております。こどもの育ちを応援するための制度、こども真ん中の視点で実施される事業となります。

また、この制度が導入されますと、現在の保育所等の入所要件である保護者の就労等を問わず、生後6か月から満3歳未満で保育所等に通っていない子どもを対象に、利用時間に上限はございますが、誰でも保育所等を利用できる新たな通園制度となります。

事業実施は令和8年度となります。

次に、条例について説明いたします。

議案書1の9ページをご覧ください。

まず、第1章・総則ですが、第1条で「児童福祉法」に基づき、乳児等通園支援事業、一般的に言われております「だれでも通園制度」の設備及び運営に関する基準を、本条例にて定める旨記載しております。

第2条では、用語の定義を規定しております。

第3条と。10ページをお願いします。第4条では、最低基準の目的や乳児等支援事業者の責務等を規定しております。

次に、第2章です。乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準では、第1節の通則において、第5条では、乳児等通園支援事業者の一般原則として、利用乳児等の人権に配慮すること、外部評価による事業の改善、保健衛生及び危害防止の配慮など規定をしております。

第6条では、非常災害に備えた訓練の実施。

11ページをお願いいたします。

第7条では、安全計画の策定について規定しております。

第9条と第10条では、職員の一般的条件、知識及び技術の向上等について規定しております。

12ページをお願いいたします。

12条、13条、14条では、利用乳幼児に対して、平等に扱うこと、虐待等の禁止、衛生管理の徹底、必要な医薬品の常備など、規定しております。

第15条では、食事の提供を行う場合の設備を規定しております。

第16条では、事業を運営するにあたっての重要事項を規定しております。

13ページをお願いいたします。

第18条では、守秘義務について。

第19条では、苦情窓口の設置とその対応について規定しております。

第2節の乳児等通園支援事業の区分においては、第20条において、一般型乳児等通園事業と余裕活用型乳児等通園事業、この2つの事業の区分について規定をしております。

14ページをお願いいたします。

次に、第3節では、一般型乳児等通園支援事業について規定しており、第21条では、設備の設置基準。

1ページ飛ばして、16ページをお願いいたします。

第22条では、職員の資格、従事人数などの基準を規定しております。

17ページをお願いいたします。下段あたりです。

次に、第4節では余裕活用型乳児等通園支援事業について規定しております。

第25条において、設備の設置基準、職員の資格、従事人数、通園支援の内容などを規定しております。

18ページをお願いいたします。

最後、第3章では、雑則を定めております。

なお、附則において、この条例は公布の日から施行することといたしております。

以上、「議案第85号 内子町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」の説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（泉浩壽君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第85号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第85号」は産業建設厚生常任委員会に付託することに決定しました。

---

日程第 8 議案第86号 内子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第87号 内子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第 10 議案第88号 内子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（泉浩壽君） 「日程第8 議案第86号 内子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、「日程第9 議案第87号 内子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、「日程第10 議案第88号 内子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、以上の3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第86号 内子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、「議案第87号 内子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、「議案第88号 内子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、以上3件につきましては、児童福祉法等の一部を改正する法律及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の施行に伴い条例の一部を改正するもので、関連がございますので一括提案させていただきます。

その内容につきましては、こども支援課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○こども支援課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 亀岡こども支援課長。

〔亀岡秀俊こども支援課長登壇〕

○こども支援課長（亀岡秀俊君） それでは、議案の説明をさせていただきます。

議案書1の19ページをお願いいたします。

「議案第86号 内子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」。

次に、21ページをお願いいたします。

「議案第87号 内子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」。

23ページをお願いいたします。

「議案第88号 内子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」。

以上、3件の議案につきましては、提案理由として、児童福祉法等の一部改正及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、該当する条例の一部を改正するものでございます。

関連がございますので、一括してご説明を申し上げます。

それでは、条例改正の内容につきまして、議案説明資料4の新旧対照表にて、ご説明させていただきます。

議案説明資料4の6ページをご覧ください。

まず「議案第86号 内子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条

例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

まず、条例改正の説明の前に、児童福祉法等の改正の概要について説明させていただきます。

児童福祉法の一部改正ですが、虐待対応の強化として、対象となる施設、また事業を広く定め、職員による虐待に関する通報義務を創設するもので、児童虐待等に関することを定めている児童福祉法第33条の10に第2項及び第3項が新設されました。

それに伴い、従来、同条の規定を引用しております内子町の基準条例に「第33条の10第1項」と表記する必要があるとございます。

次に、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正についてですが、改正の概要として、保育所等入所時に必要となる健康診断について、母子保健法に基づく乳幼児健診が行われた場合についても省略できるというものでございます。

以上の2点が改正概要となります。

それでは、「本条例」の改正について説明させていただきます。

虐待等の禁止を規定しております第12条ですが、児童福祉法を引用している部分「法第33条の10」を「法第33条の10第1項」に改めます。

次に、利用乳幼児の健康診断に関することを規定しております第17条ですが、児童相談所等利用開始前の健康診断に加え、母子保健法に規定する健康診断を追加するものです。

また、附則において、この条例は公布の日から施行するといたしております。

次に、7ページをご覧ください。

「議案第87号 内子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

児童福祉法等の一部改正に伴い、「本条例」の一部を改正するものでございます。

「本条例」で虐待等の禁止を規定しております第25条ですが、児童福祉法を引用している部分「法第33条の10」を「法第33条の10第1項」に改めます。

括弧書きにつきましては、内子町特定教育・保育施設のうち、認定こども園等については、「認定こども園法」に同様の規定があることから、その該当条文を記載しております。

なお、この改正に伴い、第15条につきましては「この号及び次号において、認定こども園法という」の表記のうち「この号及び次号において」の表記を削除しております。

また、附則において、この条例は公布の日から施行することといたしております。

次に8ページをお開きください。

次に「議案第88号 内子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

児童福祉法等の一部改正に伴い、「本条例」の一部を改正するものでございます。

「本条例」で虐待等の禁止を規定しております第12条ですが、児童福祉法を引用している部分「法第33条の10」を「法第33条の10第1項」に改めます。

また、附則において、この条例は公布の日から施行することといたしております。

以上、「議案第86号 内子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、「議案第87号 内子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、「議案第88号 内子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」の説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（泉浩壽君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第86号」から「議案第88号」までの3議案は、産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第86号」から「議案第88号」までの3議案は、産業建設厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩をします。

午前11時10分から再開します。

午前 10時57分 休憩

---

午前 10時10分 再開

○議長（泉浩壽君） 休憩前に続き、会議を開きます。

---

#### 日程第 11 議案第89号 内子町普通公園条例の一部を改正する条例について

○議長（泉浩壽君） 「日程第11 議案第89号 内子町普通公園条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第89号 内子町普通公園条例の一部を改正する条例」につきましては、新たに坂町ひろばを設置するため、条例の一部を改正するものでございます。

その内容につきましては、町並・地域振興課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○町並・地域振興課長（高山重樹君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 高山町並・地域振興課長。

〔高山重樹町並・地域振興課長登壇〕

○町並・地域振興課長（高山重樹君） 「議案第89号 内子町普通公園条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書1の25ページをお開きください。

本案は、新たに「坂町ひろば」を設置するため、本条例の一部改正を行うものでございます。「坂町ひろば」については、これまで「仮称坂町小公園」で説明等をしていた公園になります。

八日市護国伝統的建造物群保存地区に隣接していて、伝建地区の入口にふさわしい用途に整備すること、来訪者や地域住民が安らげて、交流ができる空間などを整備することで、森文醸造株式会社の工場跡地を購入し、地元住民の方とワークショップを重ね、基本構想を策定し、12月10日には公園が完成予定となっております。

「坂町ひろば」という名称については、ワークショップ参加者から公募をし、決定いたしました。

26ページに改正条例案を掲載しております。

また、議案等説明資料4の9ページには、新旧対照表を掲載しております。

説明は新旧対照表にて行います。

別表中、4行目に名称は「坂町ひろば」、位置は「内子町内子2603番1」を新設の普通公園として追加するものです。

この条例は、公布の日から施行します。

以上、「議案第89号 内子町普通公園条例の一部を改正する条例について」のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（泉浩壽君） これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「質疑なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第89号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第89号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することに決定しました。

---

日程第 12 議案第90号 内子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 13 議案第91号 内子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

の一部を改正する条例について

日程第 14 議案第92号 内子町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する  
条例の一部を改正する条例について

日程第 15 議案第93号 内子町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の  
一部を改正する条例について

○議長（泉浩壽君） 「日程第12 議案第90号 内子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、「日程第13 議案第91号 内子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、「日程第14 議案第92号 内子町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」、「日程第15 議案第93号 内子町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」、以上の4件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第90号 内子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、「議案第91号 内子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、「議案第92号 内子町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」、「議案第93号 内子町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」、以上4件につきましては、いずれも令和7年8月7日付け人事院勧告に伴い、条例の一部を改正するもので、相互に関連がございますので、一括提案させていただくものでございます。

その内容につきましては、総務課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○総務課長（上山淳一君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 上山総務課長。

〔上山淳一総務課長登壇〕

○総務課長（上山淳一君） 「議案第90号」から「議案第93号」までの4議案につきましては、いずれも令和7年8月7日付け人事院勧告に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

国家公務員の給与等について、人事院は毎年、国家と民間の給与格差を調査し、その結果に基づいて給与改定等を勧告しています。今年の勧告では、民間給与との格差3.62%を埋めるため、初任給及び若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を上回る給与改定を行うこと、さらに特別給の引き上げや通勤手当の見直しについて勧告がなされました。また、愛媛県人事委員会も県内の実情を踏まえ、給与等の引き上げについて勧告がなされました。

国及び県内の官民比較の結果を受け、これに準じた職員の給与等の改正について承認願いたく定例議会に議案を提出いたしております。

はじめに、「内子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

議案書1の27ページをお開きください。

改正の内容は、人事院勧告に準じ、通勤手当の見直しと一般職の特別給を年間0.05月分引上げ、合わせて給料表の改定を行うものでございます。また、定年前再任用短時間勤務職員(再任用職員)の特別給についても年間0.05月分の引上げを行うものでございます。

改正条例案は、28ページから34ページに、また議案説明資料4の10ページから18ページに新旧対照表を掲載いたしております。

説明は、議案説明資料にて行わせていただきます。

議案説明資料の12ページをお開きください。

第1条では、条例第9条第2項第2号で定める自動車等使用者に対する通勤手当について、民間等の支給状況を踏まえ、記載のとおり通勤距離10km以上の通勤区分について、200円から7,100円の幅で引き上げます。

適用は、令和7年4月1日からでございます。

次に、その下の条例第19条第2項において、一般職の期末手当の支給割合を「100分の125」を「100分の127.5」に0.025月分引き上げます。

また、第3項において、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の支給割合を「100分の70」を「100分の72.5」に0.025月分引き上げます。

次に、その下の条例第20条第2項第1号ですが、13ページをお開きください。

一般職の勤勉手当の支給割合を「100分105」を「100分の107.5」に0.025月分引き上げます。

また、第2号において、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の支給割合を「100分の50」を「100分の52.5」に0.025月分引き上げます。

適用は、いずれも令和7年12月1日からでございます。

次に、別表第1(第3条関係)行政職給料表(一)を、13ページから16ページにかけて掲載している内容で改正します。

適用は、令和7年4月1日からでございます。

続きまして、16ページをお開きください。下段の第2条でございます。

条例第9条第2項第2号で定める自動車等使用者に対する通勤手当についてですが、17ページをお開きください。

民間等の支給状況を踏まえ、通勤距離区分上限を100km以上とし、60km以上の部分について、5km刻みで新たな距離区分を設け、距離区分ごとの手当額は記載のとおり改正します。

適用は令和8年4月1日からでございます。

次に、条例第19条第2項において、一般職の期末手当の支給割合を「100分の127.5」を「100分の126.25」に、また第3項において、定年前提任用短時間勤務職員の期末手当の支給割合を「100分の72.5」を「100分の71.25」に改正します。

次に、条例第20条第2項第1号において、一般職の勤勉手当の支給割合を「100分の107.5」を「100分の106.25」に。

18ページをお開きください。

第2号において、定年前提任用短時間勤務職員の勤勉手当の支給割合を「100分の52.5」を「100分の51.25」にそれぞれ改正するもので、適用は令和8年4月1日からでございます。

結果的に、令和8年度以降の期末・勤勉手当を合わせて改正前条例と比較しますと、一般職、定年前提任用短時間勤務職員ともに6月期で0.025月分、12月期で0.025月分、一年で0.05月分引き上げます。

次に、「内子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明いたします。

議案書1の35ページをお開きください。

改正条例案を36ページから39ページに、また議案説明資料の19ページから22ページに新旧対照表を掲載いたしております。

説明は、議案説明資料にて行わせていただきます。

議案説明資料の19ページをお開きください。

会計年度任用職員の給与につきましては、別表第1に定める行政職給料表によるものとしており、この別表は、先程、人事院勧告に基づく改正をご提案いたしました一般職員の給与を定める内子町職員の給与に関する条例第3条の別表第1「行政職給料表（一）」の1級2級に準じております。

こうしたことから、会計年度任用職員の給料表につきましても、一般職員の給料表同様に改正を行うものでございます。

別表第1（第4条関係）行政職給料表を、19ページから22ページにかけて掲載している内容で改正いたします。

適用は、令和7年4月1日からでございます。

次に、「内子町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明致します。

議案書1の40ページをお開きください。

改正条例案は41ページに掲載をしておりますが、説明は議案説明資料の新旧対照表でご説明申し上げます。

23ページをお開きください。

特別職におきましては、年間の期末手当の支給割合を0.05月分引き上げる内容でございます。第1条では、条例第4条第2項で規定する期末手当の支給割合を「100分の1

72.5」から「100分の177.5」に改め、第2条で、同条同項で規定する期末手当の支給割合を、「100分の177.5」から「100分の175」に改正します。

改正前条例と比較しますと、令和7年度における期末手当については、12月期の期末手当において0.05月分を引き上げ、令和8年度以降の期末手当については、6月期で0.025月分、12月期で0.025月分、1年で0.05月分引き上げる改正となっております。

第1条関係につきましては、令和7年12月1日から適用し、第2条につきましては、令和8年4月1日に施行するものでございます。

最後に、「内子町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明いたします。

議案書1の42ページをお開きください。

改正条例案は43ページに掲載をしておりますが、説明は議案説明資料の新旧対照表でご説明申し上げます。

議案説明資料24ページをお開きください。

第1条では、条例第5条第2項で規定する期末手当の支給割合を、「100分の172.5」から「100分の177.5」に改め、第2条で、同条同項で規定する期末手当の支給割合を「100分の177.5」から「100分の175」に改正します。

改正する内容につきましては、「議案第92号」と同様でございますので、説明を割愛させていただきます。

以上、「議案第90号」から「議案第93号」までの4議案につきまして、一括してご説明申し上げます。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（泉浩壽君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） 委員会が違いますので、ちょっと質問しておきたいと思います。

通勤手当の改正があると思うんですけども、片道が今まで60kmだったのが、それがまた100kmまで細かく分かれて改正されると思うんですけども。この町職員のなかで、現在60km以上の方がどのくらいおられるのかを、もし分かるようでしたら教えていただけたらと思います。

○総務課長（上山淳一君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 上山総務課長。

○総務課長（上山淳一君） ただ今の質問にお答えをさせていただきます。

記憶する限りでは、今、片道50km以上の距離を通勤している職員はいないというふうに思っております。今回の改正は、国の改正に準じた改正を行っておりますので、こういっ

た100kmまでの区間を定めるものでございます。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） 分かりました。該当者はいないということです。

ただ、いろんな諸事情により町外から通われている職員もおられると思うんですけど、何名ぐらいおられますか。

○総務課長（上山淳一君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 上山総務課長。

○総務課長（上山淳一君） 今、手元にですね、そういった資料を持っておりませんので、具体的な数字をお答えすることはできません。申し訳ございません。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） 町内で最高の通勤の距離というのは、どのくらいでしょうか。

○総務課長（上山淳一君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 上山総務課長。

○総務課長（上山淳一君） 概数でしかお答えはできませんけれども、約30kmまでだというふうに認識しております。

○議長（泉浩壽君） 他に質疑はありませんか。

○7番（森永和夫君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 森永和夫議員。

○7番（森永和夫君） 議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正ということですが、これはこの前の全協のときにも宿題を出しとると思うんですけど、あくまでもこの「人事院勧告に伴い」という言葉が使われていますけれども、人事院勧告というのは、国家公務員の皆さん。まあ、職員の皆さんに対しては、それは準ずるというのは別にやぶさかではない。いいんですけれども、この人勧は議員の報酬や期末手当までは言及していないと私は思っていますが、その法的根拠というのはあるのでしょうか。お伺いします。

○総務課長（上山淳一君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 上山総務課長。

○総務課長（上山淳一君） ただ今の質問にお答えをさせていただきます。

人事院の給与勧告につきましては、これは国の一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員を対象としております。国会議員の歳費でございますけれども、こちらは国会議員の歳費、旅費及び手当に関する法律の規定により支給されておまして、このなかで期末手当につきましては、同法の規定で「内閣総理大臣等の給与を規定する特別職の職員の給与に関する法律の例による」とされております。一方で、内閣総理大臣の給与というのは、特別職の職員の給与に関する法律の規定により支給されており、期末手当については、同法の規定のなかで「内閣総理大臣の給与を規定する一般職の職員の給与に関する法律の

例による」とされております。すなわち、人事院勧告に伴うことですね、国の特別職及び国会議員の期末手当というのはですね、国家公務員、一般職の例によって支給となっておりますので。

○7番（森永和夫君） 国会議員の話をしとるんじゃないんよ。

○総務課（上山淳一君） はい。ですから、国の例に倣って、内子町でもですね、内子町議会議員の期末手当についても人事院の給与勧告に基づいて改正を行っているということでございます。

○7番（森永和夫君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 森永和夫議員。

○7番（森永和夫君） ちょっと今の答弁では説得力に欠けるんですけども、これは法的根拠はないんですよ。全国でもこれを適用していない議会、たくさんあるようです。そのへん、数は私も把握しておりませんが、これはこれまでの歴史のなかで便宜上こういう形で期末手当を上げてきたというだけなので。これは我々、議会側も考えないかんし、やっぱり行政側もですね、人勧に伴う我々の期末手当のことについてはもう少し慎重に相互に議論していかなければいけないということだけ申し上げて、質問を終わります。

○議長（泉浩壽君） 他に質疑はありませんか。

ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第90号」から「議案第93号」までの4議案は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第90号」から「議案第93号」までの4議案は、総務文教常任委員会に付託することに決定をしました。

---

**日程第 16 議案第94号 内子町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について**

○議長（泉浩壽君） 「日程第16 議案第94号 内子町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第94号 内子町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する

る条例の一部を改正する条例につきましては、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づく地方公共団体情報システムの標準化に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

その内容につきましては、企画情報課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○企画情報課長（二宮大昌君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 二宮企画情報課長。

〔二宮大昌企画情報課長登壇〕

○企画情報課長（二宮大昌君） それでは、「議案第94号 内子町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書1の44ページをお願いいたします。

本案は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づく、システムの標準化に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

改正条例案は45ページから47ページに、また議案説明資料4の25ページから26ページに新旧対照表を掲載しております。

説明は議案説明資料にて行います。

議案説明資料4、25ページをお願いいたします。

まず、本条例の改正ポイントをご説明いたします。

特定個人情報を利用できる事務につきましては「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」いわゆる「番号法」で定められた事務と条例で定められた事務に限られます。

この度、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、「住登外者宛名番号管理機能」、つまり「内子町内に住所を有していない人の情報を管理するシステム」に特定個人情報が含まれる仕様となることから、本条例を改正し必要な規定を追加するものでございます。

それでは、新旧対照表の上段をお願いいたします。

本条例で「個人番号の利用範囲」を定めた第4条中、第4項を繰り下げ第5項とし、新たに第4項において、町長または教育委員会は、「番号法」で定められた事務を処理するために、必要な限度で特定個人情報を含む「住登外者宛名番号管理機能」を利用することができるように定めるものでございます。

次に、別表第1の2段目と3段目、「2町長」の項、その下「3教育委員会」の項、「事務」の欄にそれぞれ、『住登外者宛名番号管理機能』による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの』を追加し、「住登外者宛名番号管理機能」で特定個人情報を取り扱うことができるよう定めるものでございます。

別表第2では、町長は「内子町改良住宅等管理条例」によるその他住宅の入居に関する事

務を行うにあたり、家賃算定等において、住登外者の情報を確認することが想定されますので、別表第2中、「1町長」の項、「特定個人情報」の欄に「又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの」を追加し、本件事務処理、家賃算定などにおいて、特定個人情報を含む「住登外者宛名番号管理機能」を利用することができるよう定めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

別表第3では、町が町のその他の機関に対し、特定個人情報を提供する場合、番号法第19条第11号の規定に基づき、条例で定める必要があることから、町長が教育委員会に対し「住登外者宛名番号管理機能」により特定個人情報を含む住登外者情報を提供することができるよう定めるものでございます。

もう一度、25ページにお戻りください。

別表第1の一番上の段、「1町長」の項、「事務」の欄、また、別表第2「1町長」の項、「事務」の欄、1ページめくっていただき、別表第3一番上の段、「1教育委員会」の項、「事務」の欄及び「特定個人情報」の欄につきましては、今回の条例改正に合わせて表記方法を統一するため、「であって規則で定めるもの」を追加するものでございます。

附則におきまして、本条例は公布の日から施行することといたしております。

以上で、「議案第94号 内子町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（泉浩壽君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第94号」は総務文教常任委員会に付託することにしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第94号」は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

---

#### 日程第 17 議案第95号 内子町歴史観光交流拠点施設の指定管理者の指定について

○議長（泉浩壽君） 「日程第17 議案第95号 内子町歴史観光交流拠点施設の指定管理者の指定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第95号 内子町歴史観光交流拠点施設の指定管理者の指

定」につきましては、去る9月22日に開催しました内子町公の施設指定管理者選定委員会の審査結果報告に基づく指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定より、議会の議決を求めるものでございます。

その内容につきましては、町並・地域振興課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○町並・地域振興課長（高山重樹君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 高山町並・地域振興課長。

〔高山重樹町並・地域振興課長登壇〕

○町並・地域振興課長（高山重樹君） 「議案第95号 内子町歴史観光交流拠点施設の指定管理者の指定について」ご説明を申し上げます。

議案書1の48ページをお開きください。

まず1つ目に、指定管理者に管理を委任する施設の名称及び所在地でございますが、名称は内子町歴史観光交流拠点施設。所在地は、内子町内子2009番地でございます。

2つ目に、指定管理者に指定する団体の名称及び所在地でございます。名称は、合同会社LOCUS BRIDGE。所在地は、埼玉県北本市中央4丁目13番地1でございます。

3つ目に、指定の期間でございますが、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間でございます。

本施設は、歴史的風致形成建造物を保存活用することにより、交流人口の拡大を促進するとともに、町民と来訪者の相互交流の場を提供することで地域活性化を資するため設置しているものでございます。

合同会社LOCUS BRIDGEは、元公務員を中心に構成するプロフェッショナルチームで、本社は埼玉県で県外ではありますが、愛媛県から「えひめ9町支援ふるさと納税支援業務」を受託している会社です。

歴史的建造物の保存と活用を両立し、交流人口・関係人口を拡大すること、商店街や周辺地域との連携を強め、地域経済循環を創出すること、利用者目線に立ち、安心・快適な施設運営を行い、利用者満足度を高めていくこと、持続可能な運営と自治体負担軽減を両立させることをコンセプトとしており、9月22日に開催されました内子町公の施設指定管理者選定委員会には3団体より応募があり、審議により、シティプロモーションツアーの実施、施設内でのマルシェの実施、創業及び事業拡大セミナーの実施など、住民、来訪者、事業者などのつながりが広がるような取り組みを提案され、安定した管理運営と住民サービスの向上及び経費の削減についても熟慮した提案だったことから合同会社LOCUS BRIDGEが指定管理者として適任であるとの報告を受けたことから、議会の議決を求めるものでございます。

また、指定管理料については、3年間は運営実証を行う期間ということで、指定管理料に代わるものとして、人件費、光熱水費、組織づくりの検討委託料など、旧森家の運営実証実験の委託料として支払うようにしており、3年後には組織運営・経営の確立を目指し、運営

実証実験により指定管理料を決定していくようにしております。運営実証実験の委託料については、国の第2世代交付金を利用しており2分の1は補助金が交付されております。

また、議案等説明資料4の27ページには、指定管理施設位置図を掲載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上、「議案第95号 内子町歴史観光交流拠点施設の指定管理者の指定について」の説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（泉浩壽君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○13番（山崎正史君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 山崎正史議員。

○13番（山崎正史君） 1点。指定管理料が、前回の説明、全協のときの説明のときに、年間1,000万円というような話だったんですけど。それで、その指定管理をもう、先程、課長から説明があった第2世代交付金で2分の1は出るんだろうという話なんですけど、これ第2世代交付金は、おそらく他の施設でも使っていますけど、3年間じゃないかなというように記憶しとるんですけど。先程、説明があったなかで3年間の実績を見極めて、後の2年残りますから、指定管理。の部分は判断して、指定管理料を設定するというようなことだったんですけど、そのときにはもう交付金が、3年間はあるけど、4年、5年目は交付金はありませんので、そのお金は指定管理料を決めたときに一般財源の何か。例えば、基金のなかから出資するとか、歳出するとかいうような形になるかもしれませんが、そのへんはどのように考えておられるのか聞かせていただいとっただけだと思います。

○町並・地域振興課長（高山重樹君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 高山町並・地域振興課長。

○町並・地域振興課長（高山重樹君） 第2世代交付金は一応、3年間ということで、今回、森家の実証実験ということで3年間、補助金をいただきます。4年後には、その事業者の方が自立して自走してもらうように、指定管理料がなるべくいらないようにしていただくようにはする、頑張ってもらうのが目標なんですけど、またそちらの方は使える補助金があればまた探していきたいとは思いますが、とりあえず、今のところはなければ指定管理料になると思います。

以上です。

○13番（山崎正史君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 山崎正史議員。

○13番（山崎正史君） ちょっと分かりにくいのは、この第2世代交付金事業、おそらく今年の2月ぐらいに新たにできた。これは、今年の2月にできた事業を令和8年度から利用するとした場合に、どんなですか。例えば、年度が替わりますから、そしたらこの5年間のうちに使えるのは2分の1。指定料が使えるのは何年まであって、その後、指定管理は5年間ですから。指定管理は、後の2年ほどのような形で。5年後ですから、だいたい計画がで

きていないと。ちょっと。それはおそらく行政の方も見えているとは思いますが。そのへん、分かる範囲でいいので。僕は産建じゃないものですから。

○町並・地域振興課長（高山重樹君） 7年度、こちらまだ指定管理者ではないんですけど、7年度は指定管理を予定したということで、今回、交付金を使って実証実験をします。8年度、9年度も3年間ということで、第2世代交付金を利用して実証実験を行います。ということは、8年度、9年度ですよ。指定管理者になってからは2年間、第2世代交付金の補助金、交付金をいただいて行って、3年後からはなるべく自立して、自走してもらうように指定管理者の方には言っていますので、なるべく少ない指定管理料でできるようにしていきたいと思っております。

以上です。

○13番（山崎正史君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 山崎正史議員。

○13番（山崎正史君） そしたら、これ令和8年度、9年度は第2世代交付金事業のなかで指定管理料の2分の1を払うと。8年、9年は。4年間になるんですかね。3年ですかね。その分はできる限り、この会社の実績を上げていただいて、自立できると。そういう形のなかで行っていくと。不足費が出た場合には、何か目算というか、考えがあるかどうかだけ、聞かせていただけますか。

○副町長（山岡敦君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 山岡副町長。

○副町長（山岡敦君） 私の方からお答えをさせていただきます。

森家の指定管理を選定するにあたっては、まず初めての事業でありますので、どれだけの指定管理料になるかというのを、そこを見極めるために、この3年間の第2世代交付金を利用させていただいて、それを財源として使いながら、この3年間かけてですね、指定管理料を設定していきたいというふうに考えております。7年度、8年度、9年度は対象事業で、そういった財源の裏付けはありますけれども、それより後については、これはまだ分かりません。そういう交付金がなければ一般財源で指定管理料がどれだけ必要なのか。まだ分かりませんが、一般財源で対応するしかないというふうには考えていますけれども、できるだけ、指定管理の方には自走していただけるような、そういう取り組みを3年間、我々も一緒に伴走しながら考えていきたい、取り組んでいただきたいというふうには考えています。

○議長（泉浩壽君） 他に質疑はありませんか。

○7番（森永和夫君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 森永和夫議員。

○7番（森永和夫君） 今の副町長の答弁、先程の課長の答弁を聞いているとですね、これ指定管理を5年間ということで議会の承認を得るわけですよ。今の聞くと、3年間は第2世代交付金を使いながら。これ1年間1,000万円ですか。3年で1,000万円ですか。そのへんをお聞きしたいんですけども、それはそれとして。あとの2年間は、3年間の実

績を見て、指定管理料がなるべくいらないように自分で自立しなさいよと。自立できんかったらなんぼかは出しますよや言うて、そんなあやふやなことで、この指定管理者の選定を議案として出すんですか。そういうことでいいんですか。

○副町長（山岡敦君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 山岡副町長。

○副町長（山岡敦君） 新しい施設ということでもありますし、まだ全然何も実績のない状態で指定管理者を決めないといけないという状況は、まず前提としてあると思います。そういうなかで、あの施設をどれだけ年間の維持費がいるのかというのは、やっぱりある程度、時間をかけて見ていかないと運営ができていかないと状況になりますので、そこはある程度、見させていただく期間については、国の有利な財源も充てて考えていきたいというふうに考えていまして、できるだけ合理的な経営をしていただくように我々は支援するのが当然のことです。指定管理の方にも頑張ってください。施設を管理していただくための指定管理というのは必要でございますので、その間、しっかり取り組んでいきたいということでございます。

○7番（森永和夫君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 森永和夫議員。

○7番（森永和夫君） 森家の施設の指定管理と、先程、課長の説明でいろんなことの話がありましたけれども、それとは私、別だと思う。別の事業で取り組まれた方がすっきりするんじゃないでしょうかね。

○副町長（山岡敦君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 山岡副町長。

○副町長（山岡敦君） 第2世代交付金ありきの森家の整備ではなくて、森家を整備するにあたって有利な第2世代交付金を利用させていただくということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（泉浩壽君） 他に質疑はありませんか。

ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第95号」は産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第95号」は産業建設厚生常任委員会に付託することに決定をしました。午前中の議事はここまでとし、休憩をします。

午後1時10分から再開します。

午後 12時 1分 休憩

---

午後 1時10分 再開

○議長（泉浩壽君） 休憩前に続き、会議を開きます。

- 
- |        |         |                                      |
|--------|---------|--------------------------------------|
| 日程第 18 | 議案第96号  | 令和7年度内子町一般会計補正予算（第4号）について            |
| 日程第 19 | 議案第97号  | 令和7年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について    |
| 日程第 20 | 議案第98号  | 令和7年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第 21 | 議案第99号  | 令和7年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について      |
| 日程第 22 | 議案第100号 | 令和7年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）について  |
| 日程第 23 | 議案第101号 | 令和7年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算（第1号）について  |
| 日程第 24 | 議案第102号 | 令和7年度内子町水道事業会計補正予算（第2号）について          |

○議長（泉浩壽君） 「日程第18 議案第96号 令和7年度内子町一般会計補正予算（第4号）について」、「日程第19 議案第97号 令和7年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」、「日程第20 議案第98号 令和7年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）について」、「日程第21 議案第99号 令和7年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」、「日程第22 議案第100号 令和7年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）について」、「日程第23 議案第101号 令和7年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算（第1号）について」、「日程第24 議案第102号 令和7年度内子町水道事業会計補正予算（第2号）について」、以上7件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

[小野植正久町長登壇]

○町長（小野植正久君） それでは、「議案第96号 令和7年度内子町一般会計補正予算（第4号）について」、「議案第97号 令和7年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」、「議案第98号 令和7年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）について」、「議案第99号 令和7年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」、「議案第100号 令和7年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）について」、「議案第101号 令和7年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算（第1号）について」、「議案第102号 令和7年度内子町水道

事業会計補正予算（第2号）について」、以上7件について一括してご説明申し上げます。

その概要を議案説明資料4で説明をいたします。

28ページをお開きください。

まず「議案第96号 令和7年度内子町一般会計補正予算（第4号）について」ご説明いたします。

「令和7年度内子町一般会計補正予算（第4号）」は、歳入歳出それぞれ2億5,038万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を127億1,935万5,000円と定めるものでございます。前年度の12月補正後予算と比較して4億9,355万5,000円、率にして4.0%の増となっております。

表中右側に「一般会計補正予算（第4号）」の財源を示しておりますが、国県支出金8,579万7,000円、地方債4,000万円の増額、その他特定財源2,780万4,000円の減額、一般財源1億5,239万6,000円の増額となっております。

今回の補正は、令和7年人事院勧告に基づき、初任給及び若年層に重点をおきつつ、その他の職員も俸給月額及びボーナスを引き上げ、通勤手当の見直し等にかかる人件費の増額、そして防災・安全安心づくり、障がい者福祉などにかかる施策を予算化しております。

29ページをお開きください。

防災・安全安心づくりとしまして、上重松B地区擁壁工事1,700万円を計上しております。がけ崩れ災害から人命を守るため、危険度の高い箇所から順次対策工事を実施していきます。

財源は、がけ崩れ防災事業費分担金170万円、がけ崩れ防災事業費補助金1,020万円、がけ崩れ防災事業債510万円としております。

次に、その下の災害復旧についてですが、令和7年8月中旬にかけて発生しました豪雨に伴う公共施設、農道等災害の2次災害防止を図り、地元の皆様の生命と財産を守るため、復旧に全力で取り組んでまいります。その災害復旧にかかる現年発生補助農業施設災害復旧費2,900万円、現年発生単独農業施設災害復旧費184万2,000円、現年発生単独公共土木施設災害復旧費1,211万4,000円を計上しております。

財源は記載のとおりですが、農地・農業用施設災害復旧事業補助金を活用しながら、災害復旧事業債で財源確保に努めてまいります。

次に、同ページ右側です。

障がい者福祉としまして、自立支援給付費7,957万円を増額して計上しております。障がいのある人が日常生活や社会生活のために必要なサービスを支援します。財源は、障害者自立支援給付費負担金5,967万7,000円、一般財源1,989万3,000円としております。

特別会計及び企業会計も議案説明資料4で説明いたします。

30ページをお開きください。

はじめに、「議案第97号 令和7年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」に

つきましてご説明いたします。

「令和7年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」は、歳入歳出それぞれ2,285万9,000円を追加し、17億8,690万7,000円と定めるものでございます。前年度の12月補正後予算と比較して1億8,885万8,000円、率にして9.6%の減となっております。

今回の主な補正は、人事院勧告に基づく人件費の増額、令和6年度普通交付金返還金639万1,000円、歳入歳出の調整として、予備費1,447万9,000円を計上しております。

次に「議案第98号 令和7年度後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）」につきましてご説明いたします。

「令和7年度後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）」は、歳入歳出それぞれ145万8,000円を追加し、3億378万8,000円と定めるものでございます。前年度の12月補正後予算と比較して29万4,000円、率にして0.1%の増となっております。

今回の補正は、令和8年度から後期高齢者医療保険料へ「子ども・子育て支援金」を上乗せして徴収が始まるため、保険料算定や帳票レイアウト等のシステム改修費用145万8,000円を計上しております。

31ページをお開きください。

次に「議案第99号 令和7年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」につきましてご説明いたします。

「令和7年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」は、歳入歳出それぞれ2,127万2,000円を減額し、29億5,689万3,000円と定めるものでございます。前年度の12月補正後予算と比較して4,112万9,000円、率にして1.4%の増となっております。

今回の主な補正は、人事院勧告に基づく人件費の増額、介護給付費調整で居宅介護サービス給付費2,400万円の減額、地域密着型介護サービス給付費1,100万円の減額、介護予防サービス給付費100万円の増額等を計上しております。

次に「議案第100号 令和7年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）」につきましてご説明いたします。

「令和7年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）」は、歳入歳出それぞれ20万円を追加し、1,433万6,000円と定めるものでございます。前年度の12月補正後予算と比較して77万8,000円、率にして5.7%の増となっております。

今回の補正は、人事院勧告に基づき人件費20万円を計上しております。

32ページをお開きください。

次に「議案第101号 令和7年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正（第1号）」につきましてご説明いたします。

「令和7年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算（第1号）」は、歳入歳出それぞれ309万2,000円を追加し、4,951万1,000円と定めるものでございます。前年度の12月補正後予算と比較して480万6,000円、率にして10.8%の増となっております。

今回の補正は、人事院勧告に基づき人件費の増額、小田寮の第1、第3寮の無線LAN環境整備工事279万4,000円を計上しております。

次に「議案第102号 令和7年度内子町水道事業会計補正予算（第2号）」につきましてご説明いたします。

「令和7年度内子町水道事業会計補正予算（第2号）」の収益的支出の補正につきましては、人事院勧告に基づき人件費78万8,000円を増額し、収益的支出を4億2,772万3,000円としております。

以上、「議案第96号 令和7年度内子町一般会計補正予算（第4号）」から「議案第102号 令和7年度内子町水道事業会計補正予算（第2号）」についての7件についてご説明いたしました。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（泉浩壽君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第96号」から「議案第102号」までの7議案は、予算決算常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第96号」から「議案第102号」までの7議案は、予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

---

## 日程第 25 議案第103号 内子町教育委員会委員の任命について

○議長（泉浩壽君） 「日程第25 議案第103号 内子町教育委員会委員の任命について」を議題とします。

提案者の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 議案書1の49ページをお開きください。

「議案第103号 内子町教育委員会委員の任命について」でございます。

本案につきましては、内子町教育委員会委員の山田清昭氏が、令和8年2月15日で任期満了となることから、その後任として井上由加里氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織

及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会のご同意をお願いするものでございます。

井上由加里氏は、昭和47年9月12日のお生まれで、内子町五十崎乙626番地1にお住まいでございます。五十崎中学校PTA会長、内子町教育委員会外部評価委員会委員など歴任され、特に長年にわたり、五十崎地区のコミスク地域コーディネーターとして、学校と地域の懸け橋となり学校運営協議会の活動にご尽力いただいております。人格、識見ともに申し分なく、内子町教育委員会委員に適任であると存じます。

よろしくご審議のうえ、ご同意賜りますようお願いいたします。

○議長（泉浩壽君） 本案に対する質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。本案は人事案件でございますので、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、ただちに採決に入ります。本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（泉浩壽君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

---

## 日程第 26 議案第104号 内子町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（泉浩壽君） 「日程第26 議案第104号」から「日程第28 議案第106号」まで、「内子町固定資産評価審査委員会委員の選任について」以上、3議案を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 議案書1の50ページをお開きください。

「議案第104号」から52ページの「第106号」までの3件につきましては、いずれも令和8年2月15日で任期満了を迎える内子町固定資産評価審査委員会委員を選任することにつき、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

「議案第104号」につきましては、任期満了後、引き続き、藤崎靖博氏を選任するものです。

藤崎靖博氏は、昭和31年2月4日のお生まれで、内子町内子1936番地にお住まいでございます。教員として長年お勤めされ、平成28年3月五十崎中学校の校長を最後に退職されました。平成29年2月16日より内子町固定資産評価審査委員会委員に選任しており、人格識見ともに申し分なく、委員として適任であると存じます。

次に、51ページをお願いいたします。

「議案第105号」につきましても、任期満了後、引き続き、久保和繁氏を選任するものです。

久保和繁氏は、昭和24年4月22日のお生まれで、内子町平岡甲513番地5にお住まいでございます。長年町内で婦人服製造会社を営み、内子町商工会で役員を務められるなど地域経済の発展に尽力され、地域の顔として天神小学校PTA会長や西沖自治会長を歴任されました。

令和2年2月16日より内子町固定資産評価審査委員会委員に選任しており、人格識見ともに申し分なく、委員として適任であると存じます。

次に、52ページをお願いいたします。

「議案第106号」につきましても、任期満了後、引き続き、本田修司氏を選任するものです。

本田修司氏は、昭和24年3月10日のお生まれで、内子町寺村965番地にお住まいでございます。医療、福祉施設の職員や施設長として長年お勤めされ、地域の顔として寺村自治会長等の役員や小田小中学校運営協議会会長を歴任されました。令和5年2月16日より内子町固定資産評価審査委員会委員に選任しており、人格識見ともに申し分なく、委員として適任であると存じます。

なお、いずれも任期は、令和8年2月16日から11年2月15日までの3年間でございます。

よろしくご審議のうえ、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（泉浩壽君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。本案は人事案件でございますので、討論を省略し、ただちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ご異議なしと認めます。

従って、討論を省略し、ただちに採決に入ります。

採決は議案ごとに行います。

まず、「議案第104号 内子町固定資産評価審査委員会委員の選任について」は、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（泉浩壽君） 起立全員であります。

よって、本案はこれを原案のとおり同意することに決定をしました。

次に、「議案第105号 内子町固定資産評価審査委員会委員の選任について」は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（泉浩壽君） 起立全員であります。

よって、これを原案のとおり同意することに決定をしました。

続いて、「議案第106号 内子町固定資産評価審査委員会委員の選任について」は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（泉浩壽君） 起立全員であります。

よって、これを原案のとおり同意することに決定しました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。

本日、各常任委員会及び予算決算常任委員会に付託しました議案の審査報告については、会期末12月12日の本会議でお願いをいたします。

明日、3日は午前10時から本会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれをもって散会いたします。

○議会事務局長（高嶋由久子君） ご起立願います。礼。

---

午後 1時34分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

内子町議会議員

内子町議会議員

令和7年12月第152回内子町議会定例会会議録（第2日）

- 招集年月日 令和7年12月2日（火）  
 ○開会年月日 令和7年12月3日（水）  
 ○招集場所 内子町議会議事堂

○出席議員（13名）

1番	酒井勝也君	2番	松田修君
3番	西口邦彦君	4番	城戸司君
5番	向井一富君	6番	久保美博君
7番	森永和夫君	8番	菊地幸雄君
9番	泉浩壽君	10番	大木雄君
11番	山本徹君	12番	下野安彦君
13番	山崎正史君		

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

町長	小野植正久君	副町長	山岡敦君
総務課長	上山淳一君	企画情報課長	二宮大昌君
住民課長	橋本一恵君	税務課長	久保宮賢次君
保健福祉課長	上野昌宏君	こども支援課長	亀岡秀俊君
建設デザイン課長	亀内重範君	会計課長	山本勝利君
町並・地域振興課長	高山重樹君	農林振興課長	新田栄作君
小田支所長	中嶋優治君	環境政策室長	西岡美穂君
教育長	林純司君	学校教育課長	宮久保邦博君
自治・学習課長	福見光生君		
代表監査委員	赤穂英一君	農業委員会会長	北岡清君

○出席した事務局職員の職氏名

事務局長	高嶋由久子君	書記	本田紳太郎君
------	--------	----	--------

○議事日程（第18号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
 日程第 2 議事日程通告  
 日程第 3 一般質問

---

○本日の会議に付した事件  
日程第1から日程第3まで

---

午前 10時00分 開会

○議会事務局長（高嶋由久子君） ご起立願います。礼。ご着席ください。  
○議長（泉浩壽君） それでは、ただ今から本日の会議を開きます。

---

**日程第 1 会議録署名議員の指名**

○議長（泉浩壽君） 「日程第1 会議録署名議員の指名」を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、12番、下野安彦議員、13番、山崎正史議員を指名します。

---

**日程第 2 議事日程通告**

○議長（泉浩壽君） 「日程第2 議事日程通告」をします。  
本日の議事日程は、お手元に配布しております「議事日程（第18号）」のとおりであります。

---

**日程第 3 一般質問**

○議長（泉浩壽君） 「日程第3 一般質問」に入ります。  
質問は一問一答とします。議員の発言時間は会議規則第56条第1項の規定により、30分以内とします。発言残時間は右側の壁に設置しております残時間表示板でご確認ください。要点を簡潔に、要領よくまとめ質問されますよう、議員各位のご協力をお願いいたします。

理事者におかれましては、議員の質問の趣旨等に対する確認等がございましたら、先にその旨を告げてから発言してください。

本日の質問者は5名です。

それでは、受付順に質問を許します。

最初に、森永和夫議員の発言を許します。

○7番（森永和夫君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 森永和夫議員。

〔森永和夫議員登壇〕

○7番（森永和夫君） 今日は今期一番の強烈寒気、冬将軍の影響でしょうか。これまでにない冬の冷気が身にしみる朝でした。身も心も引き締まる思いでこの壇上に立っております。

12月議会にあたり、地方創生について、次にゼロカーボンシティに向けた取り組みにつ

いて何点か質問をいたします。

まず、地方創生についてですが、この地方創生が始まったのは、2014年に安倍内閣が「まち・ひと・しごと創生法」を制定したときからでした。このとき、石破前総理は地方創生担当大臣でした。

この「まち・ひと・しごと創生法」ですが、第1条目的には、「この法律は、我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためには、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における、魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進することが重要」と書かれています。

地方創生推進にあたっては、それぞれの自治体が主体的に行う創意工夫の取り組みを国が後押しすることが基本です。国においては、地方創生の4つの柱「地方に仕事をつくる、人の流れを作る、結婚・出産・子育ての希望をかなえる、魅力的な地域を作る」に沿った施策を展開してきました。

内閣府地方創生推進事務局のホームページに、「地域によっては人口増加等をしているところもあり、この中には地方創生の取り組みの成果といえるものが一定数あると評価できる面もある一方、国全体で見たときに、人口減少や東京圏への一極集中などの大きな流れを変えるには至っておらず、地方が厳しい状況にあることを重く受けとめる必要がある。」と書かれているように、いいことばかりではなかったようです。

私は、平成27年6月議会で地方創生について質問をいたしました。「日本中で夢や希望を持ち、豊かな生活のできる地域をつくり、地域を担う個性豊かで多様な人材を確保して、魅力ある多様な就業の機会を創出し、人口減少に歯止めをかけるという政策を追求するということですが、結果的に、ある地域の人口増加は別の地域の人口減少を引き起こすことになるのではないかと。また、創意工夫にあふれた人材を得た地方とそうでない地方とでは、人口だけではなく、所得水準、教育など、基本的な住民サービスの面で格差が出てくるのではないかと思います。」といい面ばかりではなく、私なりにマイナス面もあるのではないかと10年前に申し上げたことが現実のものになっています。

内子町でも、出生数の減少、転出超過など、人口減少に歯止めがかからないという現実があります。

そこで伺います。内子町でも、この地方創生1.0に沿った取り組みがなされてきましたが、この10年間の結果、問題点をどう捉えられているのか。「まち・ひと・しごと創生法」の目的にある東京一極集中の是正、人口減少、少子化、経済の活性化について、町長のご所見を伺います。

○議長（泉浩壽君） 森永和夫議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 森永議員のご質問にお答えをいたします。

内子町では、地方創生1.0を踏まえ、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口一極集中を是正するための実行計画として、平成28年3月に「内子まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、「稼ぐ力のある内子町をめざす」、「住み続けられる内子町をめざす」を基本目標に掲げ、農林商工業や観光業の振興、交流人口の拡大や移住・Uターンの推進、結婚・育児・子育て支援の強化、防災対策、福祉の充実、環境政策や景観行政の推進など、多様な取り組みを行い、様々な角度から総合的にまちの魅力を高め、「内子町で住み続けたい」、「内子町で暮らしたい」と思っただけの町をつくることで、人口減少や少子化へ対応をまいりました。

それぞれの分野でKPIを達成したものがあれば、達成できなかったものもございいますが、分野ごとで見れば、一定の成果を得られているものと考えております。

しかしながら、これらの取り組みが本総合戦略の趣旨である人口減少に歯止めをかけるには至っていないことは事実でございます。これは全国的な問題であるとも捉えております。

現在、国では新たに地方創生2.0の基本構想が閣議決定され、その考え方は「人口減少を押しとどめる」から「人口減少が続くことを正面から受けとめ対応、適応策を講じる」と変更をされております。また、「地方への新しい人の流れを作る」という考え方が「関係人口を活かした都市と地方の支え合い」とされるなど、地方創生1.0の反省を活かした内容に変更をされております。

こうした国の手法や考え方などを参考にしながら、担い手確保や産業の活性化、移住者や関係人口の創出など、当面の人口減少に正面から向き合うなかで、第3期内子町総合計画に掲げる事業を推進してまいりたいというふうに考えております。

○7番（森永和夫君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 森永和夫議員。

○7番（森永和夫君） 地方創成2.0については、また後の質問にもありますけれども、言われるように、私は一番、やっぱり人口減少に歯止めがかからなかったという点。これは内子町だけではありませんけれども、そういったことを今後どうするかということが2.0に関わってくるわけですが。先程も言いましたけれども、地方公共団体間での人口の奪い合いにつながったという面がありますが、このことについて町長はどう思われますでしょうか。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） まさしくそういう側面はあったんだろうというふうに思っております。今、それぞれの自治体ではですね、人口を少しでも増やしたいと、子どもも増やした

いというようなことですね、いろんな子育て支援に限って言ってもですね、いろんなことをそれぞれの自治体で行っております。競争合戦みたいですね、なっております。それは地方での人口の移動というようなことにもつながっていると私も感じておましてですね、そういう面はいかがなものかなというふうにも考えておりますので、やっぱりしっかりとですね、自分の地域でそういうことに左右されない、しっかりとしたまちづくりを行う必要がある、魅力のある町をつくっていく必要がある。そういうふうに思っております。

○7番（森永和夫君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 森永和夫議員。

○7番（森永和夫君） 私はこの人口の奪い合いというのは、ある面、当然のことだと思うんですよ。結局、それぞれの自治体が創意工夫をするということは競争するということなので。それに負けない内子町にするということが、私は大事なんだろうと思います。

それと、この質問の最後の再質問になるんですけども、町長、先程、いろいろ答弁のなかでありましたけど、これまでの1.0の地方創成のなかにはですね、全国的に言うと、やっぱり失敗事例もありますけど、成功事例もたくさんありますよね。そういったことで、町長、これはできたと胸を張って言えることがあれば、何か1つでも、2つでもお聞かせいただきたいと思います。いかがでしょう。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） 少しでもですね、やっぱり人口を増やしていきたい。また、町の活力をですね、作っていきたいということで、私なりにですね、一生懸命取り組んではまいりました。

そういうなかでですね、様々なですね。行政のやれることって限られております。ある意味では。そういうなかでですね、それぞれの産業のですね、農業であったり、林業であったりですね、商業、工業、そういったものも含めてですね、少しでもですね、いろんな補助金、制度も使いながらですね、元気になってほしいというようなことで、様々なですね、私になってからも補助制度を作らせていただいてですね、そういうので産業の応援をさせていただく。その中で、少しずつではありますけれども、農業関係でもですね、10年前と比べたら販売額も伸ばしております。そういうようなことですね、「これは。」というのはいないんですけど、まだ今、継続中でございますので、そういうものがですね、しっかりと花開いていくようにこれからもですね、いろんな政策を進めていく必要があるなというふうに思っております。

○7番（森永和夫君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 森永和夫議員。

○7番（森永和夫君） それでは、次の質問に入ります。

令和7年6月に、今後10年間を見据えた地方創生2.0の方向性を提示する「地方創生基本2.0基本構想」が閣議決定されました。石破前総理は、初代地方創生担当大臣として

地方創生には並々ならぬ思い入れがあるようです。この閣議決定ですが、高市政権でも基本的に継承されることを前提に質問をいたします。

地方創生2.0基本構想の冒頭には、「人口や減少が進むなか、かつて人口増加期に作り上げられた経済社会システムを検証し、中長期的に信頼される持続可能なシステムへと転換していくことが求められている。今後、人口減少のペースが緩まるとしても、当面は人口・生産年齢人口が減少するという事態を正面から受けとめたうえで、人口規模が縮小しても経済成長し、社会を機能させる適応策を講じ、そして地方を元気にする。このため、これまでの10年間の地方創生の成果を継承・発展させつつ、直面する現実から目をそらすことなく、地域にいるすべての主体の力を再び結集し、強く、豊かで、新しい・楽しい地方の実現に向けて取り組んでいくことが求められ、地方創生2.0は単なる地域活性化策ではない我が国の活力を取り戻す経済政策であり、多様な幸せを実現するための社会政策であり、そして地域が持つ本来の価値や楽しさを再発見する営みである。」と書かれています。

これまでの反省点を踏まえた今回の地方創生2.0では、目指す姿として、強い経済と豊かな生活環境をさらに発展させ、その基盤の上に地域や人々の多様性が国民の多様な幸せ、新しい日本、楽しい日本を創り出していく。具体的には、若者や女性にも選ばれる地方をつくる、地域資源を活用した高付加価値型の地方経済をつくる、安心して暮らせる地方をつくる、都市と地方が互いに支え合い、一人一人が活躍できる社会をつくる、AI・デジタルなどの新技術が活用される地方をつくる」などが掲げられています。

高市総理の所信表明演説は、「地方と暮らしを守る」として「地方に大規模な投資を呼び込み、地域ごとに産業クラスターを戦略に形成していくことで地域未来戦略を推進することや、テクノロジーや地域資源を活用した付加価値の創出、地域外へのビジネス展開支援、2地域居住を含む関係人口創出、稼げる農林水産業の創出を通じて、農山漁村・中山間地域をはじめ、地方に活力を取り戻す」といった内容になっています。

地方創成1.0では、先程、町長も言われましたけども、人口減少そのものを食い止める視点が全面に出ていましたが、地方創成2.0は、当面は人口・生産年齢人口が減少するという事態を正面から受けとめたうえでという考え方が強調されています。1.0と2.0では、その前提が大きく違っていると理解しています。この人口減少を正面から受けとめたうえでの施策展開ですが、町長の言われる縮充社会に相通ずるものと感じています。

そこで伺います。今回の地方創生2.0についての評価。また、「若者や女性にも選ばれる地域づくりを地域に関わる政策の基本的な姿勢・視点として重視する。」と言われていますが、そのために何が必要と思われるのか町長に伺います。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） ただ今のご質問にお答えをいたします。

先程、答弁で申しましたとおり、地方創生2.0の基本構想では、その考え方が「人口減

少を押しとどめる」から「人口減少が続くことを正面から受けとめ、適応策を講じる」に変更されるなど、地方創生1.0の反省が活かされた内容で、より実態を捉えた内容になったというふうに感じております。ただ、取り組みとして、好事例の普遍化を進めるとありますけれども、これを進めると選ばれる地方との整合性はどうかとか、関係人口等の数値目標を掲げるといふこともあるんだろうと思いますけれども、結局は人口の奪い合いになる可能性もあるのかななどとも感じているところではあります。

また、森永議員がおっしゃるとおり、地方創生2.0施策の手法・考え方のひとつとして、「若者や女性にも選ばれる地方をつくる」が掲げられております。若者や女性にも選ばれる地方をつくるために何が必要かというご質問でございますが、様々な要素を組み合わせる必要があると考えております。

例えば、美しい景観形成、子育て環境や教育環境の充実、働く場の提供や働きやすい環境の整備、医療や福祉の充実、防災対策、デジタル技術を含むインフラの整備など、広範な取り組みに加え、移住者等を受入れるための環境整備も必要になってくると考えております。ご承知のとおり、個々の価値感は多様化しておりますので、第3期総合計画に掲げる事業を推進し、様々な角度から町の魅力を総合的に高めることで、移住者や定住者の確保を促進するとともに、併せて交流人口や関係人口を創出する取り組みを行ってまいりたいと考えております。

○7番（森永和夫君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 森永和夫議員。

○7番（森永和夫君） 私、これからのまちづくりを考えたときにですね、若者や女性にも選ばれる地域づくりをどう作るかということが、やっぱり大事なことになるかと思うんです。この答えがですね、やっぱり基本構想にも書かれていますね。特に若者や女性にも選ばれる内子町、選ばれる地域を作るためには、地方創生2.0の構想にも書かれていますけれども、議論や検討の場に若者や女性の参画を確保し、当事者である若者や女性の視点を取り入れることが重要といったことが書かれています。やはり、先程、町長が言われたことも大切ですが、基本的にはこういったことも考えた取り組みというのが必要なんだろうと思います。私は総合計画と、この基本構想と町の総合計画を見たときにですね、感じるのは、やはり共通点があるんですね。総合計画でも、人口減少は正面から受けとめたうえで施策展開という考え方。これは地方創生2.0と共通していると思いますし、先程も言いましたけれども、総合計画冒頭に町長が書かれておる縮充社会というのも、やっぱり概念的には同じ、共通するものがあるんだろうと思います。

ただ、私はですね、前にもこれ言ったんですけども、人口や生産年齢人口が減少して、果たして地域経済や住民の基本的な生活を支える仕組みをこれまでと同じように機能させることができるのか、正直言って疑問に思っています。

例えば、人材の確保、社会インフラの維持、公共サービス、買い物、医療、介護、交通、物流等の民間サービスなど、様々な問題が出てきます。それらに対して、内子町でどう取り

組むのか。まさに正念場だと思いますが、その点について町長、どう思われるのか。簡単で結構ですので、お聞かせいただけたらと思います。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） 人口減少が進むなかです、いろんな産業をですね、担っていただけの方。こういう方をですね、やっぱり少しでもですね、確保する。繋いで、産業を、いくようにですね、そういった担い手をですね、しっかりと。難しい状況ではあるんですけども、やっぱりそれはしっかりとやっていかなければならない。そういうふうに思っております。

特にですね、若者もどんどん。例えば農林業主体の町であっても出ていっているというような状況があればですね、それはやっぱり、そういう産業で所得が上がって生活ができていくんだよというような環境をですね、少しでもやっぱり作っていかねばならない。それは商工業についてもしかりです。ですので、そういう環境を作っていきながら、やっぱり応援をしていただける、そういう方も必要になってきます。ですので、そういう方にもですね、少しでもその産業を手伝っていただくといいますかね。そういう方を確保していく。そういうこともしていきながらですね、やっぱりいろんなことをやっていかないとですね、やっぱり町が存続できない、できなくなる。そういうことになっていくんだらうというふうに思っておりますので、今までもですね、そういう意味では移住者の確保であったり、それぞれの産業の応援・支援であったり、また住み続けるという、そういう環境の整備であったりですね、そういうことをしっかりと行っていきながらですね、やっぱり魅力ある町。あの町に行ってみたい。住んでみたい。そういう町にするようにですね、今までのことが全部2.0になったからだめということではなくてですね、やっぱりやっていくべきことはしっかりとやっていくということなんだらうというふうに思っております。

○7番（森永和夫君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 森永和夫議員。

○7番（森永和夫君） 私もですね、今回の地方創生2.0は評価しています。あとはですね、内子町がどう取り組み、結果を出すかということではないかということをおし上げ、次の質問に入ります。

基本構想の中に示されている政策パッケージに、将来を考えたまちづくりとして、全世代・全員活躍型「生涯活躍のまち」、日本版CCRC2.0があります。

これまでの日本版CCRCのRは、Retirement。退職後の生活のRです。高齢者の地方移住のイメージです。今回のCCRC2.0のRは、Relation。繋がり・関係のRで、継続的な共助と繋がりのある多世代コミュニティ」ということになります。

パッケージの内容は、「小規模であっても、年齢や障がいの有無を問わず様々な人々が集い、それぞれが持つ能力を希望に応じて発揮し、生きがいを持って暮らすことができる場（小規模・地域共生ホーム型CCRC）の整備を進める。そのために、省庁横断的な生涯活

躍のまち検討チームを立ち上げ、関係府省庁が連携して、制度・運用の見直しや先進事例等の周知等を行い、誰もが居場所と役割を持つ全世代・全員活躍型のごちゃまぜのコミュニティづくりを実現する。」というものです。

当面の目標として、3年後に全国で100ヶ所、小規模地域共生型CCRC2.0の展開を目指すとしています。全世代を対象にして、移住者や関係人口、地元住民など、誰もが居場所と役割をもつ、ごちゃまぜコミュニティづくりという新たな発想に私は共感をいたします。

そこで伺います。私は、平成29年3月議会で、内子版CCRCについて質問しました。あれから8年が経ち、新たな考えのもとで推進されるCCRC2.0ですが、内子町も100ヶ所のなかの1ヶ所となるよう検討されておると考えますが、町長のご所見を伺います。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） ただ今のご質問にお答えをいたします。

ご承知のとおり、当初の日本版CCRCは、東京圏の高齢者が元気なうちに自らの希望で地方へ移住し、今までに培ってきた経験やノウハウを生かしながら交流できる地域社会をつくろうという考え方でございました。

現在、地方創生2.0の政策パッケージのなかにおいて、全世代・全員活躍型、生涯活躍のまちの展開が示され、具体的には年齢や障がいの有無を問わず、多様な人々が集い、持つ能力を希望に応じて発揮し、生きがいを持って暮らすことができるよう、その多世代共助のコミュニティづくりの拠点として、小規模・地域共生ホーム型CCRCを2028年度までに全国で100ヶ所の設置を目指すというものでございます。

森永議員よりいただきました100ヶ所のなかの1ヶ所となるよう検討されてはどうかというご提案でございますけれども、この小規模・地域共生ホーム型CCRCの設置のことだろうというふうに思いますが、確かにこういった施設を建設し、年齢や障がいの有無等を問わず、移住者や関係人口となる人、地元住民などが集い、誰もが居場所と役割を持つコミュニティが形成される効果が期待できますけれども、内子町におきましては、すでに自治会、文化協会やスポーツ協会などの社会教育団体、高齢者サロン、様々な愛好会のような団体がございます。こういった団体こそ、まさに内子版CCRCであると考えております。

従いまして、人口減少が進むなかにおいて、関係人口を創出することの大切さは認識はしておりますけれども、現在のところ、小規模・地域共生ホーム型CCRCの設置については考えておりません。

○7番（森永和夫君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 森永和夫議員。

○7番（森永和夫君） これ昨日の新聞でもですね、未来への潮流ということで、移住、企業進出、実り不十分といったような記事が出ていました。確かに、全国で日本版CCRCを

進めてきた自治体もですね、なかなか思ったようにいっていないという現状もあるようです。要はこれ、よそがやっているからやるというのではなく、それを内子町独自の、内子ならではの創意工夫、独自色を出した取り組みというのが大事なんだろうと思います。

ただ、このことはですね、関係人口や二地域居住の推進にも関連することですので、できれば少しは前向きに検討していただいて、先程言いましたように、内子町ならではの取り組みに結びつけていただきたいと思います。

次の質問に入ります。

今回の質問で、このことが私は一番、重要な質問だと思っているんですけども、高市総理の所信表明演説にもあります二地域居住を含む関係人口創出について伺います。

二地域居住とは、主な生活拠点とは別の特定の地域に生活拠点を設ける暮らし方です。関係人口とは、移住した定住人口でもなく、観光に来た交流人口でもない、地域と多様に関わる人々を指します。

全国二地域居住等促進官民連携プラットフォームのホームページには、「二地域居住の意義は、地域の社会参画・協働、ふるさと回帰等、多様なライフスタイルに応えるものです。いわば人生を2倍楽しむ、豊かな暮らし方と言えます。

社会的な意義としては、人の流れを生むとともに、東京一極集中の是正はもちろん、地域活性化、地方創生、関係人口の拡大に資することが挙げられています。移住につながる場合もあると書かれています。関係人口を可視化する仕組みとして、ふるさと住民登録制度があります。当面の目標として、今後10年間で実人数1,000万人、延べ人数1億人を目指すとされています。

内子町第3次総合計画にも、内子町をとりまく社会の動向として、交流人口・関係人口の拡大が挙げられています。関係人口は、その地域の担い手として活躍するだけでなく、関係人口と地域住民の交流がイノベーションや新たな価値を生み、内発的発展につながるほか、将来的な移住者の増加にもつながることが期待されます。」と関係人口の拡大は、内子町にとってもメリットがあるものと理解されています。内子町に魅力を感じていただく関係人口の増加に向けた取り組みも推進するということですが、どう結果を出すかが問われます。

そこで伺います。ふるさと住民登録制度や、若者や女性の地域交流の促進、地域居住等の推進に、内子町としてもこれまで以上に目を向けるべきと考えます。内子町として、関係人口の創出に向けての具体的な取り組みについて伺います。

併せて、そのためにもシティプロモーションも大切と考えますが、この2点について町長のご所見を伺います。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君）ただ今のご質問にお答えをいたします。

地方創生2.0基本構想の考え方にあるとおり、これからは人口減少が続くことを正面か

ら受けとめて適応策を講じることが必要でございますので、森永議員おっしゃるとおり、今後は、二地域居住を含む関係人口の創出について目を向けていくべきというふうに考えております。

現在、国の方でも、地方創生2.0の考え方のひとつ、関係人口活かした都市と地域の支え合い実現のため、ふるさと住民登録制度や二地域居住の促進など、その手法が示されているところであります。

ご質問の内子町の関係人口の創出についての具体的な取り組みについてでございますけれども、これまでも様々な取り組みを行ってきたところでございます。

例えば、ローテンブルク市や沖縄宜野座村との人的交流や文化交流、ふるさと納税寄附者に対する広報紙の送付、内子座友の会会員へのイベント等のお知らせ、首都圏での特産物販売やPR、地域みらい留学による生徒募集、大学との連携による地域調査、首都圏の若者を対象とした交流イベント、お試しテレワーク及び企業ワーケーション受け入れ事業、元気な集落づくり応援団事業などにより、関係人口の創出を図り、地域課題の解決を図ってきたところでございます。

これらの事業はまさに地方創生2.0の中の関係人口を生かした都市と地域の支え合いの取り組みであると考えておまして、今後も引き続き、ブラッシュアップしながら、関係人口の創出・拡大を進めるとともに、関係人口となった方々がいろいろな面から町を支えていただけるよう、取り組みを継続していきたいと考えております。

また、議員おっしゃるとおり、関係人口の創出・拡大には、地域の魅力を的確に発信し、町外の人材が地域と繋がる機会を増やすシティプロモーションが不可欠でございます。特に、ホームページや公式SNS、公式LINEといったデジタルを活用することにより、地域の暮らしや仕事の情報、移住、転職、副業の機会、地域イベントなどを迅速に発信できますことから、内子町に関心を持つ人々を誘引することができるものと考えておりますので、今後も引き続き行ってまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○7番（森永和夫君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 森永和夫議員。

○7番（森永和夫君） 通告にも書いておりましたけども、ふるさと住民登録制度とか、若者や女性の地域交流の促進といったことについては、今ちょっと、あまり触れられていなかったようですけども、このふるさと住民登録制度というのは、関係人口が可視化する仕組みですけども、全国ではすでにですね、取り組んでいる事例がたくさんあるようです。例えば、長野県の飯綱町の有料登録モデルというのがありまして、そこではですね、Aコースが5,000円、Bコース6,500円の有料プラン制として、施設利用券とか飲食店、商工会チケット、広報紙、パンフレットの送付とか、いろんなことの特典があるようです。このように制度を地域ファンコミュニティ化して、地元経済の波及効果と登録者の勧誘とを両立する事例となっているようです。私思うんですけども、これまでにですね、内子では、1万

人の内子ファンを目指す取り組みがありました。どうも、何なら断ち切りになっているようですが、私はこの内子ファンの取り組みがですね、ふるさと住民登録制度とつながる可能性があったかもしれないなど今、思っています。ぜひ、ふるさと住民登録制度を取り入れてですね、関係人口の拡大に取り組んでいただきたいと思いますが、このふるさと住民登録制度については、町長、前向きに取り組んでいただけますでしょうか。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） このふるさと住民登録制度なんですけれども、議員ご承知のとおりですね、ベーシック。今までふるさと納税とかいろんな方が、関わっていただいた方、こういった方々をベーシックとすればですね、今度プレミアムということで、もう少しこう深くですね、内子に関わっていただける、そういう層ですよ。そういった、例えば2つの種類がもしかしたらあるのかも分かりませんが、そういうことについてはですね、当然、先程言いましたようにですね、内子を応援していただける方、こういうのはいろんな関わり方で増やしていく必要が、今後もですね、あると考えております。それをベーシックあるいはプレミアムというかどうかは別としてですね、そういう取り組みはですね、今後もしっかりとやっばり進めていく必要があるなというふうに思っております。

○7番（森永和夫君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 森永和夫議員。

○7番（森永和夫君） 突然ですけど、教育長にお聞きするんですけども、若者や女性の地域交流の促進ということで、国もですね、小中高生を対象として地域留学の推進とかですね、ふるさとワーキングホリデーや小中高生の短期の受け入れを行う子ども農産漁村交流プロジェクトなども併せて推進するということですが、これらについて内子町として検討はされないでしょうか。教育長。お願いします。

○教育長（林純司君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 林教育長。

○教育長（林純司君） 地方創生2.0における関係人口の創出というのは、おそらく長期休暇などにですね、農山村の方に行っているいろんな体験をするというようなことを指しているのかなあと私は思っています。ですから、今現在、内子町でも、例えば、長田自治会にございます「お山の学校」ですかね。ああいうところでは、田舎生活体験。そういった宿泊施設となって今現在やっておりますし、例えば、田渡にあります、「たどビレッジ」などもですね、大きなグラウンドを使ってそういった合宿等をですね、どうもしていただいているような報告は受けております。こういった交流事業を自治会などがやる際に、やっぱり教育委員会としても、そういうものをしっかりとサポートしながら、こういったイベントじゃないですけど、こういったものがですね、広がるようなことは、これからはやっぱりしっかりとやっていかなければいけないんじゃないかなというふうに考えております。

以上です。

○7番（森永和夫君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 森永和夫議員。

○7番（森永和夫君） これ担当課長にお聞きするんですけども、国交省が策定している二地域居住の推進の手引きは見ておられますか。

○企画情報課長（二宮大昌君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 二宮企画情報課長。

○企画情報課長（二宮大昌君） 手引きというものは見たことはないんですけども、先日、森永議員さんが持ってきていただきました資料ですかね。あれで拝見させていただいたということで、それ以外の資料はまだ見ておりません。

○7番（泉浩壽君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 森永和夫議員。

○7番（森永和夫君） これ見るとですね、二地域居住を推進しやすくするために、国は広域的な地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正して、市町村が主体となって作成する特定居住促進計画制度が創出されたということですけども、このことについてはご存じないですか。

○企画情報課長 議長。

○議長（泉浩壽君） 二宮企画情報課長。

○企画情報課長（二宮大昌君） 特定居住促進計画につきましては、二地域居住のための施設整備などを謳っておる計画かなと思っておるんですけども、現在、県の方もそういった計画を策定する予定はないということで、我々の方もですね、今のところは計画をしていく必要は感じておりません。また、移住相談等々の中でですね、二地域居住につきましては、今のところ、ほぼ相談がゼロといったところです。そういったところもありまして、拠点を整備すれば人が来るという考え方もあるんですけども、まずはそういったニーズが今ないというところのなかでですね、二地域居住のこの計画が必要かどうかというのですね、ちょっとまだ必要性はないんじゃないかなということで判断をしておるところでございます。

○7番（森永和夫君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 森永和夫議員。

○7番（森永和夫君） この計画はですね、基本的には都道府県が作ったものをベースとなっておりますけども、よく内容見るとですね、市町村が作成した特定居住促進計画を都道府県が確認して、その内容をベースとして県が作成することも可能とか、いろんな方法があるようです。それはそれとしてですね、今の流れのなかで二地域居住というのは、関係人口の創出、そして、またそれからさっきの移住にもつながるんで、ぜひこれは前向きにですね、取り組んでいただきたいと思えますし、やはり、そのことで地方への人の流れを生みますし、地域の担い手の確保や消費等の需要の創出や新たなビジネスやいろんな面でメリットがあるかと思えますので、ぜひ二地域居住については、前向きにですね、進めていただきたい

と思います。これ11月25日ですか。「南予フォーラム2025スペシャル」が宇和島で開催されましたが、これには参加されたんでしょ。

○企画情報課長（二宮大昌君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 二宮企画情報課長。

○企画情報課長（二宮大昌君） 私の方はちょっと別の業務があって参加できておりませんが、我々、企画情報課の職員がですね、行って参加をしております。

○7番（森永和夫君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 森永和夫議員。

○7番（森永和夫君） 私も内容までは存じておりませんが、有意義な会であったんだろうと思いますので、ぜひそういったことも参考にしながら進めていただきたいと思います。

そして、シティプロモーションですけども、これはもう町長もご承知のように、地方自治体による広報活動、あるいは営業活動といったことで、全般に渡るものだと思っておりますし、そのことで内子町の地名度が今まで以上にアップすることにもつながりますので、ぜひ、前向きに取り組んでいただきたいと思います。

最後にですね、地方創生は他の自治体の成功例が必ずしも内子に当てはまるかといえば、そうでない場合もありますし、内子は内子の特性を活かし、内子ならではの取り組みが大切だと思います。特に、先程も言いましたが、高市総理も地方に活力を取り戻すために、二地域居住を含む関係人口創出を推進すると言われております。ぜひ、内子町で具体的に、内子らしい取り組み、そして結果を出せるようにしていただきたいということを申し上げ、次の質問に移ります。

次に、ゼロカーボンシティについて伺います。

令和4年12月議会で、ゼロカーボンシティ宣言を表明することを提言しました。その時の町長の答弁は「脱炭素社会の取り組みを進めるゼロカーボンシティ宣言は必須と考えている。脱炭素の実現に向けた道筋を描く計画の完成に合わせ、宣言を予定している。」というものでした。

そして、令和5年3月議会において、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ内子」を目指すことを宣言されました。

先日の愛媛新聞に「温室ガス濃度、2024年に最高記録更新」の記事が掲載されておりました。化石燃料の消費に加え、大規模な山火事による排出増や、森林と海洋の吸収量の減少も影響し、温室効果ガスの増加が気候変動の悪循環を招いていると警鐘を鳴らしているというものです。

最近の日本の気象状況を見ても、今年の夏の酷暑や豪雨、台風の進路なども、例年とは違うと感じています。これからどうなるのか、想像もつきません。私たちに何ができるのか。小さいことからコツコツとできることをする以外、為す術はないと思います。しかし、みんなでき取り組めば大きなものになり、内子町のゼロカーボンの達成、さらには地球を救うこと

につながると思います。

9月30日の愛媛新聞に、内子町の豊かな自然環境を守り育てるために、町や企業、町民などがとるべき行動を町民参加型で考える環境基本計画アクションプラン策定市民会議の初回が開催されたという記事を見ました。初回のテーマは脱炭素でした。私は大変良い取り組みだと評価をいたします。ぜひ実のあるものにしていただきたいと期待もしています。

そこで伺います。総合計画にも、「ゼロカーボンシティ内子」の実現に向けた取り組みが多岐にわたり掲載されています。これらの取り組みも大事ですが、私は町民を巻き込んだ取り組みをすべきと考えます。内子町地球温暖化対策実行計画の「ゼロカーボンシティ内子」の実現に向けた基本施策の中には、省エネ型の設備、建築物の普及を推進するとともに、一人一人ができる範囲で日常生活において無理なく、継続して省エネ行動を実践しますと書かれていますが、具体的にどう町民の協力を得ようとしているのか伺います。

○環境政策室長（西岡美穂君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 西岡環境政策室長。

〔西岡美穂環境政策室長登壇〕

○環境政策室長（西岡美穂君） ただ今のご質問にお答えいたします。

内子町は、本年6月に環境まちづくりの指針となる第3次環境基本計画を策定しました。このなかで、ゼロカーボンシティの実現を目指す脱炭素化を新たな取り組みの柱として位置づけをいたしました。計画を着実に推進していくためには、森永議員のおっしゃるとおり、町民全体を巻き込んだ取り組みが重要と認識しております。

そこで、本年度初の試みとして、先程、紹介いただきましたが、市民参加の手法のひとつである機構市民会議の形を一部、取り入れ、無作為抽出による町民代表者や事業者、高校生などが参加するアクションプラン策定市民会議を開催しています。

様々な立場から、自分にできることや他の役割に期待することを考え、多様な意見を反映して、無理なく継続できる実現性の高いアクションプランとなるように、みんなで協議、検討を進めているところです。

この会議において、取り組みの見える化や、町民が楽しく参加でき、環境意識の向上につながるようなイベントの開催などについても、アイデアが出されています。

また、これとは別に、脱炭素ビジョンイラストを用いたワークショップや脱炭素化支援プログラムなどの啓発活動を学校や各種団体、企業などを対象に並行して行っているところです。

これら個別の取り組みを継続しつつ、今後、アクションプランの策定を通して出されたアイデアについても具現化を目指して検討を行ってまいります。そして、一人一人が「ゼロカーボンシティ内子」の実現を、自分ごととして捉え、実践に結びつくような取り組みを進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○7番（森永和夫君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 森永和夫議員。

○7番（森永和夫君）やはり、町民巻き込んだ取り組みというのが、私は大事だと思っています。国もですね、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしをつくる国民運動として「デコ活」というのをやって推進していますし、愛媛県もですね、県民一人一人の愛をきっかけに、無理なく、楽しくデカボアクションに参加できるプロジェクト「愛媛愛。やけん、デカボ。」というのがあります。私もこのデカボのですね、ホームページ見てみると、デカボマイスコアというのがあるって、簡単なことを入力することで私がどれだけCO<sub>2</sub>を排出しているのかといったことが出てきます。ちなみに、私は4.2 t-CO<sub>2</sub>eということで、ステージはゴールドということで優秀な方だと思うんですけども、そういったふうにですね、国も県も国民、県民を巻き込んだ取り組みを推進しています。ぜひですね、町民を巻き込んで、ゼロカーボンシティを目指していただきたいということと、併せて、町全体で省エネ行動を具体的に実践し、結果がどうであったのか数字で見える化することが大事だと思うんです。

先程の答弁のなかにも「見える化」という言葉が出ましたけども、やはり、内子町ではこれだけの、今、CO<sub>2</sub>が排出されていますと。そして、それを今、80%を占める森林がこれだけ吸収しているんです。それをゼロにしましょうというようなこととかですね。例えば、節電することによって、これだけのCO<sub>2</sub>が節減できるというような具体的に分かりやすく町民の皆さんに示したうえで取り組んでいただくことをぜひしていただきたいということを申し上げ、質問を終わります。

○議長（泉浩壽君） ここで暫時休憩します。

午前11時より再開します。

午前 10時50分 休憩

---

午前 11時00分 再開

○議長（泉浩壽君） 次に、松田修議員の発言を許します。

○2番（松田修君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 松田修議員。

〔松田修議員登壇〕

○2番（松田修君） よろしくお願ひします。

私事でございますが、先日、インフルエンザにかかりまして難儀しました。県内でもですね、猛威を振るうインフルエンザでございますが、現在がピークで終息に向かうことを祈っている今日この頃でございますが、今日はよろしくお願ひします。

自治会の現状について、お聞きします。地域のコミュニティー組織として活動している自治会ですが、いろいろな問題をはらんでいるようです。問題点として、自治会を構成しているのは区民ですが、自治会への参加は町民の任意であるため、地域によっては区入りをされ

ない町民が散見されます。少子高齢化や定年退職後の再雇用制度による自治会役員のなり手不足。また、地域活動への参加意欲の低下、特にボランティア活動などがあります。様々な文化行事も役員以外の参加が少ないように見えます。

そこでお伺いしたいのが、行政として自治会活動を支援しておられますが、行政が自治会の役割をどのように考えているのか、お聞かせください。

○議長（泉浩壽君） 松田修議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○自治・学習課長（福見光生君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 福見自治・学習課長。

〔福見光生自治・学習課長登壇〕

○自治・学習課長（福見光生君） 松田議員さんのご質問にお答えしたと思います。

自治会制度におきましては、第3期内子町総合計画にも記載しているとおおり、愛着を持って地域で共生できる町を創造するうえで、重要かつ必要不可欠な制度であると考えております。よって、笑顔溢れる地域コミュニティーを構築することや、令和4年度に41自治会、それぞれが知恵を出し合い、策定をいたしました各自治会地域づくり計画書の推進が主な役割だと考えております。

町といたしましては、今後も継続した地域づくり担当職員の配置や防災活動に対する地域づくり補助事業の拡充、地域おこし協力隊の配置などにより、自治会活動を支援してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○2番（松田修君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 松田修議員。

○2番（松田修君） 区入りについては、個人の自由でございます。区入りをしていない町民が多くなると、自治会主導による防災、災害発生時の助け合いも難しくなるのではないかと思います。地域によってはですね、次の役員が回ってくるよと言われたところですね、12軒ある班の中の半分が区から出ていったというような事例もあるようでございます。区入りのメリットとデメリット、区に入らない場合のメリットとデメリットをどのように考えられているのか、お聞かせください。

○総務課長（上山淳一君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 上山総務課長。

〔上山淳一総務課長登壇〕

○総務課長（上山淳一君） 松田議員のご質問にお答えをします。

行政区への加入につきましては、内子町への転入手続きの際、自治会長や行政区の代表者の氏名、連絡先を転入者へ伝え、自治会及び行政への加入を促す説明を行っております。しかし、転入者の中には、加入しない方や、一旦加入しても、後に行政区を離れる方がいるのが現状です。

区に加入するメリットとしましては、行政サービスや福祉、教育に関する案内や手続きな

ど、基本的な情報が行政区を通じて得られる点が挙げられます。また、地域への帰属意識が高まることで行事や活動への参加が促進され、災害時の助け合いなど、持続可能なコミュニティの形成に繋がります。特に、少子化が進むなかで、子育て世代にとっては地域のこども会、愛護班がございしますが、そういったものを通じて情報交換やコミュニティが重要なものとなっていると考えております。

一方でデメリットでございますが、会費の負担や役員、当番を務める際の時間的負担、責任の増加、地域行事への義務的参加とか、人間関係の煩わしさに負担を感じるといったことが挙げられます。

加入しない場合のメリットとデメリットは、加入した場合の逆になると考えておりますが、デメリットとしましては、困ったときに近隣住民に頼りにくくなるとか、地区集会所が利用できなくなるとか、町が区長を通じて行うアンケートなどで意見が反映されにくくなるといったことが考えられます。

以上、答弁とさせていただきます。

○2番（松田修君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 松田修議員。

○2番（松田修君） 特に若い世代の方がですね、自治会については、こう煩わしさを感じられているっていうようなことがあるのかなというふうにも思っておりますが。

次にですね、少子高齢化による自治会役員のなり手がいなくなり、今後の自治会の運営が危惧されます。自治会運営ができず、解散せざるを得ない場合も想定されると思います。区割りを含めた自治会の再編などを想定しているのか。新たな地域づくりの仕組みなどを検討されているのであれば、併せてお聞かせいただければと思います。

○自治・学習課長（福見光生君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 福見自治・学習課長。

○自治・学習課長（福見光生君） 自治会の再編等についてのご質問についてお答えをさせていただきます。

第3期内子町総合計画では、「人口減少や高齢化が進むなか、時代に合わせた自治会の再編等、町が支援を行います。」としており、具体的には、自治会の再編について自治会から再編要望の申し出があった場合、各自治センターが中心となり、再編計画等について自治会の皆様とともに協議してまいりたいと考えております。

また、区の区割り再編につきましては、各区、各自治会内で話し合いを行っていただいた結果を町にご連絡をいただき、区の再編を行っておりますので、ご理解いただきますようお願いを申し上げます。

なお、自治会の再編等についての現在の計画はございません。現在やっております自治会活動の支援、地域づくり補助事業などの拡充を行いながら、しっかりとですね、今後も自治会活動を支援して参りたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○2番（松田修君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 松田修議員。

○2番（松田修君） ありがとうございました。

昔であれば青年団とか、そういった下部組織的なものがあって、いろいろなね、自治活動ができていたのかなと思います。ただ、今そういったところのですね、自治会が、声にまだ出していないかもしれませんが、区単位とか、そういったところのですね、危機感を持っているところがあるということをね、町の方でも把握していただいて、またそのへんのことも考えていただければと思います。

次にですね、内子町の管理体制についてお伺いしたいと思います。町のガバナンス体制についての説明を求めます。

一般企業では、コーポレートガバナンスとか言われておりますが、町の組織の統治、支配、管理体制に疑問を抱きましたので、お聞きしたいと思っております。

先日の令和6年度の会計決算認定時に、一部地域の町への訴えが担当者にとどまり、上司への報告がなされていない事案がありました。町のガバナンスに対し、懸念を持った次第でございます。職場の風通しやコミュニケーションは大丈夫なのでしょうか。よく「報連相」と言われる報告、連絡、相談が組織のなかで機能されているのか。町の統治体制についての説明と改善策をお伺いします。

○総務課長（上山淳一君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 上山総務課長。

〔上山淳一総務課長登壇〕

○総務課長（上山淳一君） 初めに、ご指摘いただきました町への申し出が上司へ報告されていなかった件につきましては、私の職員への指導が行き届かなかったことに起因しており、皆様に大変ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。

それでは、松田議員のご質問にお答えをします。

本町の統治体制についてご説明いたします。住民の皆様から信頼される行政運営を実現するため、令和5年4月から内部統制制度を導入しまして、内子町内部統制に関する方針に基づき実施しています。すべての部局において、あらかじめリスク項目を設定し、各部局の取り組みが有効に機能しているか、適正な事務の管理・執行が確保されているかを日常業務のなかで継続的にモニタリングしています。併せて、組織運営上の問題がないか評価を行い、その結果は財務監査で報告しております。加えて、不備が確認された事案につきましては、その都度、見直しを行い、必要な改善措置を講じております。

今回の事案における具体的な改善策としまして、内部統制のリスク項目に新たに上司への報告事項を追加し、当該職員への指導を行うとともに、すべての部局に対して周知徹底を図り、同様の事態の再発防止に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○2番（松田修君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 松田修議員。

○2番（松田修君） それに関連しますが、職員の責任と権限については、どのように規定されているのか。よろしければお伺いしたいと思います。

○総務課長（上山総務課長） 議長。

○議長（泉浩壽君） 上山総務課長。

○総務課長（上山総務課長） 公務員は、先程、議員さん言われましたようにですね、相談とか報告、そういったものは当たり前のことでございます。これについてですね、具体的に規定したものはございませんけれども、これは住民の福祉の向上のためにはですね、職員は全力を挙げて職務に専念するということが当然のことでございますので、引き続き、これについてはですね、職員に周知徹底して取り組んでまいりたいと思っております。

○2番（松田修君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 松田修議員。

○2番（松田修君） 当然のことをお聞きしたような感じで、申し訳ございませんでした。

この件も含めてですね、町民からの相談や訴えについてはですね、やはり言われた方、担当者、その方、何らかの返答を求められていると思います。そういったことに対してですね、担当者から真摯な対応をいただきますよう、全職員がですね、対応できるようにしていただきたいというふうに願っております。

次ですね、森林経営管理制度について、お伺いします。

森林経営の効率化及び適正化を推進するために、山林所有者を対象に意向調査をされております。森林環境税及び森林環境贈与税の運用手段と思いますが、調査対象者から次のような声を聞きました。「森林経営に向いている森林は森林経営者を紹介すること、紹介事業者に経営権の移譲になるのではないか。」との心配をされております。

森林経営者管理制度の具体的な説明を求めます。

○農林振興課長（新田栄作君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 新田農林振興課長。

〔新田栄作農林振興課長〕

○農林振興課長（新田栄作君） ただ今のご質問にお答えします。

森林経営管理制度の仕組みについてでございますが、まず、スギ・ヒノキなどの人口林等を対象に、森林所有者に対して意向調査を実施いたします。その意向調査の結果、森林所有者様から経営や管理の委託の申し出などがあつた森林については、内子町の方で現地調査を行います。

現地調査の結果、森林管理に適さないと判断される森林であったり、森林経営計画の策定が困難な森林については、町の方で経営管理集積計画の方を定めまして、森林所有者様から経営管理の委託を受けるといふものでございます。その後、内子町が切り捨て間伐を実施していくというふうな方向になっております。

一方、林業経営に適した森林につきましては、森林組合、林業事業体などへの委託管理を促しと促していきます。

林業経営に適した森林につきましては、森林経営計画制度に基づく経営管理を所有者様と林業事業体等との間で委託管理を行うように促していくものであり、経営権の移譲を目的としているものではございません。

ご理解いただきますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○2番（松田修君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 松田修議員。

○2番（松田修君） 森林経営に適した森林については、単に森林経営者を紹介するだけでなく、個人林家に取り組めるような支援策の考えはないでしょうか。

9月、前回にもですね、お尋ねしましたが、個人林家の育成について、間伐や木材生産を生業とできる補助事業を整備しなければ、今後の森林環境の維持管理にも難しさが出てくるのではないかと思います。

個人林家というよりは、自伐林家の方っていうのは、現在、絶滅危惧種になりつつあると思います。昨日、町長が石川県の方に行かれた話をされておりましたが、復興に対しては、建築関係の職員さんあたりが急激に減った関係で、なかなか大変だというようなことがありました。

こういったですね、自伐林家というのもですね、絶滅してしまうと、これからなかなか復活するのも難しい。そして、またゼロから育てるといようなところが地域によってあるようでございますが、そういったことを、また厳しくなってからやっていくとか、そういったところもですね、含めて、森林環境税及び森林環境贈与税ですね。新たな運用を国や県にかけ合って、内子独自の新たな運用を考えることはできませんでしょうか。

以上です。

○農林振興課長（新田栄作君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 新田農林振興課長。

〔新田農林振興課長登壇〕

○農林振興課長（新田栄作君） ただ今のご質問にお答えします。

個人林家が意欲を持って、経営に取り組める環境づくり。そういうものは森林保全の観点からも、また地域経済の活性化の観点からも重要だと認識しております。

現在、町で行っている育成支援策といたしましては、自伐民家の労働負荷を軽減し、生産性を高めるための林業機械購入への補助交付がございます。

また、自伐林家が多く所属する林研グループを主体とした林業研修会を年2回実施しており、安全対策や個人経営のノウハウを学べる場を提供しております。

併せて、将来的な担い手の裾野を広げるため、教育機関と連携して、子どもたちの森林への関心、興味を高める機会を提供し、長期的な視点での人材確保も行っているところでござ

います。

その他にも、自伐林家の方が使用できます美しい森林づくり基盤整備事業であったり、森林環境保全整備事業といった国や町独自の支援制度もありますので、独自の新たな制度につきましても、現時点ですぐに新設するといったことは、今現在は考えておりません。まずは、そういった今ある既存の新制度を、皆様がより使いやすいよう周知・運営していくことがまず必要だというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○2番（松田修君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 松田修議員。

○2番（松田修君） できればですね、自伐林家の方がですね、今まで払っている税金分ぐらいはですね、自分で切って、木を出して、それが日当になる、生業になる。そういうようなことで、再生産できるような形ができていかなければ、なかなか厳しいのかなというふうに感じておりますので、またそのへんの検討もですね、併せてお願いしたらと思います。

次にですね、内子町内のタクシーの営業時間についてでございます。

現在、町内のタクシーの営業時間が午後7時までとなりまして、町民の交通手段に不具合が生じてまいりました。これについて、町がどうこう言えるものではないと思いますが、夜の救急車要請レベルに達しないような方でも、救急車要請が増えてきたり、町内の飲食店の営業ですね。県内でも、人数割りにするとそういう飲食店の多い内子でございます。こういった営業にですね、強い影響があるのではないかと心配しております。もう1つ心配するのは、ちょっとぐらいということで飲酒運転などで免許をとられるような方が出なければいけないというふうに思っております。

町としてこの状況をどのように考えているのか、お聞かせいただければと思います。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） ただ今のご質問にお答えをいたします。

町内のタクシー事業者が11月から営業時間を午後7時までに短縮したことにつきましては、議員ご指摘のとおり住民生活に影響があるというふうには考えております。

先般、タクシー事業者に今回の経緯を確認いたしましたところ、運転手の確保が難しいことに加え、コロナ禍で外出が制限されたことも影響して、夜間のタクシー利用が年々減少し、採算が合わなくなったことが理由であるという説明を受けました。

また、日本版ライドシェアを活用して夜間エリアの継続を検討されたようでございますけれども、課題が多くあり、実現には至らなかったということでございます。

町としては、まずはこれまでの夜間帯におけるタクシー利用の実態と今後のニーズについて、聞き取り等による調査を実施したいというふうに考えております。

その後、公共ライドシェアの可能性も含め、採算性、また公共性、安全性、こういったも

のを総合的に判断しつつ、また国内の先進事例も勉強しながらですね、内子町でどういう対応が可能であるのか、あるいはそうでないのか。有権者や事業者等と協議しながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

○2番（松田修君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 松田修議員。

○2番（松田修君） 12月に入って忘年会シーズンに入りました。これからですね、そういった需要の多いときに、こういうような状況になったというのがちょっと厳しいことになっているのかなというふうに感じております。そのへんのですね、対応が町の方でできるのであれば、また検討いただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（泉浩壽君） 次に、城戸司議員の発言を許します。

○4番（城戸司君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 城戸司議員。

○4番（城戸司君） 4番、城戸司です。

〔城戸司議員登壇〕

○4番（城戸司君） 今日5人ということで、昼からかなと思って油断していたら、ちょっと回ってきたんで、30分以内に皆さんの12時のサイレンには終われるように努めたいと思いますので、今しばらくお付き合いを願えたらと思います。

国会ではですね、総理大臣も決まり、中継を見ていると、国民民主党の榛葉議員が高市総理を笑わせるようなこともありますね、今までと違っていいなあと感じております。若い子に興味を持ってもらうために、堅いイメージを変えていきたいと思い、楽しく、しんどいところは見せないようにと活動していた私がやりたかったことは、これだと感じました。同じようにできたらと思っておりますので、軽い感じで楽しくできるよう、お付き合いを願えたらと思います。

町のホームページのですね、町政情報、町のプロフィール、町の概要のなかに「景観まちづくり」というページがあります。「景観保全の取り組み」という大見出しで、「景観まちづくり計画」という小見出しの内容ですが、景観法が平成16年に施行され、内子町は平成17年度に景観行政団体に移行しました。

平成20年9月には、町民の参加と合意のもと内子町景観まちづくり計画を策定。「やすらぎのある生活空間の創設や豊かな自然環境の保全、地域資源を活かした観光など、内子らしい良好な景観形成を図ることで、地域間交流の促進を図っています。」と書かれています。同計画では、「町全体を景観計画区域として設定し、建築物のデザインや色彩についての基準を定めるなど、良好な景観づくりに努めています。自然素材の推奨や植栽などの緑化を図ることで、町全体が落ち着きのある佇まいへと少しずつ変わり始めています。」と書かれています。

このページはですね、2022年3月1日に更新されており、これがあつたから分かり

ませんが、同じ年の令和4年6月の定例議会でも、建築物などの色彩や形状について質疑と答弁がありました。

確認を含めて、最初の質問になりますが、景観まちづくり計画の対象地域、対象物について伺いたいと思います。

○議長（泉浩壽君） 城戸司議員の質問に対しまして、理事者の答弁を求めます。

○建設デザイン課長（亀内重範君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 亀内建設デザイン課長。

〔亀内重範建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（亀内重範君） 城戸議員のご質問にお答えいたします。

ご質問のありました景観まちづくり計画の対象地域、対象物でございますが、計画における対象地域につきましては、先程、議員おっしゃいますおっしゃいましたとおり内子町全域を景観計画区域とし、全域で景観形成を進めるものとしております。

また、対象物につきましては、景観区域や景観計画区域内における建築物、工作物、開発行為等、屋外広告物を対象としております。

以上、答弁とさせていただきます。

○4番（城戸司君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 城戸司議員。

○4番（城戸司君） 今、町内全域といただきました。あとは建築、工作物など、屋外広告等といったものとなるってということですが、「植栽などの緑化を図る」とか書いてあるんで、自然物、こういったものは入らないでしょうか。

○建設デザイン課長（亀内重範君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 亀内建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（亀内重範君） 先程ご説明いたしました内子町全域を景観計画区域としておるなかでですね、景観計画区域の景観計画重点区域を3地区、景観重要建造物、景観重要樹木、景観重要公共施設といったものを指定することとしております。

ただ、景観重要樹木につきましては、地域のランドスケープというか、地域の象徴となる樹木に対して指定をするという形で計画しておりますので、地域のなかでですね、こういう樹木を選定したいとか、そういうご意見をいただいたものについて指定をしていくという形をとっております。ですので、景観計画のなかで植栽を行うということは考えておりません。

○4番（城戸司君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 城戸司議員。

○4番（城戸司君） 先程あったホームページのところのですね、同じページのなかに「美しい内子に向けた取り組み」という小見出しが下にありましてですね、平成25年1月には「愛媛県で唯一となる内子町景観農業振興整備計画を定めました。農業を美しい風景や自然環境を作っている重要な要素として位置付け、その営み自体が魅力となるよう、景観と調

和する営農や農用地等の保全などの方針を示しています。」

また、令和元年6月には「国から内子町歴史的風致維持向上計画の認定を受けました。今後は町並みや棚田、内子座など、代表される内子町の特色ある地域文化を維持向上すべき歴史的風致として定め、守り育てることで地域活性化を図りながら、暮らしの満足度や豊かさの向上もつなげていきます。」という内容が書かれてますが、樹木とか指定したもの以外は対象にならないということでしょうか。

○建設デザイン課長（亀内重範君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 亀内建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（亀内重範君） 内子町の景観まちづくり計画の目的といたしまして、「内子町景観まちづくり計画は、景観法の規定に基づき、町民の合意と参加のもと、内子座らしい良好な景観の形成の促進を図るため、やすらぎのある生活空間の創設、豊かな自然環境の保全、地域資源を生かした観光等の地域間交流の促進を目的とする。」とされております。

このような考え方のなかで、植栽等につきましては、地域住民の方々の自治会活動でありますとか、地域の活動のなかでですね、植栽をされたり、地域を守るといって、景観を保全するという住民の方々の自発的な作業によって植栽をされていくということと考えております。

○4番（城戸司君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 城戸司議員。

○4番（城戸司君） 自然物ということで手入れも必要ということで、地域住民の自発的というところなんで。

まあ、次の質問の関連の方で詳しく、また質問していけたらと思いますので、次の質問に移りたいと思います。

昭和50年の文化財保護法の改正によってですね、伝統的建造物群保存地区の制度が創設され、今年が50周年の節目です。

産業建設厚生常任委員会で視察研修先をですね、内子町も加入している全国伝統的建造物群保存地区協議会のなかから同じようなところをと考え、「商家町ものづくり」という点から、富山県の高岡市を選定して研修に行っていました。

高岡市は保存地区が3ヶ所あるようですが、商家町であった地区では、解体が進んでから保存の運動が始まったようで、ずらっと残っている感じでは、何か歯抜けみたいな感じですね。ありませんでした。

そして、私は今回、内子町の町並みは素晴らしいと改めて感じましたが、出張などでいろいろな地域を見てきた理事者の皆さんも、良いところや改善した方が良いところというのは感じているのではないかと思います。

そこで、(2)の質問になりますが、町民にずっと住み続けたい、帰ってきたい、そして観光客にもう一度訪れたいと思われるような町にするには、どのような景観が求められる

と考えるか伺いたいと思います。

○建設デザイン課長（亀内重範君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 亀内建設デザイン課長。

〔亀内重範建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（亀内重範君） 城戸議員のご質問にお答えいたします。

これまで、子育て環境や教育環境の充実、農林商工業や観光業の振興、防災対策、福祉の充実、環境政策、景観行政の推進など、多様な取り組みを組み合わせ、様々な角度から総合的に町の魅力を高めているところでございます。「内子町でずっと住み続けたい、内子町に帰ってきたいと思っていただくことが必要である。」とお答えしたところでございます。

今回、町民にずっと住み続けたい、帰ってきたい。また、観光客にもう一度訪れたいと思われるために、どのような景観が求められるかというご質問でございますが、先人たちが町並み保存運動に尽力され、大切に守ってこられた歴史的な町並み景観、地域の暮らしのなかに広がる美しい村並みや山並みが作り出す美しい農村風景は、内子町らしさを代表する景観であり、町民の皆様の誇りにもつながっていることと承知しております。

加えて、先程、答弁させていただきました景観まちづくり計画に基づき、落ち着いた色彩で町をデザインしてきた景観や、地域を美しくしようという植栽をしたり、草木を刈ったり、ごみを拾ったりと、町民の皆様が日々の暮らしのなかで作り出している美しい風景は、見た目の美しさだけでなく、心の豊かさにもつながっているものと考えております。

こういった町民の皆さんの景観に対する意識の高さ、誇りがあるからこそ、美しい景観や美しい風景が保たれていると思っております。そのことが、ずっと住み続けたい、帰ってきたい、もう一度訪れたいと思っていただくことの要素のひとつであると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○4番（城戸司君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 城戸司議員。

○4番（城戸司君） 課長、地域を美しくしようと草木を刈ったりと言われました。まさにこれをちょっと聞きたくて、ここをちょっと詰めていきたいというところなんです。

町並みとかはですね、綺麗に保存されていると。町長も振興課におられたこともあって、研修なんかも行かれたと思うんですけど、研修先でそういう見てほしい、目玉にしているところは綺麗にしているんですけど、町全体を見たときですね。内子町は森林が約8割ほどということで、もうほぼ草、木、山ですね。そういったところで、手入れされていない山。先程、3拠点。以前に質問したと思うんですけど、コンパクトシティというところと比べると、内子に小さくまとまるんじゃなく、それぞれの地域でしっかりと残して行って、交流を含めたというような3拠点と言われたこともあり、先程も3拠点と言われましたが、内子から五十崎や小田とかですね、移動するときに車から見える風景はもう草だらけですよ。雑草だらけ。夏なんかもうすごい大きさですし、今も枯草だらけですね。そういったところを逆に観光客で、これから自転車に乗ってもらってとか、サイクリングで。前回質問したところ

で言うと、欧米豪の旅行者を、連泊をというところで、自転車で移動してもらおうというところ。深山の方を向いて自転車を漕いでみると草だらけ。自転車で走っていると草が生えていて、避けて車と接触の危険もありますし、車を運転している方も急に特に飛び出す危険なんかもあるわけじゃないですかね。

そういったところで、町並みはしっかり綺麗に保存されていると。先程言われた「山並みなどの農村景観」も放置林や耕作放棄地の雑草地でいいのか。これをちょっと伺いたいと思う。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） 一番の将来の姿としてですね、「町並み、村並み、山並みが美しい」ということですね、本当に美しい状態をですね、全体で作っていくこと。これが目標でもございます。そういうなかで、そういうことを維持をしていく。これも大変なことであります。

特に山林についてはですね、やっぱり間伐もまだされていない山もたくさんございます。そういう意味ではですね、今、一生懸命ですね、事業体、森林組合と一緒にですね、そういう山、健康な山として整備をしてですね、本来の森林として作っていくということですね、毎年、毎年、事業予算を入れてですね、頑張っております。

そういうなかで、いろんなそういう、例えば道路であるとか、いろんなところに回っていったら、草も生えているじゃないかということがあります。この景観をですね、美しいと言えるかどうかということなんですけれども、もちろん私たちの感覚からすれば、来られた方はどういう判断をされるか分かりませんが、きっちりですね、整備をされている、そういう状態が好ましいのだろうというふうに思っております。

ただですね、全地域、全部の場所をですね、そういうことは現実的にはですね、なかなか難しい。町としてもですね、地元の方で町道関係で管理ができないということについてはですね、町の方でも応援するよという制度も作っておりますけれども、それぞれの町民の皆さんもですね、そういう。今、どんどんヨーロッパの方とか自転車とかですね、報道でも紹介されておりましたけれども、非常にそういう姿が目につくようになってまいりました。そういう意味ではですね、内子町全体をですね、しっかりとそういう意識を持ってですね、町民の皆さんと一緒に作り上げていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○4番（城戸司君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 城戸司議員。

○4番（城戸司君） ありがとうございます。

私ですね、ちょっと虫が嫌いなので、草木があると虫がね、いっぱいいたりとか。あと野生生物の隠れ場所になって、ちょっと夜とかだと変な声が聞こえたりで、ちょっと怖かったりとかですね。調べていると、耕作放棄地や藪は隠れ場所になって、犯罪とか、今、全国で

話題になっている熊の被害。熊が隠れるとかですね。人間、草が生い茂っていると、掻き分けて動いて。雪とかですね。動いて移動すると思うんですけど、野生生物なんか関係なく突っ込んでくるわけですよね。なんで、そういったところをしっかりと整備していただいて、被害。愛媛県は熊がいないとか、四国は大丈夫ってようなこともあったかと思ったら、昨日夕方8時ぐらいになんかニュースみたいなので、徳島県の里山、那賀町ですかね。昨日の民家というか空き家のところに熊が出たというところがあって。愛媛、内子なんかでも、ちょっとこれは遠い話じゃないかなあと思ったので。そういった点からも、もう藪をなくす。山ですね。山もしっかり整備していったらと思います。

自然豊かとやっぱり放置は違う。町長も言われたとおりですね。ただ、町内8割ほどが、その山とかになっており、お金も時間もかかると思うので、これは、やっぱり地域を美しくしようと草木を刈ったりと言われた地域の力も必要となってくると思うので、お金がすべてではないんですけど、やっぱり自治会とか、区とか、そういったところにですね、「やってもらったらしっかりと返すよ。」というようなメッセージもしていただいて、積極的に管理していただくようにしないですかね。

今年も倒木が何件かあったと思うんですけど、県道の379号線、石浦のところですかね。あそこでも倒木があって、内子から大瀬のメインのところ。小田のメインのところ。そこに倒木があったわけですよね。そういったところも放置林だと日が当たらなくて、根が弱くて倒木どころか土砂災害の原因にもなっているっていうことが、これは全国的に役所が出しているところですので、まず見えるところだけじゃなく、やっぱり生活道とか、そういったところも、年がら年中、日が陰っているような、ちょっとじめつとした、暗くて、薄暗くて怖いなあ、嫌だなんていうようなところがなくなるような、生活道にすべてしていただきたいなあと思います。

次の質問に移りたいと思います。

最後ですが、内子町景観まちづくり計画の巻頭言に「美しい内子をつくる」とあります。これこそがですね、まさに芯であり、この考え、想いがあるから計画に基づいて景観まちづくり条例を制定し、町民とともに内子町らしい良好な景観づくりに努めているのであらうと感じます。

(3)の質問ですが、町民が積極的に参加して「美しい内子をつくる」と書かれている箇所も目にしました。ホームページ等で。そのためにどのようなことを考えているか伺いたいと思います。

○建設デザイン課長（亀内重範君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 亀内建設デザイン課長。

〔亀内重範建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（亀内重範君） ご質問にお答えいたします。

内子の美しい景観や風景が保たれているのは、町民の皆様の積極的な活動や景観に対する意識の高さ、誇りがあるからこそと認識しております。

日々の清掃、自治会や各種団体で取り組むクリーン活動、農林業など、暮らしのなかの営みなどにより、美しい景観や風景は保たれ、維持されているものだと思っております。

加えて、景観まちづくり計画などに基づいて、住民、事業者、行政が良好な景観の形成及び保全について連携し、協働していただいていることも忘れてはなりません。

今後も、町民の皆様と一緒に協力しながら、美しい景観や風景を創造していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○4番（城戸司君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 城戸司議員。

○4番（城戸司君） やはりですね、帰ってきたいとか、ずっと住みたいと思える。心のふるさどですよ。そういった場所になってもらうためには、やはりね、積極的に参加してっていうところが大事。関わらせる必要があるのではないかなあというところを思いますので、引き続き、このふるさと教育なんかも含めてですね、小さい頃から「内子がいいなあ」と思わせていただいたら、そして私たちもそうやって思うようなことに力を入れていかないといけないかなあと考えます。

計画を立ち上げた想いをですね、知らない町民が多くなっているというか。もうそれこそ合併して20年ですよ。知らない町民が多くなっているのではないかなあと感じます。こういった思いってしっかり受け継がれているのかというところなんです、その点ちょっと肌感覚でもいいので、どうでしょう。

○建設デザイン課長（亀内重範君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 亀内建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（亀内重範君） 景観まちづくりにつきましては、現在申請していただいておりますね、建築物とか、そのようなものについては対応しているところでございます。そのなかです、各業者様とか、住宅を建てられる個人の方とかです、設計士の方々の方からですね、事前にご協議をいただいて、現在、建築されている建物等につきましては、ほとんどがですね、条例に沿った建物を建築していただいて、議員ご覧なっても、分かるとおりですね、56号線沿いとか、修景なんか整ってまいったところだと考えておりますので、皆様の意識のなかには、必ず内子町の景観計画の目的等につきましては、ご周知いただいているものと、町としては考えております。

○4番（城戸司君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 城戸司議員。

○4番（城戸司君） 美しい内子にするというところにですね、町民全員のベクトルが向いて、道筋はどうであれ、そういった方に向いていくようなメッセージも出していただければと思います。

ちょっと12時まであとちょっとなんです、サイレンより先に僕のお腹が鳴りそうなので、もうちょっとこまでという。

ですけど、最後にですね、ちょっと残ったんで。風光明媚という言葉が似合う美しい内子をつくっていただくようお願いして、質問を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（泉浩壽君） 午前はここまでとし、休憩します。

午後1時から再開します。

午前 11時55分 休憩

---

午後 1時00分 再開

○議長（泉浩壽君） 休憩前に続き、会議を開きます。

次に、下野安彦議員の発言を許します。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） それでは、12月議会にあたりまして、一般質問をしたいと思っております。

10月18日だったと思うんですけども、ポストの中にチラシが入っていたと。タクシーの運行についてですが、「何とかしないと。私だけではなりません。」というふうな、町民の方から私の方に連絡が入りましたので、今回は地域交通対策について一般質問したいと思いますので、よろしく願いいたします。

相変わらず、地方の人口減少と東京への一極集中が進んでいます。地方の人口減少は公共交通機関への影響にも大きく関わってきました。この内子町にも、伊予鉄南予バス内子営業所がありましたが、2017年10月、加戸病院から登立線が廃止され、内子営業所管内にあった路線はすべて廃止されました。

旧3町が合併する前には、子どもたちの通学や住民の買い物や病院等への交通手段としてあらゆる地域を運行され、なくてはならない民間のバスの会社でした。赤字路線として苦しむ民間のバス会社は、運転免許証やマイカーを持たない子どもたちや、学生や高齢者のためになくてはならない交通手段であり、そのために行政から補助をしていた時期もありました。

ただ、高度経済成長期で1家に1台と言われ普及していた、あの頃の大衆車ですけども、その後、車の免許を取得すると、誰もが憧れの車を所得し、1人1台の時代になりました。誰もが運転免許証を取得しマイカーを持つと、公共交通機関を利用する人が減るのは当然であります。JRの列車やバス、タクシー等の公共交通機関は、地域住民の移動を支える重要なインフラであります。公共交通機関を利用する人が当然減ってきて、そうなれば公共交通機関の会社の採算性にも影響し、列車やバスの減便や廃止となり、サービス低下と負の連鎖をもたらしました。人口減少に伴い、過疎が進んできた地域の状況は厳しさをさらに増

し、公共交通での移動はより厳しくなっているのが現状であります。

この12月にあたり、この地域交通対策について質問をします。

まず最初に、内子町では公共交通を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化、車社会の進展、さらにはバスやタクシーの運転手不足などにより、非常に厳しい状況になっているということで、持続可能な移動手段を確保していくために、内子町地域公共交通計画を作成されています。本年の10月より実証運行が始まった小田の立石・上成地区の共助型ライドシェアと内子・五十崎地区市街地でのまちなか乗り合いタクシーの「チョイソコ」の利用状況や評判はどうか質問をします。

○議長（泉浩壽君） 下野安彦議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○総務課長（上山淳一君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 上山総務課長。

〔上山淳一総務課長登壇〕

○総務課長（上山淳一君） 下野議員のご質問にお答えをします。

令和6年度に策定した内子町地域公共交通計画では、共助型ライドシェアとまちなか乗り合いタクシーを重点施策と位置付け、地域内の移動手段の確保と充実を図るため、今年10月1日から実証実行を開始しました。両事業の利用状況と利用者の評判についてご報告いたします。

まず、共助型ライドシェアにつきましては、現在8名の地域住民がドライバーとして登録をして運行を行っています。10月の利用実績は延べ24人で、導入前の直近3年間の月平均利用者数13人と比べて、利用者が増加しております。

利用者からは、「顔なじみのドライバーが送迎してくれるので安心。」「車内での会話が弾み、楽しく利用できる。」「といった声が寄せられており、定期券を購入される方もあることから、一定の継続利用が見込まれます。

次に、まちなか乗り合いタクシーにつきましては、現時点で利用登録者数が62人、10月の利用実績は延べ132人でした。1日の運行は、片道換算で平均6回運行しており、主な降車場所は、スーパーや病院、道の駅、金融機関、役場などとなっています。

利用者の声としては、「外出がとても楽になった。」「家族に送迎を頼んでいたが、自由に出かけられて助かる。」「道の駅へ1年ぶりに行って、これから出かけるのが楽しみになった。」「といった、好意的な意見が寄せられております。

以上のことから、両事業に一定の需要があることが確認できました。今後も、自治会やサロンなどを通じて周知を継続し、さらなる利用促進と定着化を図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） まだ10月からですから1ヶ月ですので、今のところは順調という形でいいんじゃないかなというふうに思っております。私も聞きますと、非常に、まちな

かのチョイソコの方なんですけども、「いい制度だよな。」という話も聞いております。

また、この実証運行というのは、私もこれをよく実験とか、実証運行とかいうのは、いろいろあると思うんですけども、こういったものは継続はどのようにしていくとか。運行実験ですので、実証実験ですので、どの程度、実証されて、これは成果があるとみなし、今後に取り組んでいかれるのか。やはり、ある程度、運行しても利用者が少なければ、もうやっぱり中止ということになると思うんですけども、どのぐらいの期間でこれを判断されるという考えになるんでしょうか。

○総務課長（上山淳一君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 上山総務課長。

○総務課長（上山淳一君） この事業の実証事業の期間でございます。これについてはですね、今のところ、今年度2月末まで実施をしまして、評価をしたいというふうに考えております。この評価の結果に基づいて、来年度の運行についてですね、見直しをしたいというふうに思っております。

この結果ですね、改善点等が見られたとしてもですね、中止は考えておりません。やはり、これは非常に重要な施策だと。これはなくてはならない施策でないかと私は考えておりますので、中止することは考えておりませんが、今後、来年度に向けてですね、少し見直しをすることはあるかと考えております。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） これ以上、交通の手段のない方が、やはり利用者が少ないからといってなくなれば、本当の少数の方の足がなくなるということですので、それは、そういう考えはないということ。取りやめることはないということ。安心しました。

あと、この範囲ですよ。この実証実験して、非常に住民の声もいいし、利用者もまあまあならば、今の地域を小田全体にするとか、例えば石畳の方とか、村前の方とか、五十崎の御祓地区とか、そういった考え方もまた、考えもできてくるということ。よろしいのでしょうか。

○総務課長（上山淳一君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 上山総務課長。

○総務課長（上山淳一君） ご質問にありました共助型ライドシェアの範囲でございますけれども、町といたしましては、この事業の方をですね、エリアを拡大をしていきたいというふうには考えております。今のところはですね、小田地区あたりでですね、その取り組みを広げていきたいというには考えておりますが、将来的にはですね、内子とか五十崎とか、そういったところにもですね、導入できるのであれば、広げていきたいというふうには考えております。

はい。すいません。失礼いたしました。

これはですね、民間のタクシー事業者さんとの絡みもありますので、そこはですね、地域

公共交通会議の方で協議をしたうえで進めていかなければならないと考えております。失礼しました。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） そこが一番、本当難しいところで。タクシーといっても、これを公共交通機関とみなすのか、みなさないかという両方の考え方があるわけなんですよ。ですから、これも民間のタクシー会社だからそれは関係ないようにすると、民間の事業を圧縮というか、圧迫してしまうというところもありますし。かといって、今回の、次の話になると思うんですけども、ようなことがなれば、逆に行政が先走って走ってしまうと、それによって民間が逆にもう何もできなくなるという状況もくると思いますので、そこらの兼ね合いは十分に考えて対応していただいたらと思います。

また、あとオペレーションセンターへの予約等とか、こういったそれとかの金額ですよ。ね。利用されている方の回数券の金額もあると思うんですけども、これに対する住民からの意見というのは特別出ていないでしょうか。

○総務課長（上山淳一君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 上山総務課長。

○総務課長（上山淳一君） 料金についてでございますが、共助型ライドシェアにつきましては、1回乗車につき250円。定期であれば、ひと月2,000円ですね。あと、まちなか乗り合いタクシーであれば、1乗車400円、定期の場合は3,000円という料金で、今、運行をしております。

この料金についてはですね、特に住民の方からですね、高すぎるとか、そういった意見はいただいておりません。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） 続きまして、2番目の方に入りたいと思います。

先程、冒頭でも言いましたが、新聞にも掲載されていたということで、もう皆さんご存じでございます。町内で唯一、夜間のタクシー業務をされていた、新聞にも載っておりましたので池田タクシーさんですけども。「タクシー乗務員不足のため、営業存続の危機を迎えております。地域の公共交通機関の一員として、どうか営業を続けておりますが、この度、夜間の営業を中止することにいたしました。地域の皆様には大変ご迷惑おかけいたしますが、弊社の状況をご理解いただきますようお願い申し上げます。」といった知らせが10月の中旬に入りました。11月1日から午後7時以降の営業を中止しているということでもあります。

この一般質問を提出した後の11月28日の地元の新聞の3面に「内子、夜間タクシー不足」と大きく掲載され、午後7時以降にタクシー不足への問題や時間短縮の要因も掲載され、その掲載されているなかには、観光協会事務局長や総務課長の答弁も出ておりました。

また、同僚議員の同じ質問もありましたが、冒頭で述べたとおり、町民からの不安の声も出ておりますので、通告どおりまた質問したいと思います。

午後7時以降の内子町は、公共交通機関のない交通空白地になります。「JR駅にタクシーが1台も止まっていない町の観光イメージはどうなのだ。」というふうに、住民の方からの問い合わせでもありました。また、同僚議員が言いましたように、今まで飲食の会合のためタクシーを利用されていた方の移動の足の問題や、飲食業者さんへの影響が考えられるんですが、それに対する行政としての対策をどのように考えているか、改めて質問いたします。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） ただ今のご質問にお答えをいたします。

午前中の松田議員のご質問でも、「夜のタクシー営業の中止により、救急車要請レベルに達しない方などへの対応、町内飲食店の営業に影響があるのでは。」などのご指摘、ご心配をいただきました。私としても重要な課題であるというふうに認識をしているところでございます。

お答えとしてはですね、松田議員の答弁内容と変わりませんが、内子町でどのような対応が可能なのかというのを、現在、検討しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） 私もこの問題に対して、いろいろと考えました。負の連鎖。利用しないから、タクシー会社もやっていけない。今、マイカーが普及していることによって。家族の者が皆、子どもさんから、奥さんから、旦那さんから、おじいちゃん、おばあちゃんから免許を取得して、各自、一人一人が車を持つ時代になってきていましたので、誰かが空いていたなら、「ちょっと迎えに来てくれや。」ということになって、それがどうしても利用しないというふうな形になってくるのかなと思っております。JRの駅に、通学や、いろいろ通勤される人もおられますけども、確かに、20年、合併する前には、いろんなタクシー会社が順番に待っておりまして、それに乗って帰られる人もいましたし、観光に来られる方もいたと思いますけども、今はもう本当、マイカーが並んで迎えに来るのが当たり前になってきて、「それはだめじゃないか。」ということもできませんし、また飲食関係のこともありますが。

同僚議員も言われたんですけれども、コロナの前、もっと前になるかと思えますね。やはり時代でしょうか。やはり、会社で仕事が終わって、「さあ、終わったぞ。」というようになったら、日本の文化ではありませんが、「さあ、飲みに行くぞ。」と。いろいろ、今日も1日しんどかったけど、部下を連れて「俺の奢りじゃ。」とか言って飲食にずっと行っておりま

したし、そして、そうすれば二次会、三次会はまだ前でもございましたし。昔だったらもう公共事業は今悪のように一時言われまして、いろんな企業が淘汰されていって、だんだんと飲む機会も減ってきました。当時、飲食店の人と話していると「公共事業様々ですよ。」と。そのおかげで、産業が少ないこの内子町では、仕事が終わって町に繰り出す方が多くて、どんどんと二次会、三次会と行っていただいて、飲食店も賑わうし。タクシーも、あと利用が待ち時間で「もう仕方ない。」と。それまで「もう12時すぎるけど飲むか。」とかいうふうな、そういう雰囲気でしたけど、今はそうでは全くなくて、もう家庭を優先するような考え方の生活習慣というか、環境になってまいりました。ですから、どこがどれまで、どっちがいいのかということも言えないんですけども、やはりゼロになるということは大変、厳しい問題になると思います。

そこで、私、調べておりますと石川県の小松市というところに、そういうところにやはり、ライドシェアを。夜間のライドシェアをやられておりました。総務課長、そういうところは調べられておりますか。ちょっと急なことですけど質問します。

○総務課長（上山淳一君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 上山総務課長。

○総務課長（上山淳一君） 今、言われたのは、公共ライドシェアのことでございますかね。

全国にはそういった自治体が、そういった公共ライドシェアの取り組みを夜間行っているという事例は承知をしておりますけれども、まだ十分な調査ができておりませんので、今後、そういったところも調査をしていきたいというふうには考えているところです。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） ちょっと紹介させていただいたら、要するに石川県ですけど、地震もありまして大変なことになっているようなんですけども、そこで公共ライドシェアとして夜間運行をされているということで、能登半島地震で被災された二次避難者の方々の移動を確保するためとタクシーが不足している夜間の時間帯に自家用車両を活用した小松市ライドシェアを運行しているということです。毎週木曜、金曜、土曜日の17時から24時。予約受付は11時半まで運行しているということです。ドライバーの体制が整い次第、毎日運行予定ですということです。

ドライバーは、面接をして大臣認定講習を受講した方ということで、これはもう内子町の場合も同じだったんですけども。ただ、乗りたいときはどうするかというときにはですけども、やっぱり予約のアプリの「パブテク」というのに、電話予約を受け付けるということでございます。やはり、コールセンターを利用して行うということですけども、実際この内子の池田タクシーさんも、夜間のライドシェアのは、2人かぐらいの許可はとっておられるようです。ただし、まだアプリの問題があるようだというふうには聞いております。

やはり、そこらを今後、地元の個人の事業者さんの方も言うたら応援するのか。それか、行政が。先程言いましたように、先だって全部やってしまうと、もう当然、地元の業者さん

はこれ以上はやれないということになりますよね。それは先行することができないでしょうから、そこらの協議を進めて、そのアプリも導入がなかなか難しくと言われるのは、事前運賃確定制のため、アプリなどの導入をしてないのが、ちょっとネックになっているところですので。そこらをお互いが協議してやっていくというか、応援するというか。互いにやっていく考えはどうですか。町長。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） 今回のですね、夜間の7時から10時までについてのタクシーの運行を取り止めるという。これに至ったことについてはですね、もう新聞報道もされていますので。1つは人材。タクシードライバー、ドライバー不足ですね。1つは。

もう1つはですね、乗車する方がいない。これが大きな問題ですね。人材よりも。なので、これはですね、おそらく誰がやっても乗らないわけですから。赤字になると。誰がやってもですね。そのあたりを行政としてどう考えるかということなんですけれどもね。そこが一番大変なところであります。

じゃあ、公共的な。例えば、病院に7時から10時の間にですね、病院に行っている人がいるのか。あるいは観光客がJRに降り立っているのか。こういったところですよ。あとは、今言われた飲食関係。夜の。そういったところ、利用の状況ですよ。その時間帯の。これはまだ詳細に調査をしておりますし、それに対する協議。関係する詳しい方も含めて、今、協議をしておりますけれども、実際にJRに7時以降に降り立つ人。緊急的に病院にタクシーを使って行かれる方。現時点では、ほとんどおられないという状況なんです。そうすると、利用されているのはやっぱり飲食店関係で、多くの方が利用されて。タクシーをですね。

ただし、その多くの方といっても、先程言いましたように非常に少ないと。これはコロナを境にしてですね、それまではタクシーを使って自宅に帰られていた方がですね、コロナでも全く生活スタイルが変わってしまったということで。先程、議員さん言われましたようにですね、飲む前からもうすでに「今日はあなたが運転をしてください。」とかということで飲みに来られる。あるいは、奥様が迎えに来られるとかいうことで、もう飲み会がそういうスタイルになっているということもお聞きをしております。ですので、そのあたりをですね、行政としての立ち位置といいますかね。これおそらく、誰がやっても絶対赤字になります。ですので、そのあたりをどう考えていくかということの整理を最終的にはしながらですね。

対応はいろんな方法があると思います。先程言われましたアプリが必要になります。今、タクシーのメーターは使えませんから、使えないということは「料金設定どうするの。」ということなんかもありますんでね。それを、やっぱりアプリを入れてですね。やっぱりそこで「料金徴収はそうしたらどうするの。」とかですね。いろんな課題もあります。そういうようなところも含めてですね、今どういう方法が一番良いのかというのについてはですね、支援すべきところは支援することであらうと回るのであればですね、それはそういう方法も

あるのでしょうかから、そういったものも含めてですね、今、検討している最中でございます。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） 私も町長が言われるように、私が先に言ったのと同じで、昔はまだ、今はお酒も私、弱くなりましたけども、昔は11時だろうが12時だろうが、日が変わるまで頑張っておりましたので、家族が迎えにくる。まあ嫁ですけども、門限が10時ぐらいで。それ以降は自分で帰らなさいということで、当時はタクシーもつかまらないときはもうテクテクと30分、40分歩いて帰っているのはざらでございました。今の時代、今になってこの歳になりましたから、もう一次会で、ほぼ8時、9時で帰るようになったから、今はすれすれで迎えに来てもらうということなんですけれども。

飲食店の方の考え方になると、ほとんど言われたと思いますけども。先程の石川県の話をしたように、やはりそこもやっぱり居酒屋さんが多いところなので、その利用のためにそういうこともしているということで。やっぱり、また復活してるというか、大変喜ばれていることですので。そこの地元のタクシー会社との、そのアプリの問題もありますから、十二分に協議をして、やれるところはお互いが。先走ってやると、先程のように、もう全く業者さんはもう「行政がやるなら知らないよ。」ということになりますので。逆に言ったら、行政がつぶしてしまったと言われてもいけませんから、お互いの十分、これから調査をして、前向きにやっていただきますようお願いしておきます。お願いという言葉は不適切ですから、やってください。

それでは、次の質問に入ります。

「キャラクターモニュメントで夢の龍王公園に」という質問です。

私が所属する産業建設厚生常任委員会では、11月10日と11日の2日間、先程、同僚議員が委員長でありますけど、議員が言われました富山県高岡市の重要伝統的建造物保存地区の取り組みと、歴史的な伝統工芸と言えるものなどの産業振興について勉強してきました。

その研修のなかで、加賀前田家2代当主、前田利長が高岡開町に際し、商人町をつくった商業活動の中心であるという山町筋を歩きました。1900年の大火により、防火構造である土蔵造りの主屋や赤レンガの銀行など、洋風建築が取り入れられているのが特徴でした。また、2017年4月にオープンした複合商業施設「山町ヴァレー」の中にも入ってきたのですが、韓国料理やクラフトビールが飲めるお店、タイ式マッサージやヨガ、ヘッドスパの店がテナントとして入り、野外ライブ等も開催されているようで、現在進行している内子の森家の事業が目指しているものを、このような空間かなとも思いました。

土蔵造り等の伝統的建造物が立ち並び、特色ある歴史的景観が形成されていましたが、私、一番に印象が強かったのは、電線・電柱がないことでした。天気も良かったので特に感じたのかもしれませんが、広い二車線の道路ですが、無電柱化されていた町並みの景観と青空がすっきり見えてとても綺麗でした。

そして、研修の目的ではなかったのですが、新幹線の時間調整にタクシーのドライバーさんのおすすめで新高岡駅から車で約10分の場所にある「おとぎの森公園」に立ち寄りしました。高岡市は、ドラえもんの作者である藤子・F・不二雄先生の出身地でもあり、このドラえもんのこの公園には、漫画ドラえもんの中で繰り返し描かれているドラえもんの空き地が再現されていました。広場には、漫画の世界であるドラえもんのキャラクターたちが楽しそうに遊んでいる風景が見られました。

皆様のお手元のタブレットの方にも画像が送られたと思いますので。見えるでしょうか。見えます。町長。

○町長（小野植正久君） 見えます。

○12番（下野安彦君） まず、最初にこれドラえもんですよ。1枚めくったら。1枚めくったら、これジャイアンがありますね。私とジャイアンが写っています。3番目、もう1枚めくると、こういう感じですよ。これがドラえもんの空き地ですよ。漫画の中に出てくる。大きさも、前のジャイアンと私、それから同僚議員とドラえもんとか、だいたいキャラクターの大きさも分かると思うんですけども。

この子どもたちや保護者にとって、この場所で一緒に写真を撮ったり、触れたりすることができ、お金もかからず。作ることにしてお金がかかっていますけどね。お金もかからず、安心して1日中遊べる夢のような公園でした。土日や休日には、多くの若いお母さんや子どもたちでいっぱいになるそうです。

五十崎の新川公園がリニューアルしてオープンし、そのおかげで元気な子どもたちの遊ぶ声が、遊ぶ姿が増えて、歓声が聞こえて、大変喜ばしいことです。内子町には漫画等のキャラクターになる作家はいないかもしれませんが、龍王公園の改修にあたり、子どもたちに夢を与えるいろんなキャラクターモニュメントを設置し、ファンタジックな空間がある公園にされる提案をするものですが、町長の考えはどうか質問をします。

○建設デザイン課長（亀内重範君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 亀内建設デザイン課長。

〔亀内重範建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（亀内重範君） 下野議員のご質問にお答えいたします。

委員よりご提案がありましたキャラクターモニュメントを設置し、ファンタジックな空間がある公園というご提案でございますが、小さな子どもから保護者が安心して楽しめる空間を作るための手法としましては、効果のあるものであると認識をしております。

現在、内子町では、都市公園長寿命化計画の方針と並行して、内子町龍王公園基本計画の策定を行っております。策定にあたりましては、町民アンケートの結果や、8月に開催されましたこども議会の意見などをもとに龍王公園基本計画案を作成いたしました。

作成にあたっては、龍王公園基本計画検討委員会のご意見やご提案をいただきながら、計画の詰めを現在、行っているところでございます。

今回ご提案いただいたキャラクターモニュメントにつきましては、作品の舞台やモデル

地、あるいは作者の出身地に由来して建立されることが多く、地域とキャラクターとの結びつきが重要と考えております。

内子町としましては、これまでの地域の歴史や文化、個性にリンクした内子流のまちづくりを継承しつつ、現状やニーズを踏まえ、将来にわたって持続可能な公園づくりを目指しているところでございます。ので、今回、ご提案いただきましたキャラクターモニュメントを前面に出した公園づくりにつきましては、現在取り組む考えではございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） 建設デザイン課長の答弁ですが、龍王の基本計画策定が今、進んでいるということではありますけども、もう完璧にできたわけではないんですよね。また、今回こういう、一般質問でこういった意見が出たということも、課長の方からまた検討委員会を出してもらおうということは大丈夫ですか。

○建設デザイン課長（亀内重範君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 亀内建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（亀内重範君） 現在、検討委員会の方は先週、実施いたしておりますが、3回の検討委員会を開催しております。そのなかで、まず案を何とか作成させていただきまして、ご提案をいただきながら修正をずっと重ねてきたところでございます。現在、最終の案を作成いたしましてですね、議員さんの方に今、お届けする準備をしているところでございます。ですので、その中にですね、こういうご提案があったというのを同封できるかとは思いますが、ちょっと取りまとめの段階、どういう形でお答えできるかというのは、まだちょっとこの場では正確にお答えできないと思います。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） 町長、どうでしょうか。町長も私よりか4つ上ですので、町長の時代はどんなキャラクターがあったのか。鞍馬天狗ぐらいなんかも分かりませんが。

私の時代はウルトラマンとか、そのうち仮面ライダーとかね。そういうのも出てきました。夢があると思います。今だったら、やはりアンパンマン。それから、こういったドラえもん。全国どこでも、その出身者じゃなくても、どの子どもたちにとっても夢のあるものじゃないかと思うんですよ。ですから、確かにゲゲゲの鬼太郎は山陰の方だとか、アンパンマンは高知県の香美市とか、もうその出身じゃないといけないという決まりはないのでいいと思うんですけど、町長どうでしょうか。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） ご提案はありがたいというふうを受けとめますけれども、やっぱり何らかのですね、文脈みたいなものもいるのではないかなというふうには思います。そ

ういうなかで、唐突にという、そんな感じもいたしますけれども。ここの場所はこの場所です、とてもこれはいいのではないかなと思うんですけど。やっぱり子どもたちがですね、いずれにしても来て、そこの公園でね、親御さんと一緒になってね、楽しく、いろんなスポーツも含めて、ここで楽しめるよという、そういう公園にはですね、しっかりしていきたいなというふうには思っております。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） まだ6分もありますので。それで、つい先日ですけども、内子の文楽に、ファンの方が九州の方でたまたま知り合ったんですけども、その方を龍王公園の龍王の砦に連れて行って、上から内子や五十崎をこういう地形ですよと見ていただいたんですけど。その時にやはり大正解だったというのは、建設デザイン課長、やはり芝敷ですよ。内子の龍王公園にあって。あれ大正解で、あの日も子どもたちがもうあそこに集まって喜んでいます。

やはり、私も町長も、子育てたくさん。個人的なことを言ったらいけませんけど、しているなかで、やはり一番安心して生活、子どもを育てられるというのは、お金のかからなくて、こういうキャラクターとか、そういうものがあるんですよ。

あそこの下にあるの知っています。キリンやゾウやのコンクリートでできたモニュメントですけど、あれ著作権も何もないようなキリンとゾウだと思うんですけども、あれで喜ぶんですよ。子どもは。あれで地中にパイプを通して、会話ができたりしますから。あれで実際、子どもは向こうとこっちで、何とか、かんとかとおらんで、それだけで楽しいですよ。ですから、安心してやはりこういった、例えばドラえもんが内子出身じゃなくても、あちこちにいたり、アンパンマンがいたっていいじゃないですか。ウルトラマンが飛んでいったってじゃないですか。私は、それはもうこの著作権、そういうので、肖像権の方も、物件に対して購入時はかなりいるかもしれませんが、そういうのをつくれば子どもたちは本当に夢があって、いつもこの内子に来て遊べる。ゆったりとして子育てができると、若いお母さんたちはそのように。まあ、お父さんもですけど思われて、この内子で住みたいなという町になるのではないかというふうに思っております。堅苦しく、こういう決まりだというのは、行政はどうしてもなるわけですけども、もっとこう夢のある、頭を柔軟にした発想を持って新しい公園に取り組みされると私は期待して、今回の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（泉浩壽君） ここで暫時休憩をします。

午後1時55分から再開します。

午後 1時42分 休憩

---

午後 1時55分 再開

○議長（泉浩壽君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

最後に、向井一富議員の発言を許します。

○5番（向井一富君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○5番（向井一富君） 5番、向井一富です。

12月議会にあたり、主に第3期内子町総合計画に基づき、新たなまちづくりの実行について質問いたします。

まず1つ目といたしまして、ふるさと納税について質問いたします。

先般、11月18日、19日の2日間、総務文教常任委員会で長崎県の波佐見町へふるさと納税の取り組みについて研修に行かせていただきました。人口1万3,600人程度の町で内子町とあまり変わりませんが、面積は内子町の5分の1ぐらいです。波佐見町は焼き物の町ですが、この研修の候補に挙げるまでは、焼き物の町ということも知りませんでしたし、それ以前に、波佐見町そのものも知りませんでした。すぐ近くには有田焼、その北には伊万里焼の2大産地があり、両巨頭に挟まれながら焼き物でふるさと納税を伸ばしてきています。

2016年までは、最高でも4,000万円ぐらいのふるさと納税金額でございましたけれども、1年後の2017年には5億円と1年で急激に伸びておりまして、今では20億円まで伸びております。その理由を知りたくもあり、ここへ視察計画を立てさせていただきました。

波佐見焼という焼き物は、視察研修の視察先を検索するまでは全く知りませんでした。近くの有田焼、伊万里焼は有名でしたので、波佐見焼など聞いたこともありませんでした。有田、伊万里の両巨頭に挟まれて、焼き物としては知名度の低さでふるさと納税の返礼品としては成立するのかなと不思議に思っていたのですが、その両巨頭に負けず劣らずの納税額をキープしておられます。

波佐見焼は決めが細かく、デザインもかわいらしく、若者にも人気がありそうなものが並んでおりました。その意味では、ふるさと納税も若者の利用が多いのかと考えられるので、若者にもヒットしているのかなと想像いたしました。そして、波佐見焼の知名度がなかったのは、焼き物は元々あったけれども、実は有田焼のシールを貼って有田焼として販売されていたと小さな声で話してくださいました。正直にお話をいただき、自分が疑問を抱いていた波佐見焼の知名度がないことにも合点がいきました。大きな疑問が1つ解決し、別の意味でも有意義な視察となりました。そこまで正直にお話をいただいたことに、すごく感謝しています。

そこで本題に入ります。

なぜ急に納税額が伸びたのかと疑問を抱いておりました。そのことに問いましたところ、現在のふるさと納税支援の企業に委託することで、8桁から10桁に一気に実績を伸ばし

ました。ただ、それだけの答弁でした。まさに衝撃的でした。

そこで、内子町も昨年の3月議会で、小野植町長がふるさと納税は1億円を目指したいと同僚議員の質問に答弁されておりました。先般、支援業者選定のプロポーザルが実施されたと思いますが、内子町のふるさと納税の現状を聞きたいと思います。ご答弁のほど、よろしくお願いたします。

○議長（泉浩壽君） 向井一富議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○企画情報課長（二宮大昌君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 二宮企画情報課長。

〔二宮大昌企画情報課長登壇〕

○企画情報課長（二宮大昌君） 向井議員のご質問にお答えいたします。

内子町のふるさと納税の現状でございますけれども、直近3年間の寄付件数と寄付額につきましては、令和4年度が590件、1,374万1,000円、令和5年度が1,007件、2,450万4,000円、令和6年度が978件、2,756万2,432円となっております。

また、現在、ふるさと納税総合サイトは、ふるさとチョイス、楽天ふるさと納税、ふるなび、Amazonふるさと納税、JALふるさと納税、ANAふるさと納税など、12サイトを運用しております。

返礼品につきましては、令和6年度末現在において、果物114品、雑貨や日用品49品、加工品44品など、382品を準備しており、定期便や先行予約なども取り入れているところです。

現在、寄付額1億円を達成するため、事業者戸別訪問による返礼品の確保、寄附者を誘導するためのふるさと納税総合サイトに追加、サイト内の返礼品写真のデザイン変更、事業者や返礼品の魅力を紹介するまごころ通信の送付など、できる限りの取り組みを進めているところでございます。

さらに、ふるさと納税中間事業者の見直しを行うためのプロポーザル審査を実施し、現在、最優秀事業者と契約に向けて、詰めの作業を行っているところでございます。

現在進行中の中間事業者との契約が整いましたら、新たな体制で町内に潜在する返礼品の開発、購入意欲を刺激するサイト内での見せ方など、中間事業者が持つノウハウを最大限に活用し、寄附額増加に取り組む予定としております。

以上、答弁とさせていただきます。

○5番（向井一富君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 向井一富議員。

○5番（向井一富君） ただ今、答弁いただきました。これ運用するための支援事業者、今、中身を詰めているということでございましたけれども、現在までやられとった会社でしょうか。それとも、新たにそちらを選ばれたということでございましょうか。

○企画情報課長（二宮大昌君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 二宮企画情報課長。

○企画情報課長（二宮大昌君） 今回、最優秀事業者に決定した業者につきましては、新たな事業者ということでございます。

○5番（向井一富君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 向井一富議員。

○5番（向井一富君） その会社名とかは、ここでは発表することができんですか。

○企画情報課長（二宮大昌君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 二宮企画情報課長。

○議長（泉浩壽君） プロポーザル審査の結果につきましては、もうホームページで公表しております。事業者名、今、契約に向けて詰めの作業をしておる事業者、プロポの最終優秀事業者につきましては株式会社スチームシップという会社でございます。

○5番（向井一富君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 向井一富議員。

○5番（向井一富君） 株式会社スチームシップ。確か、波佐見町の運営を支援している会社もその会社じゃないかなと思います。とにかく、役場の担当者が、このふるさと納税が伸びた理由を尋ねたら、もうこの支援企業がそこに張り付いてからってということだけしか答弁がいただけなかったのも、かなり優秀な会社じゃないかなとは思っておりますので、期待を持って見ていきたいと思っております。

それとですね、別の質問になりますけれども、ふるさと納税は内子町がお預かりするケースもあるし、内子町民が他へ寄附するケースがあると思っておりますけれども、内子町から他の県とか、町とかに納税をされている。何て言うんですかね。人数とか、金額とかいうのは、内子町では分らないのですよね。

○企画情報課長（二宮大昌君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 二宮企画情報課長。

○企画情報課長（二宮大昌君） 今、手元に資料がございません。昨年度は、ふるさと納税をしていただいた寄附額と出ていった寄附額につきましては、相殺してもプラスであったということは承知しておるんですけれども、正確な件数であるとかですね、金額についてはちょっと申し訳ないんですけれども、ここでの答弁はできないということでご理解いただいたらと思います。

○5番（向井一富君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 向井一富議員。

○5番（向井一富君） ふるさと納税を他ですするという事は、内子町の住民税か何かの金額が減るということで間違いないですかね。

○企画情報課長（二宮大昌君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 二宮企画情報課長。

○企画情報課長（二宮大昌君） おっしゃられるとおりですね、内子町の町民の方が他市町

にふるさと納税をした場合はですね、住民税が控除されますので、内子町に入ってくる税金が減ってくるということで、ご理解いただいたらと思います。

○5番（向井一富君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 向井一富議員。

○5番（向井一富君） そういう意味では、先程、説明がありましたように、出て行くよりは入ってくる方が多かったというような説明をいただいたと思うので、安心しておりますので、引き続きですね、全国的には、この大変な競争が激しい形になっておりますので、内子町も今の運営企業、すごく波佐見町の事例を見てもですね、しっかりと進めていただくんじゃないかと思っておりますので、期待をしながら、また見守りさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きましては、人口減少対策についてお尋ねいたします。

日本の人口は、平成20年の1億2,808万人をピークに減少を続けています。厚生労働省の推計では、2060年には8,674万人、2100年には4,959万人と、5,000万人を下回る見込みとなっております。歴史的にも極めて急激な減少であり、1,000年単位で見ても前例がないとのことで、そのことに目を丸めております。

内子町はもうご多分に漏れず人口減少、産業の衰退に歯どめがかかりません。さらに、2050年までに全国の約2割の地域が無居住化、自治体サービスの維持が困難になる恐れがあるとされており、こうした地域は消滅可能性自治体と呼ばれ、全国的な課題となってきております。

そこで、少子高齢化、人口減少、日本全体がその流れになっているなか、地方はさらに危機的状況となっております。このことを踏まえ、逆に地方に魅力的な施策を実施し、地方から人口減に歯止めをかける圧倒的な施策を打つ必要があると考えるが、このことに関して町のお考えを聞きたいと思っております。ご答弁よろしく願いいたします。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

[小野植正久町長登壇]

○町長（小野植正久君） ただ今のご質問にお答えをいたします。

向井議員のおっしゃるとおり、少子高齢化、また人口減少は全国的な問題であり、これは、合計特殊出生率の低下、東京圏への人口の一極集中によるものでございます。これまで内子町総合計画や内子町まち・ひと・しごと創生総合戦略により、農林商工業の振興、結婚、育児、子育て支援の強化、移住定住の推進、教育や福祉の充実、防災対策、環境政策や景観行政の推進など、多様な取り組みを行い、様々な角度から総合的にまちの魅力を高め、内子町で住み続けたい、内子町で暮らしたいと思っていただける町をつくることで、人口減少、また少子高齢化の対応をしてまいりました。

地方から人口減に歯止めをかける圧倒的な政策を打つ必要があるとのご提案でございますが、これまでに国や地方公共団体が様々な取り組みを行ったにもかかわらず、少子化、人

口減少に歯止めがかかっていないことを鑑みても、この問題を解決することは非常に難しいというふうに認識をしております。

さらに、国の方でも、地方創生2.0の基本構想により、人口減少が続くことを正面から受けとめ、適応策を講じるという考え方に変化したように、人口減少を前提とした取り組みを進めることを基本姿勢としなければならないというふうに考えているところでございます。

従いまして、引き続き、本年度からスタートをしております第3期総合計画に掲げる事業を推進し、様々な角度から町の魅力を総合的に高めることで、移住者や定住者の確保を促進する取り組みを継続するとともに、関係人口の創出に目を向け、地方創生2.0のなかの関係人口を活かした都市と地域の支え合いが実現できるような取り組みに力を入れていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○5番（向井一富君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 向井一富議員。

○5番（向井一富君） 地方を取り巻く環境は、町長言われたとおり、大変厳しいものがあるかと思います。いくつかの施策も取り組まれておりますけれども、そのなかでも、唯一何かきっかけといいますか、手応えを感じて、なおいっそう進めたいななんていう得したものがあれば、ちょっと教えてもらったらと思います。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） 今までですね、様々なですね、取り組みをさせて。全般的にですね、させていただいておりますけれども、やっぱりですね、農林業、商工業、こういったものがですね、やっぱり元気になるということが、やっぱりとても大事であろうかと思いますが、そういったなかでですね、観光というものがですね、私は非常に伸びしろがまだまだたくさんあるというふうに思っております、これをしっかりとですね、より進めていきたいなというふうに思っております。

内子町には、ご存じのように町並みがあったり、あるいは内子座。工事中ではございますけれども、こういったものがありますけれども、こういったものをですね、しっかりと活用していくということ。そしてまた、今、整備中ではございますけれども、旧森家ですね。こういったものの活用。交流ですとか、賑わいをですね、しっかりと作っていく。そして、それがですね、商店街、あるいは地域の方々と一緒にですね、行っていきながら、それが周辺部のですね、空き店舗でありますとか、空き家でありますとか、そういったところにも波及していき、若者が入ってくる。そういう流れもですね、しっかりと作りたいなあというふうにも思っております。

また、内子にはですね、伝統工芸とか手すき和紙でありますとか、凧でありますとか、和ろうそくでありますとか、そういったものもございます。またそういったものもですね、し

っかりと皆さんにお知らせし、体験をしていただくことでありますとか。

あるいは、また小田深山の活用ですね、これも、町の中の活用もちろんそうなんです、周辺部のそういったところもしっかり整備もしながらですね、活用していきたいというふうに思っております。

これからスキーシーズンでもございます。深山でいろんなスポーツ、あるいはキャンプ。それからですね、今、計画しております深山での休憩施設ですかね。軽い食事がとれるようなものになればいいなと思っておりますが、そういったものを整備する。あるいは登山ルートをちゃんと作るかですね。いろんなことを、町の中に限らず周辺部の整備も行う。そういったことによってですね、魅力を高めていきたいというふうにも思っておりますし、そういうなかで、お宿についてもですね、今、本当にいろんな古民家を活用されてやられたりですね、またサイクリストのためのお宿もできました。また、グリーンツーリズムの宿もございます。いろんな宿があってですね。特にですね、最近、ヨーロッパの方、欧米の方がですね、来られて、1泊のつもりが5連泊されたというようなことですね。その宿を使って、内子の町の中をですね、普通の一般の町民のような過ごし方みたいなこともですね、やられて、楽しんでおられるという話も聞きます。

やっぱり内子には、歴史、文化、伝統、こういうものがしっかりとあります。ですので、そういうのを、そういう方々はですね、特に楽しみにされておりますし、いろんな情報をですね、しっかり海外にも出していながらですね、やっぱり泊まっていただく。そこでまた経済が活性化していく、そういうことをですね、観光に一生懸命、取り組むことによってですね、伸びしろが、一番最初に言いましたけれども、ございますので、そういったところもですね、しっかりと取り組んで、農林業、商工業が元気になっていく。それが一番のベースかなというふうに思っております。

以上でございます。

○5番（向井一富君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 向井議員。

○5番（向井一富君） 大変、力のこもったご答弁ありがとうございました。

次にいきます。

高市発言によるインバウンドの影響はということで、最近、内子町の町にも外国人観光客を、大型バスで来町され、コンビニ駐車場に駐車され、町並み散策をされている姿をよく見かけます。

この度の高市総理大臣が、台湾有事をめぐって「存立危機事態になりうる。」と国会で答弁したことに対して、中国側が強く反発して中国の人々の怒りを買っております。この件の影響により、訪日中国人を初め、訪日外国人に少なからず影響が出るのではないかと考えますが、今、もう町長も海外の方の町内を訪れている方が増えているというご答弁をいただきましたけれども、この件について町長の見解を聞きたいと思います。

○町並・地域振興課長（高山重樹君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 高山町並・地域振興課長。

〔高山町並・地域振興課長登壇〕

○町並・地域振興課長（高山重樹君） ただ今のご質問にお答えいたします。

近年、本町においても、外国人観光客、いわゆるインバウンド客の来訪が増加しており、個人客や団体客が町並みを散策する姿がよく見られます。

町としましても、インバウンド客の来訪は、地域経済を支える重要な要素であると認識しております。内子町観光振興計画では、松山空港の直行便を活かし、韓国、台湾など東アジア圏の近距離市場を重点ターゲットのひとつとして位置付けております。

また、歴史文化や町並み景観を評価する欧米豪などの個人旅行者も重要なターゲットとしており、多様な国、地域に向けた誘客が町の強みとしています。

そのようななかで、今回の総理発言を受けた中国側の反発が報じられており、中国本土からの来日客に一定の影響が生じる可能性は否定できないと考えております。

今後とも、国際情勢の動向を注視しながら、観光振興計画に基づき、多様な国・地域から選ばれる内子町の魅力向上に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○5番（向井一富君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 向井一富議員。

○5番（向井一富君） 質問書は出していなかったんですけども、今は外国人観光客、町内を訪れている方が増えているということですが、1年間を通して、一昨年、昨年、今年とどのぐらいな感じで増えているか。分かる範囲で教えてくださいと思います。

○町並・地域振興課長（高山重樹君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 高山町並・地域振興課長。

○町並・地域振興課長（高山重樹君） 令和5年中、外国人の内子町に来られたお客さんの数なんですけど、令和5年中が1万3,619人で、令和6年が4万1,457人ということで、だいぶ増えてはおります。

以上です。

○5番（向井一富君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 向井一富議員。

○5番（向井一富君） この数字を見るだけでも、かなり内子、世界から内子に興味を持たれて、訪れておられるという感じをいたします。首相の話のなかで、そういう危機的な、危機感を煽るような話はちょっともってのほかだなとは思っておりますけれども、まあ仕方ない。取り返しがつきませんので、見守るしかないと思いますけれども、やっぱり内子のよさをしっかりと日本国内、国外に推進することによって、内子から発信できる世界の安全、安心、平和を日本を代表してそのことも伝えていけるように、内子町としても引き続き、一端を担っていただきたいなと思います。しっかりと共々に頑張っていきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、ドローンのドローン隊の結成についてお尋ねいたします。

先月18日の総務文教常任委員会の視察研修のなかに、ドローンの消防団への導入の件でも波佐見町で研修させていただきました。令和4年、ドローンの規制緩和でレベル4の有入地帯でも飛行できるように、解禁になりました。それにより、ドローン仕様が多岐にわたり、急速に広がってまいりました。物事を空から確認できるし、熱感知機能を使えば、行方不明者の捜索。ここらは熊は出ませんが、猪等の野獣の確認、危機対策、災害時等の現地確認がいち早く実現する。また、配達等にも便利など、多岐にわたって有効な取り組みが可能になります。積極的な導入を考えるべきではないかと思いますが、内子町においても、消防団にドローン隊を設置してはどうかと思いますけど、町長のご所見をお尋ねいたします。

○総務課長（上山淳一君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 上山総務課長。

〔上山淳一総務課長登壇〕

○総務課長（上山淳一君） 向井議員のご質問にお答えします。

ドローンは上空から通常の映像や赤外線映像を取得でき、迅速な情報収集が可能です。そのため、災害時の被災状況調査や山間部での行方不明者の捜索などで幅広く活用されており、消防活動においても有効であると考えております。

ご提案の消防団ドローン隊の設置についてですが、県内でもすでにドローン隊を発足させた消防団の事例があります。近年は愛媛県主催のドローン操作講習が実施されており、今年度の講習会には、本町の消防団から5人参加をしております。

以上のことを踏まえ、本町におきましても、消防団活動でのドローン活用や配備、運用について情報収集を行い、消防団と協議したうえで検討してまいります。そのため、引き続きドローン操作講習の機会確保に努め、団員の参加呼びかけを行うとともに、すでにドローンを保有している広域消防、大洲消防でございますけれども、そことの連携。また、他部署での活用も視野に入れて検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○5番（向井一富君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 向井一富議員。

○5番（向井一富君） 前向きに取り組んでいただいておりますということに、ひと安心させていただきました。引き続きですね、いろんな人間の目線から、いろんなものが見えてくると思いますので、しっかりとですね、取り組みを進めていただいて、問題が起きたときには、速攻、役に立つように訓練をしていただきたいと思いますなと切に願うばかりでございますので、よろしくお願いたします。

最後の質問に入ります。

ふるさと住民制度というものがあります。地方創生は2014年に施行されました、まち・ひと・しごと創生法に伴い、打ち出された政策です。以降10年間、人口減少と東京一

極集中の流れを押さえることを目的に様々な取り組みが進められてきましたけれども、現状は変わらず、歯止めがかかっておりません。

そして、2025年6月、これまでの地方創生の10年間の反省を踏まえた新しい政策、地方創生2.0基本構想が石破政権のもと策定され、地方創生の目的が人口減少を食い止めることから、当面の人口減少は受け止めたうえで適用することとバージョンアップしました。

ポイントは、人口減少は避けられないなかでも、経済を成長させ、地方を元気にする適応策を実行することで、そして、そのなかでも特に肝いりの政策として基本構想に盛り込まれましたのが、ふるさと住民登録制度というものであります。

政府が地方創生に関する有識者会議において、仕事や趣味などで継続的に居住地以外に地域に関わる関係人口を増やすため、自治体がふるさと住民として登録する制度を創設、10年で1,000万人を目指すとしております。東京圏から地方へ転入する若者の比重を倍増させ、人口の偏在解消を進めるとしてありますが、そのことを内子町としてどう捉えておるか、お尋ねをいたします。

○企画情報課長（二宮大昌君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 二宮企画情報課長。

〔二宮大昌企画情報課長登壇〕

○企画情報課長（二宮大昌君） 向井議員のご質問にお答えいたします。

ふるさと住民登録制度につきましては、現在、詳細な情報が通知されておきませんので、総務省のホームページでありますとか、新聞報道等の情報の範囲のなかでご答弁をさせていただきます。

現在、すでに取り組んでいますローテンブルク市や沖縄県宜野座村との人的交流や文化交流、ふるさと納税寄附者に対する広報紙の送付、内子座友の会会員へのイベントのお知らせ、首都圏での特産物販売やPR、地域みらい留学による生徒募集、大学との連携による地域調査、首都圏の若者を対象とした交流イベント、お試しテレワークや企業ワーケーションの受け入れ、元気な集落づくり応援団事業など、様々な事業により、国の目指す関係人口による地域貢献はすでに発生していると考えております。

ふるさと住民登録制度ばかりが先走っておりますけれども、本制度導入による行政コストの増加、事務の煩雑化、個人情報管理に関するリスクなども考えられ、特に個人情報の保護が叫ばれるなか、関係人口として地域住民との信頼性を維持、深化させることができるのかどうかといった不安要素もございます。

森永議員さんの一般質問に対し、町長がご答弁させていただいたとおり、関係人口の創出につきましては、地方創生2.0のなかの関係人口を活かした都市と地域の支え合いの取り組みにつながるものと捉えており、今後も引き続きブラッシュアップしながら、関係人口の創出・拡大を進めるとともに、関係人口となった方々が、いろいろな面から町を支えていただけるよう取り組みを継続したいと考えておりますけれども、ふるさと住民として登録す

るまでの必要があるかどうかにつきましては、今後、制度の詳細が、各詳細を確認するなかで検討させていただいたらなと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○5番（向井一富君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 向井一富議員。

○5番（向井一富君） ただ今、答弁にもございましたように、いろんな新しい制度が上から下りてくると、地方は大変、事務的なものも含めて煩雑になってくるので、大変ではあるうと思えますけど。今のまま、このままの状態を見ているだけでは、なかなか地方の活気は戻ってこないと思います。こういうものも大変だとは思いますが、しっかりと運用しながら、引き続き、持続可能な内子町を目指していただけるよう、切に望みまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

本日はありがとうございました。

○議長（泉浩壽君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。

次回の本会議は、12月12日、午前10時から開会します。

本日はこれをもって散会いたします。

○議会事務局長（高嶋由久子君） ご起立願います。礼。

---

午後 2時32分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

内子町議会議員

内子町議会議員

令和7年12月第152回内子町議会定例会会議録（第3日）

- 招集年月日 令和7年12月2日（火）  
 ○開会年月日 令和7年12月12日（金）  
 ○招集場所 内子町議会議事堂

○出席議員（13名）

1番	酒井勝也君	2番	松田修君
3番	西口邦彦君	4番	城戸司君
5番	向井一富君	6番	久保美博君
7番	森永和夫君	8番	菊地幸雄君
9番	泉浩壽君	10番	大木雄君
11番	山本徹君	12番	下野安彦君
13番	山崎正史君		

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

町長	小野植正久君	副町長	山岡敦君
総務課長	上山淳一君	企画情報課長	二宮大昌君
住民課長	橋本一恵君	税務課長	久保宮賢次君
保健福祉課長	上野昌宏君	こども支援課長	亀岡秀俊君
建設デザイン課長	亀内重範君	会計課長	山本勝利君
町並・地域振興課長	高山重樹君	農林振興課長	新田栄作君
小田支所長	中嶋優治君	環境政策室長	西岡美穂君
教育長	林純司君	学校教育課長	宮久保邦博君
自治・学習課長	福見光生君		
代表監査委員	赤穂英一君	農業委員会会長	北岡清君

○出席した事務局職員の職氏名

事務局長 高嶋由久子君 書記 本田紳太郎君

○議事日程（第19号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
 日程第 2 議事日程通告  
 日程第 3 議案第 85号 内子町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

令和7年12月第152回内子町議会定例会

- 日程第 4 議案第 86号 内子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 87号 内子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 88号 内子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 89号 内子町普通公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 90号 内子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 91号 内子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第 92号 内子町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第 93号 内子町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第 94号 内子町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第 95号 内子町歴史観光交流拠点施設の指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第 96号 令和7年度内子町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第15 議案第 97号 令和7年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第16 議案第 98号 令和7年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第17 議案第 99号 令和7年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第18 議案第100号 令和7年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第19 議案第101号 令和7年度内子町高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第20 議案第102号 令和7年度内子町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第21 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第22 常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件

---

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第22まで

---

午前 10時00分 開会

○議会事務局長（高嶋由久子君） ご起立願います。礼。ご着席ください。

○議長（泉浩壽君） それでは、ただ今から本日の会議を開きます。

---

### 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（泉浩壽君） 「日程第1 会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、1番、酒井勝也議員、2番、松田修議員を指名します。

---

### 日程第 2 議事日程通告

○議長（泉浩壽君） 「日程第2 議事日程通告」をします。

本日の議事日程は、お手元に配布しております「議事日程（第19号）」のとおりであります。

これより、議事日程に従って、提出議案の審議に入ります。

---

### 日程第 3 議案第85号 内子町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（泉浩壽君） 「日程第3 議案第85号 内子町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題とします。

審査経過並びに結果について委員長の報告を求めます。城戸産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（城戸司君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 城戸委員長。

〔城戸司産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（城戸司君） 去る12月2日の本会議において産業建設厚生常任委員会に付託されました「議案第85号」について、審査の結果をご報告します。

審査経過等につきましては、配布しております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議案第85号」は原案のとおり可決すべきものとするものです。

議案について説明を受けた内容並びに質疑等について、ご報告をいたします。

本議案は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行による児童福祉法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、本条例を制定するものです。

委員の質疑においては、「どのような利用者を対象に、どのくらいの利用を見込んでいるのか。」との質疑に対し、「この事業は、子どもの成長支援を目的とし、保護者の都合は関係

なく利用したいときに利用できる制度である。対象は、保育園等に通園していない方で、具体的には、一時預かり事業の利用者や入園時の慣らし保育を希望する親子などを想定しており、月あたりおおよそ6名から7名程度を見込んでいる。」との答弁でありました。

採決の結果、「議案第85号」は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（泉浩壽君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

城戸委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第85号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第85号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（泉浩壽君） 起立全員であります。

よって、「議案第85号」は委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第 4 議案第86号 内子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第87号 内子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第88号 内子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（泉浩壽君） 「日程第4 議案第86号 内子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、「日程第5 議案第87号 内子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、「日程第6 議案第88号 内子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」以上3件を一括議題とします。

審査経過並びに結果について委員長の報告を求めます。城戸産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（城戸司君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 城戸委員長。

〔城戸司産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（城戸司君） 去る12月2日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました「議案第86号」、「議案第87号」、「議案第88号」の3議案について、審査の結果をご報告します。

審査経過等につきましては、配布しております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議案第86号」から「議案第88号」の3議案は、原案のとおり可決すべきものとするものです。

議案について説明を受けた内容並びに質疑等について、ご報告いたします。

本3議案は、児童福祉法等の一部を改正する法律及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、関係条例の一部を改正するものです。

委員の質疑においては、「町内に家庭的保育事業を実施している事業者はあるのか。」との質疑に対し、「町内には該当する施設、事業者はない。」との答弁でありました。

採決の結果、「議案第86号」、「議案第87号」、「議案第88号」の3議案は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（泉浩壽君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

城戸委員長、席にお戻りください。

討論と採決は議案ごとに行います。

まず「議案第86号 内子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」討論を行います。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第86号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第86号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（泉浩壽君） 起立全員であります。

よって、「議案第86号」は委員長報告のとおり可決されました。

次に、「議案第87号 内子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」討論を行います。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第87号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第87号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（泉浩壽君） 起立全員であります。

よって「議案第87号」は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、「議案第88号 内子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第88号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第88号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（泉浩壽君） 起立全員であります。

よって、「議案第88号」は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第 7 議案第89号 内子町普通公園条例の一部を改正する条例について

○議長（泉浩壽君） 「日程第7 議案第89号 内子町普通公園条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。城戸産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（城戸司君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 城戸委員長。

〔城戸司産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（城戸司君） 去る12月2日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました「議案第89号」について、審査の結果をご報告します。

審査経過等につきましては、配布しております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議案第89号」は原案のとおり可決すべきものとするものです。

議案について説明を受けた内容並びに質疑等について、ご報告いたします。

本議案は、新たに坂町ひろばを設置するため、本条例の一部を改正するものです。

委員の質疑においては、「公園の維持管理はどうするのか。」との質疑に対し、「当面、町が管理するが、今後、花壇等の維持管理については地域団体やボランティアなどの協力体制を検討していきたい。」との答弁でありました。

採決の結果、「議案第89号」は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（泉浩壽君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

城戸委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第89号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第89号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（泉浩壽君） 起立全員であります。

よって、「議案第89号」は、委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第 8 議案第90号 内子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第91号 内子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 10 議案第92号 内子町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 11 議案第93号 内子町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（泉浩壽君） 「日程第8 議案第90号 内子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、「日程第9 議案第91号 内子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、「日程第10 議案第92号 内子町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」、「日程第11 議案第93号 内子町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」以上4件を一括議題とします。

審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。向井総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（向井一富君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 向井委員長。

〔向井一富総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（向井一富君） 去る12月2日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました「議案第90号」、「議案第91号」、「議案第92号」、「議案第93号」の4議案について、審査の結果をご報告します。

審査経過等につきましては、配布しております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議案第90号」から「議案第93号」までの4議案は、原案のとおり可決すべきものとするものです。

議案について説明を受けた内容並びに質疑等について、ご報告をいたします。

本4議案は、令和7年8月7日付け人事院勧告に伴い、関係条例の一部を改正するものです。委員の質疑においては、「通勤手当の改正がされているが、現在、町外から通勤している職員の実数は何名いるのか。」との質疑に対し、「町外から通勤している職員の人数は、現時点で29名である。」との答弁でありました。

また、「町外から通勤している職員の住民税はどこで課税されるのか。」との質疑に対し、「住民税は、1月1日時点で住民票が置かれている市町村で課税されるため、町外通勤者については居住地での課税となる。ただし、ふるさと納税について協力依頼をしており、納税の実績もある。」との答弁がありました。

採決の結果、「議案第90号」、「議案第91号」、「議案第92号」、「議案第93号」の4議案は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（泉浩壽君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

向井委員長、席にお戻りください。

討論と採決は議案ごとに行います。

まず「議案第90号 内子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第90号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第90号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（泉浩壽君） 起立全員であります。

よって、「議案第90号」は委員長報告のとおり可決されました。

次に「議案第91号 内子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第91号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第91号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（泉浩壽君） 起立全員であります。

よって、「議案第91号」は委員長報告のとおり可決されました。

次に、「議案第92号 内子町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第92号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第92号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（泉浩壽君） 起立全員であります。

よって、「議案第92号」は委員長報告のとおり可決されました。

最後に「議案第93号 内子町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第93号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第93号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（泉浩壽君） 起立全員であります。

よって、「議案第93号」は委員長報告のとおり可決されました。

---

**日程第 12 議案第94号 内子町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例について**

○議長（泉浩壽君） 「日程第12 議案第94号 内子町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。向井総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（向井一富君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 向井委員長。

〔向井一富総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（向井一富君） 去る12月2日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました「議案第94号」について、審査の結果をご報告します。

審査経過等につきましては、配布しております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議案第94号」は原案のとおり可決すべきものとするものです。

議案について説明を受けた内容並びに質疑等について、ご報告をいたします。

本議案は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づくシステムの標準化に伴い、本条例の一部を改正するものです。

委員の質疑においては、「個人情報の閲覧や利用の記録はどのように管理されているのか。」との質疑に対し、「マイナポータルで自分の情報の利用履歴を確認できるほか、公務における閲覧、利用は厳格に記録・管理され、適正な運用が求められており、罰則も設けられている。」との答弁でありました

採決の結果、「議案第94号」は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（泉浩壽君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

向井委員長、席にお戻りください。

これより、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第94号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第94号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（泉浩壽君） 起立全員であります。

よって、「議案第94号」は委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第 13 議案第95号 内子町歴史観光交流拠点施設の指定管理者の指定について

○議長（泉浩壽君）「日程第13 議案第95号 内子町歴史観光交流拠点施設の指定管理者の指定について」を議題とします。

審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。城戸産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（城戸司君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 城戸委員長。

〔城戸司産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（城戸司君） 去る12月2日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました「議案第95号」について、審査の結果をご報告します。

審査経過等につきましては、配布しております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議案第95号」は原案のとおり可決すべきものとするものです。

議案について説明を受けた内容並びに質疑等について、ご報告をいたします。

本議案は、公の施設指定管理者選定委員会の審査結果報告に基づく指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

委員から特に質疑はなく、採決の結果、「議案第95号」は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（泉浩壽君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。城戸委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第95号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第95号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（泉浩壽君） 起立全員であります。

よって、「議案第95号」は委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第 14	議案第 96号	令和7年度内子町一般会計補正予算（第4号）について
日程第 15	議案第 97号	令和7年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第 16	議案第 98号	令和7年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第 17	議案第 99号	令和7年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
日程第 18	議案第100号	令和7年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第 19	議案第101号	令和7年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算（第1号）について
日程第 20	議案第102号	令和7年度内子町水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（泉浩壽君） 「日程第14 議案第96号 令和7年度内子町一般会計補正予算（第4号）について」、「日程第15 議案第97号 令和7年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」、「日程第16 議案第98号 令和7年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）について」、「日程第17 議案第99号 令和

7年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」、「日程第18 議案第100号 令和7年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）について」、「議案第100号 令和7年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）について」、「日程第19 議案第101号 令和7年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算（第1号）について」、「日程第20 議案第102号 令和7年度内子町水道事業会計補正予算（第2号）について」以上7件を一括議題とします。

審査結果について、委員長の報告を求めます。菊地予算決算常任委員長、登壇願います。

○予算決算常任委員長（菊地幸雄君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 菊地委員長。

[菊地幸雄予算決算常任委員長登壇]

○予算決算常任委員長（菊地幸雄君） ご報告申し上げます。

去る12月2日の本会議において、予算決算常任委員会に付託されました「議案第96号 令和7年度内子町一般会計補正予算（第4号）」から「議案第102号 令和7年度内子町水道事業会計補正予算（第2号）」の7件の補正予算について、12月8日に委員13名全員出席のもと、各課長等からの説明を受け、質疑を行い、慎重な審査を行いました。

審査の結果につきましては、配付いたしております審査報告書のとおり、全7議案、原案のとおり可決すべきものとするものでございます。

議案ごとに説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。

「議案第96号 令和7年度内子町一般会計補正予算（第4号）」につきましては、歳入歳出それぞれ2億5,038万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は127億1,935万5,000円とするものです。前年同期と比較して4.0%の増額となっております。

「一般会計補正予算（第4号）」に充当する財源は、国県支出金8,579万7,000円の増額、地方債4,000万円の増額、その他特定財源2,780万4,000円の減額、一般財源は1億5,239万6,000円の増額となっております。

今回の補正予算は、令和7年度人事院勧告にともなう人件費の調整と防災・安全安心づくり、障がい福祉などにかかる政策等について予算化しているものです。

主な歳出予算ですが、3款民生費では、うちこ子育て応援事業費について、今年度の実績から不足が見込まれるため、35万7,000円を増額補正しており、委員から「本事業について、当初の見込みより児童数が増えたのか。今年度はどの程度見込んでいるのか。」との質問に対し、「本事業の有効期限は公布年度の翌年度までであり、令和6年度に生まれた子どもも対象となる。令和5年度と6年度を比較すると交付対象者は19名増えており、利用時期による差はあるものの、当初見込みより増加傾向にあると分析している。」との答弁がありました。

4款衛生費においては、粗大ごみ等の収集運搬処分業務の委託料について、9月末時点の実績が当初の見込みを上回ったため、今後の収集見込み分として、108万9,000円を

追加計上しており、委員から、「9月末時点で予算をほぼ執行しているとあるが、その要因をどう捉えているのか。」との質問に対し、「粗大ごみの申し込みは、近年増加傾向にある。特に今年度は10月1日から家電4品目を粗大ごみの対象外としたため、申込が9月末までに集中し、結果として予算残額が当初見込みより少なくなった。」との答弁がありました。

6款農林水産業費においては、令和7年発生 of 災害に対応するため、農道6路線の崩土や倒木の除去などに要する修繕費として155万5,000円を計上しており、委員から、「災害対策として、復旧対策と事前の予防対策についてどのように考えているのか。」との質問に対し、「今回、生活道路の通行確保を優先し、崩壊により通行に支障をきたした箇所 of 復旧・修繕を要する災害対策として予算を計上している。事前の予防対策については、公共道路用地内などに関しては状況により対応可能であるが、私有地にある立木の伐採については所有者の同意が必要であり、すべてを網羅するのは難しい。現時点では、復旧費を基本に予算化している。」との答弁がありました。

10款教育費においては、文化財保護費に太田城遺物再評価プロジェクト企画の経費として25万円を計上しており、委員から、「本プロジェクトの概要と予算内容の説明を。」との質問に対し、「現在の小田、城の台公園は中世の山城、太田城という歴史があり、約30年前の大規模発掘調査で出土された遺物は、当時の暮らしを知るうえで考古学的に貴重な資料であることが判明した。本事業は、こうした貴重な文化財を広く周知することを目的としており、出土品や復元品の展示費用のほか、茶の湯をとおして当時の暮らしを体験する企画に係る経費として報償費、消耗品費等を予算計上している。」との答弁がありました。

その他、補正予算について多くの質疑がなされました。

採決の結果、「議案第96号 令和7年度内子町一般会計補正予算（第4号）」は、原案のとおり、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第97号 令和7年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」につきましては、歳入歳出それぞれ2,285万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を17億8,690万7,000円とするものです。

委員から特に質疑はなく、採決の結果、「議案第97号」は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第98号 令和7年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）」につきましては、歳入歳出それぞれ145万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億378万8,000円とするものです。

今回の補正は、令和8年度から後期高齢者医療保険料へ導入される子ども・子育て支援金制度の施行に向けたシステム改修費として145万8,000円を計上しており、委員から、「システム改修はどのようなものか。」との質問に対し、「システムの改修内容は、愛媛県広域連合が県内全域の被保険者の保険料等を算定するための基盤システムと広域連合とのデータ連携を担う各市町が利用するシステムの改修であり、当町分の改修費を予算計上している。」との答弁がありました。

採決の結果、「議案第98号」は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第99号 令和7年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」につきましては、歳入歳出それぞれ2,127万2,000円を減額し、総額を29億5,689万3,000円とするものです。

委員から特に質疑はなく、採決の結果、「議案第99号」は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に「議案第100号 令和7年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）」につきましては、歳入歳出それぞれ20万円を追加し、総額を1,433万6,000円とするものです。

委員から特に質疑はなく、採決の結果、「議案第100号」は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に「議案第101号 令和7年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算（第1号）」につきましては、歳入歳出それぞれ309万2,000円を追加し、総額を4,951万1,000円とするものです。

無線LANの環境を整える費用として、279万4,000円を計上しており、委員から、「無線LANの利用範囲や制限はどのようになっているのか。」との質問に対し、「利用についての制限等は特設していない。主に帰宅後の個人の時間における携帯電話やパソコンでの利用を想定している。」との答弁でありました。

採決の結果、「議案第101号」は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第102号 令和7年度内子町水道事業会計補正予算（第2号）」につきましては、収益的支出の補正として、人事院勧告に基づき人件費78万8,000円を増額し、収益的支出を4億2,772万3,000円とするものです。

特に質疑はなく、採決の結果、「議案第102号」は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（泉浩壽君） 委員長報告に対する質疑を省略します。菊地委員長、席にお戻りください。

討論と採決は議案ごとに行います。

「議案第96号 令和7年度内子町一般会計補正予算（第4号）について」討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第96号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（泉浩壽君） 起立全員であります。

よって、「議案第96号」は委員長報告のとおり可決されました。

次に「議案第97号 令和7年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「省略。」「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第97号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（泉浩壽君） 起立全員であります。

よって「議案第97号」は委員長報告のとおり可決されました。

次に、「議案第98号 令和7年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、討論を終結します。

「議案第98号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（泉浩壽君） 起立全員であります。

よって、「議案第98号」は委員長報告のとおり可決されました。

次に、「議案第99号 令和7年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第99号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（泉浩壽君） 起立全員であります。

よって、「議案第99号」は委員長報告のとおり可決されました。

次に、「議案第100号 令和7年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第100号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（泉浩壽君） 起立全員であります。

よって、「議案第100号」は委員長報告のとおり可決されました。

次に「議案第101号 令和7年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算（第1号）について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第101号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（泉浩壽君） 起立全員であります。

よって、「議案第101号」は委員長報告のとおり可決されました。

次に「議案第102号 令和7年度内子町水道事業会計補正予算（第2号）について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第102号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（泉浩壽君） 起立全員であります。

よって、「議案第102号」は委員長報告のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩とします。

午前11時より再開します。

午前 10時49分 休憩

---

午前 11時00分 再開

○議長（泉浩壽君） 休憩前に続き、会議を開きます。

---

## 日程第 21 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（泉浩壽君） 「日程第21 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、次期定例会まで閉会中も継続して調査したい旨、申し出がありました。

お諮りします。議会運営委員長からの申し出のとおり、次期定例会まで閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） 従って、議会運営委員長からの申し出のとおり、次期定例会まで閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

## 日程第 22 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（泉浩壽君） 「日程第22 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件」を議題とします。

各常任委員長から、会議規則第75条の規定により、次期定例会まで、閉会中も継続して調査したい旨、申し出がありました。

お諮りします。各常任委員長からの申し出のとおり、次期定例会まで閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ご異議なしと認めます。

従って、各常任委員長からの申し出のとおり、次期定例会まで閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

ここで、小野植町長、ご挨拶をお願いします。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 閉会にあたりまして、一言お礼を申し上げます。

まずは、提案いたしました議案について、慎重審議のうえ、全議案をお認めいただき、誠にありがとうございました。それぞれの審議のなかでいただきましたご意見等を踏まえ、業務の趣旨、目的に沿って適切に執行してまいります。

さて、年末を前に、12月23日には、ソルファオダスキーゲレンデの今季のオープンが予定されております。今シーズンは、町民の皆様を対象とした駐車場やリフトの割引料金が設けられると伺っております。四国最長を誇る1,200mのアイデアルコースをはじめ、初心者から上級者まで幅広く楽しめるコースに加え、子どもたちも楽しめるキッズパークも整備されております。この機会に、多くの皆様に小田深山の冬を楽しんでいただければと思います。

また、内子座の保存修理事業に対しまして、ふるさと納税型のクラウドファンディングによる支援を、第1弾として12月末まで募集しております。内子座に思いのある方々からすでにご寄付が集まってきており、町内外から愛される場所であること、また、これまで取り

組んできた歴史的資源を保存・活用したまちづくりを誇りに思うとともに、無事、修理を終えることへの責務を感じているところでございます。

また、国におきましても、先月21日、21兆3,000億円規模の経済対策『強い経済』を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～」を閣議決定しました。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましても、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために充実する旨、盛り込まれておりますので、今後の国の動向を注視しながら検討していきたいと考えております。

さて、今年も残すところもう10日あまりとなり、一段とあわただしくなっております。議員各位におかれましては、くれぐれもご自愛いただき、町政発展のため、引き続きご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。町長としての挨拶に代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（泉浩壽君） 以上をもちまして、令和7年12月第152回内子町議会定例会を閉会します。

本日はこれをもって散会します。

○議会事務局長（高嶋由久子君） ご起立願います。礼。

---

午前 11時5分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

内子町議会議員

内子町議会議員

第152回定例会付議事件名及び議決結果一覧表

1. 議員提出議案

番号	件名	提出 年月日	議決 年月日	議決結果
発議 2	内子町議会会議規則の一部を改正する規則について	R7.12.2	R7.12.2	原案可決

2. 町長提出議案

番号	件名	提出 年月日	議決 年月日	議決結果
議案 85	内子町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	R7.12.2	R7.12.12	原案可決
議案 86	内子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	R7.12.2	R7.12.12	原案可決
議案 87	内子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	R7.12.2	R7.12.12	原案可決
議案 88	内子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	R7.12.2	R7.12.12	原案可決
議案 89	内子町普通公園条例の一部を改正する条例について	R7.12.2	R7.12.12	原案可決
議案 90	内子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	R7.12.2	R7.12.12	原案可決
議案 91	内子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	R7.12.2	R7.12.12	原案可決
議案 92	内子町特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について	R7.12.2	R7.12.12	原案可決
議案 93	内子町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	R7.12.2	R7.12.12	原案可決

番号	件名	提出 年月日	議決 年月日	議決結果
議案 94	内子町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について	R7.12.2	R7.12.12	原案可決
議案 95	内子町歴史観光交流拠点施設の指定管理者の指定について	R7.12.2	R7.12.12	原案可決
議案 96	令和7年度内子町一般会計補正予算（第4号）について	R7.12.2	R7.12.12	原案可決
議案 97	令和7年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について	R7.12.2	R7.12.12	原案可決
議案 98	令和7年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）について	R7.12.2	R7.12.12	原案可決
議案 99	令和7年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について	R7.12.2	R7.12.12	原案可決
議案 100	令和7年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）について	R7.12.2	R7.12.12	原案可決
議案 101	令和7年度内子町高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算（第1号）について	R7.12.2	R7.12.12	原案可決
議案 102	令和7年度内子町水道事業会計補正予算（第2号）について	R7.12.2	R7.12.12	原案可決
議案 103	内子町教育委員会委員の任命について	R7.12.2	R7.12.2	原案可決
議案 104	内子町固定資産評価審査委員会委員の選任について	R7.12.2	R7.12.2	原案可決
議案 105	内子町固定資産評価審査委員会委員の選任について	R7.12.2	R7.12.2	原案可決
議案 106	内子町固定資産評価審査委員会委員の選任について	R7.12.2	R7.12.2	原案可決

## 議員提出議案

発議第2号

内子町議会会議規則の一部を改正する規則について

内子町議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のように定めることにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び第7項並びに内子町議会会議規則（平成17年内子町議会規則第1号）第14条第3項の規定により、提出する。

令和7年12月2日提出

提出者 内子町議会 議会運営委員会

委員長 山崎 正史

（提案理由）

地方自治法の一部改正を受け、標準町村議会会議規則が一部改正されたことに伴い、議会に係る手続きについてオンライン化に対応した改正を行うとともに、現在の社会情勢等に照らし所要の整備を行うため、内子町議会会議規則の一部を改正するものである。

（別紙）

内子町議会会議規則の一部を改正する規則

内子町議会会議規則（平成17年内子町議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第101条」を「第101条の2」に、

「第13章 懲罰（第110条—第116条）

第14章 会議録（第117条—第119条）

第15章 全員協議会（第120条） を

第16章 議員の派遣（第121条）

第17章 補則（第122条） 」

「第13章 懲罰（第110条—第116条）

第14章 公聴会（第117条—第122条）

第15章 参考人（第123条）

第16章 会議録（第124条—第126条） に改める。

第17章 全員協議会（第127条）

第18章 議員の派遣（第128条）

第19章 補則（第128条の2—第129条）」

第9条第2項中「認めるときは」を「認める場合は、会議に宣告することにより」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第32条第1項中「共に」を「ともに」に改め、同条に次の1項を加える。

4 投票の効力に係る法第118条（投票による選挙・指名推選及び投票の効力の異議）第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が決定する。

第35条中「共に」を「ともに」に改める。

第63条中「質問については、」の次に「第55条（質疑の回数）及び」を加える。

第85条中「（開票及び投票の効力）」の次に「第1項から第3項まで」を加える。

第92条第1項及び第100条中「共に」を「ともに」に改める。

第11章中第101条の次に次の1条を加える。

（資格決定の通知）

第101条の2 法第127条（失職及び資格決定）第3項の規定により準用される法第118条（投票による選挙・指名推選及び投票の効力の異議）第6項の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第103条中「外とう、襟巻、つえ、かさ、写真機及び録音機」を「コート、マフラー、傘」に改め、同条ただし書中「議長の許可を得たときは」を「会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては」に改める。

第122条を第129条とし、第17章中同条の前に次の2条を加える。

（電子情報処理組織による通知等）

第128条の2 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

- 2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。
- 3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。
- 4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第21条（日程の作成及び配布）、第91条（請願書の写しの配布）及び第92条（請願の委員会付託）第1項の規定による議員に対する通知にあっては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示したものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。
- 5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。
- 6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認すべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうち第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6

項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。)」とする。

(電磁的記録による作成等)

第128条の3 この規則の規定(第29条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)第1項(第85条(選挙規定の準用)において準用される場合を含む。))を除く。)において議会等が文書等を作成し、又は保存すること(次項において「作成等」という。)が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

第17章を第19章とする。

第16章中第121条を第128条とする。

第16章を第18章とする。

第15章中第120条を第127条とする。

第15章を第17章とする。

第14章中第119条を第126条とし、第118条を第125条とし、第117条を第124条とする。

第14章を第16章とし、第13章の次に次の2章を加える。

#### 第14章 公聴会

(公聴会開催の手続)

第117条 議会が、法第115条の2(公聴会及び参考人)第1項の規定により、会議において、公聴会を開こうとするときは、議会の議決でこれを決定する。

2 議長は、前項の議会の議決があったときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第118条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議会に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第119条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長は、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第120条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

- 2 前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。
- 3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第121条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

- 2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第122条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

#### 第15章 参考人

(参考人)

第123条 議会が、法第115条の2（公聴会及び参考人）第2項の規定により、会議において、参考人の出席を求めようとするときは、議会の議決でこれを決定する。

- 2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。
- 3 参考人については、第120条（公述人の発言）、第121条（議員と公述人の質疑）及び第122条（代理人又は文書による意見の陳述）の規定を準用する。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---